

目次

1	設置の趣旨および必要性	p4
	ア 法人・大学の改革および既設学科等の教育研究上の理念と目的	
	イ 臨床心理学専攻博士後期課程設置の趣旨および必要性	
	ウ どのような人材を育成するか	
	エ 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)	
	オ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)	
	カ 入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)	
	キ 中心的な学問分野	
2	研究科、専攻等の名称および学位の名称	p23
	ア 名称変更する学部等	
	イ 課程変更の認可を受ける学部等	
	ウ 基礎となる学部等の名称	
3	教育課程の編成の考え方および特色	p24
	ア 教育課程の編成に関する考え方および特色	
	イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)	
4	教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件	p31
	ア 教育方法および履修指導方法	
	イ 研究指導の方法及び修了要件	
	ウ 研究に関する倫理審査体制	
5	基礎となる学部(博士前期課程)との関係	p38
6	「大学院設置基準」第14条による教育の実施	p40
	ア 修業年限	

イ 履修指導及び研究指導の方法	
ウ 授業の実施方法	
エ 教員の負担の程度	
オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の構成に関する配慮、必要な職員の配置	
カ 入学者選抜	
キ 必要とされる野であること	
ク 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなど教員組織の整備状況	
7 入学者選抜の概要	p44
ア 入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を含む選抜方法・選抜体制	
イ 一般選抜	
ウ 社会人特別選抜	
8 組織の編成の考え方及び特色	p47
ア 教員配置	
イ 教員の年齢構成と定年	
9 研究の実施についての考え方、体制、取組	p48
10 施設、設備等の整備計画	p49
ア 大学院附属臨床心理相談センター	
イ 図書等の資料及び図書館の整備計画	
11 管理運営	p60
12 自己点検・評価	p61
ア 実施体制及び実施方法	
イ 点検・評価項目	
13 認証評価	p64

ア 大学基準協会による第三者評価(平成 18 年度)

イ (財)日本高等教育評価機構による第三者評価(平成 23 年度)

ウ (財)日本高等教育評価機構による第三者評価(平成 29 年度)

14 情報の公表

p64

ア 公表項目

イ 情報の公表についての実施方法

ウ 情報提供項目

15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

p69

1 設置の趣旨および必要性

ア 法人、大学の改革および既設学科等の教育研究上の理念と目的

① 法人、大学の改革

西九州大学は、「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神のもと、健康栄養学部、健康福祉学部、リハビリテーション学部、子ども学部、看護学部を置き、健康、福祉、教育・保育、看護に関する地域の「知の創造拠点」として頼りにされる大学を目指し、地域社会と密接に連携し、地域のニーズに柔軟に対応できる教育研究機関となるべく、地域志向型の大学を目指してこれまで発展してきた(資料 1)。昭和 43 年の開学以来、「食・健康と福祉の探究」を目指す学際的な理念を掲げ、人々の生活を支援して社会を支える人材養成を大学ミッションとして、栄養と福祉の両分野にわたる多数の有為な人材を育成して地域社会に輩出してきた(資料 2)。本学は、佐賀県内唯一の私立 4 年制大学として、建学の精神である「健康と福祉の探究」を目指して教育研究を深化・発展させるため、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉、臨床心理、教育・保育、管理栄養、理学療法、作業療法、看護の各分野において求められている専門職業人の養成に努めてきた(資料 3)。

さらに、平成 25 年、西九州大学は、大学院改組とは別に、大学としての基本的な方向性に重要な転換と進展を促すような契機を与えられた。すなわち、西九州大学が佐賀大学と共同で申請した「コミュニティ・キャンパス佐賀アクティベーション・プロジェクト」が文部科学省による「平成 25 年度地(知)の拠点整備事業」に採択されたことである。西九州大学は、従来から地域社会とのつながり、連携を機軸とする研究教育のあり方を模索し、機会あるごとに文部科学省の各種助成事業に応募し、採択されてきた(資料 4)。平成 28 年には「地(知)の拠点整備事業」を足がかりにした「私立大学研究ブランディング事業」の採択へとつながった。

西九州大学は伝統を継承しつつ、そのさらなる発展を期すため、地(知)の拠点整備事業への採択を契機に、大学をあげて地域に根ざし、地域とともに発展する大学、地域志向の大学となることを決意し、「地域大学宣言」を公にするところとなった(資料 5)。

このように西九州大学では、これまで建学以来のテーマである「健康と福祉の探求」のさらなる充実を図るために、平成 11 年 4 月に大学院健康福祉学研究科修士課程が開設された。そして平成 14 年 4 月より健康福祉学研究科に、「臨床心理コース」が開設されるとともに、臨床心理実習施設としての附属臨床心理相談センターが併設された。平成 21 年 4 月には、同研究科に「リハビリテーションコース」が開設された。さらに「臨床心理コース」の経緯と実情を踏まえて、地域からの要請に対応する「心の相談・支援の専門家」を養成するための基盤強化を図るため、平成 26 年 4 月に大学院「臨床心理学専攻」が開設され、その寄って立つ学問的立場の明確化を図ってきた。

また、1954 年(昭和 29 年)に学校法人永原学園が設立され、1968 年(昭和 43 年)佐賀家政大学が開設、さらに 1974 年(昭和 49 年)には西九州大学に校名が変更され、2002 年(平成 14 年)社会福祉学科の中に「臨床心理コース」が設立された。同時に大学院附属の臨床心理相談センターも設立し、院生の教育・研究と実践を繋ぐインターンシップに欠くことのできない施設となっている。本学は臨床心理学の教育・研究の最前線を常に走ってきた 20 年以上の歴史がある(資料 6)。

これまで、臨床心理学専攻修士課程は、入学者数と志願者数との倍率が恒常的に 3 倍以上(最高倍率は平成 18 年度の 5.0 倍)を持続しており、この状況は今後ともに持続するものと推測される。

② 既設学科等の教育研究上の理念と目的

子ども学部心理カウンセリング学科は、臨床心理学に関する基本的な知識と素養を通して、建学の精神である社会貢献や人類福祉の向上に努めるために、「豊かな人間性と確かなコミュニケーション能力を持った臨床心理の専門職業人、および専門知識と応用技術を持って社会に貢献できる人」を育成することを目的としている。具体的には、地域社会の中で、子どもを取り巻く環境(家族・学校・教員・地域社会(コミュニティ))に対する深い理解に基づき、子どもの成長発達や障害のある人の心理特性を理解して支援が出来る人材の養成を目指している。

大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻修士課程は、人の地域社会における豊かで自立した生活を目指す「生活支援科学」というコンセプトにおいて支援対象者の「心の領域」を支える心理的支援が重要との認識の下、「現代社会における心の相談・支援のための高い倫理観を有し、臨床心理学の精深な学識に基づいた豊かな人間理解力を身につけるとともに、それを活かした臨床実践ができる高度専門職業人を養成する」ことを目的としている。より具体的には、将来、臨床心理士((財)日本臨床心理士資格認定協会認定資格)や公認心理師の有資格者として社会で活躍できるよう、精神疾患、発達障害、不登校・いじめ、虐待、就労、災害などの現代的な課題に対して、専門的な心理査定及び支援技術をもって対応するための学問的追求と実習教育に取り組んでいる。

③ 豊富な臨床実習体験(学内実習・学外実習)

子ども学部心理カウンセリング学科では、公認心理師資格必修科目の「心理実習」(4年生)において、保健医療・福祉・教育・司法・産業領域の見学実習(新型コロナウイルスまん延状況によるオンライン形式を含む)を行う他、非資格課程においても、地域における支援への関心と実力を高めるために、小学校における活動の補助を行っている。

大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻修士課程は、臨床心理士・公認心理師養成のための学内実習施設(附属臨床心理センター)を有しており、平成14年4月の開設から現在まで大学院生が担当教員の指導のもとに、地域から来談される臨床ケースに対する臨床心理面接や遊戯面接、集団心理面接あるいは心理検査等の臨床活動を継続して展開している。学内実習(大学院附属臨床心理相談センターにおける実習)では、まず受付事務などのマナー教育を学ぶ。これによって電話の受付などができるようになる。その経験をした後に、ここでカウンセリングやプレイセラピーを実際に体験することになり、本格的なカウンセラーとしての第一歩を踏み出すのがこの場である。因みに、令和3年度の臨床心理センターの活動状況を見ていくと、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相談センターの相談活動を一時休止したこともあるが、新規の来談ケース数は20ケース、前年度からの継続来談ケース数は26ケース、年間合計46ケースの来談状況となっている。来談ケースの年齢は、特に小学生(7歳～12歳)が多い傾向にあるが、ここ数年の動向として成人(23歳～60歳)の来談の増加と、本年度からは就学前の子どもに関する育児・発達相談が急増している。また相談内容をみると、不登校や心身症、学校や職場での不適応行動、抑うつ傾向、育児・発達相談に関するものがあげられる(資料7-1、7-2、7-3、7-4)。

加えて臨床心理学専攻修士課程では、臨床心理士・公認心理師養成のための豊富な学外実習が用意されている。学外実習機関は、中学校、精神科病院、医療型障害児入所施設、児童養護施設、障害児少年鑑別所に拡がり、見学実習のみならず、適応上の困難や傷病を抱える人に実際に接する臨床実習も行われている。これらは、資格を希望するどの大学院生にも2年間継続して行われ、彼らが少なくとも3領域の経験を積むことができるようにしている。実習先と大学は提携しており、安心して実習に赴くことができる。臨床心理実習の概要と実習時期について表に示す(資料8、資料9、資料10)。

④ 手厚い学生指導(スーパーヴィジョン)

学部を卒業して地域人材として人の心に寄り添い、その成長とつき合ううえで、さらには大学院修士課程を修了して、専門職である臨床心理士・公認心理師として心理支援を要する人に向き合ううえで、実際に自分自身がその役割が担えるかどうかは、誰しも不安を憶える。そこで大学及び大学院は、初心者の社会実践をどう育てるのか、その教育体制が問われることになり、これが大学及び大学院の質を決めると言っても過言ではない。その指導の要である各ゼミ担当教員はすべて臨床心理士と公認心理師の両方、もしくは一方の資格を有していることから、ゼミ担当教員には、学部及び大学院生としての生活や研究活動だけではなく、実習やカウンセリングについてもいつでも相談することができる。また、本学臨床心理学専攻修士課程では、全教員が臨床心理実習及び心理実践実習を担当しており、実習教育をサポートできる体制をとっている。さらに学外の専門家からも個人やグループでスーパーヴィジョンを受けるシステムを作っている。これらの専門家は、本学教員スタッフがしっかりと選んだベテラン臨床心理士・公認心理師ばかりである。

⑤ 多くの学会開催

本学臨床心理学専攻修士課程では、大学内外において臨床心理学の本質である人間理解を深めるため、多くの学会を西九州大学が主催している。

- | | | |
|--------------|--------------------|-----------|
| ・2011 年 8 月 | 日本コラージュ療法学会第 3 回大会 | 約 150 名参加 |
| ・2015 年 8 月 | 日本コラージュ療法学会第 7 回大会 | 約 200 名参加 |
| ・2017 年 8 月 | 日本遊戯療法学会第 23 回大会 | 約 300 名参加 |
| ・2021 年 2 月 | 日本臨床心理劇学会第 46 回大会 | 約 100 名参加 |
| ・2021 年 10 月 | 日本箱庭療法学会第 34 回大会 | 約 600 名参加 |

他にも全国レベルの研修会なども主催しており、現代の心理的問題に多角的な側面からアプローチを行っている。

⑥ 卒業生・修了生の進路状況

子ども学部心理カウンセリング学科の卒業生の約半数は、心理学を専攻した者が得られる児童指導員任用資格などの資格を生かした専門職に就職している。令和3年度は、進路決定者(39名)のうち、児童福祉施設に就職する者(19名:48.7%)や、法務省専門職員(人間科学)採用試験に合格して法務教官になる者(1名:2.6%)を輩出した。そして、本学大学院臨床心理学専攻には6名(15.4%)が進学している。

また、大学院「臨床心理学専攻」は佐賀県における唯一の臨床心理士養成のため指定大学院、さらに平成30年度には、国家資格である公認心理師の養成施設として認められ、これまでに88人の修了生を輩出している(臨床心理士資格取得者数80名、公認心理師資格取得者数50名)。活動領域として、佐賀県、長崎県、福岡県、熊本県、宮崎、広島、福島県において「臨床心理士・公認心理師」等の心理専門職や対人援助職―具体的にはスクールカウンセラーや精神科病院における心理カウンセラー、児童相談所の心理判定員、大学の学生相談室の心理カウンセラー、児童福祉施設の心理カウンセラー、教育委員会子ども課の巡回指導員など―の専門的職業人として、多くは心理臨床の現場で実践家として働いている(資料11)。

⑦ 臨床心理学専攻博士後期課程の教育目的

西九州大学は、既設の子ども学部心理カウンセリング学科、及び大学院臨床心理学専攻修士課程を通して、臨床心理学の基礎から実践までを修得する6年間の教育課程を実現し、現場における支援人材を多数輩出している。そこで次に課題となるのが、これらの支援人材の指導を高等教育機関や現場で行える、次世代指導者の養成である。また、指導人材になるためには、急速な社会変動に加えて、感染症や災害に対する支援などの新しい課題が国際的にも発生している現代において、今後の

持続可能な社会を担う人の心の心理的な適応・発達上の課題や支援方法の開発などに対応できる研究能力の養成も課題である。つまり今後は、さらなる高度な心理臨床能力と臨床心理学研究能力を統合する場が必要不可欠と推測される。

そこで、臨床心理学専攻博士後期課程は、現代のさまざまな心理的問題に対応しうる臨床心理学的研究者及び高等教育機関等において専門性の高い臨床心理学的実践の指導を行える心理臨床家の養成を目的とする。

◎「臨床心理学専攻」修士課程で習得した心理臨床能力を臨床現場で発揮しながら、その能力をさらに伸ばし、さまざまな領域の事例や困難度の高い事例にも対応できるように教育する。

◎心理臨床実践を多角的な視点から検討し、臨床心理学に資する研究を行える人材を育成する。

◎大学、専門学校、研究機関の教育・研究者の人材を育成する。

現在、中国、四国、九州地区で公認心理師国家試験受験資格を目指せる大学は21校である。さらに、公認心理師法第7条第2号に規定する認定施設(研究施設)が全国に9か所(九州1か所)あり、大学、研究機関での指導者としての活躍が期待できる。

上記、高度な心理臨床能力と臨床心理学研究能力を統合することを目的に高度で専門的な能力を有する人材を育成する臨床心理学専攻博士後期課程の設置を申請する(図1)。

臨床心理学専攻博士（前期・後期）課程の設置に係る概要

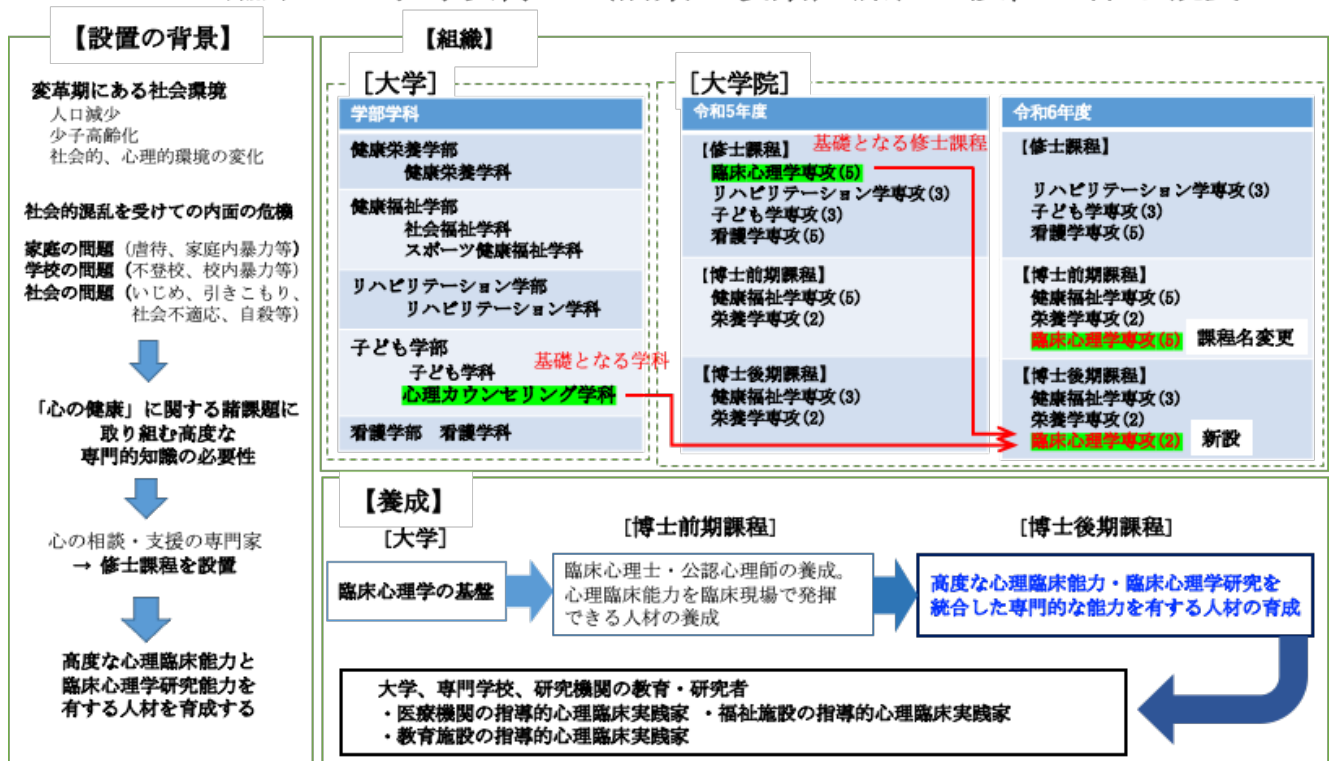


図1 臨床心理学専攻博士（前期後期）課程の設置に係る概要

イ 臨床心理学専攻博士後期課程設置の趣旨および必要性

① 社会的意義

高度情報化と少子高齢化を伴う社会の到来とともに、社会的、心理的環境が急激に変化している。さらに世界中がコロナ禍のパンデミック騒動の中で身体的、精神的、社会的にも良好な状態とは言えず、私たちは増大する社会的混乱を受けて、深刻な内面の危機を迎えている。児童虐待、子どもによる家庭内暴力、夫による妻に対する暴力（DV）、引きこもりなどの家庭の問題、いじめ、校内暴力、不登校、学級崩壊など学校現場での問題、出社拒否や職場の不適応、あるいは自殺などの職業現場での問題は、その具体的な現れといえる。

本学臨床心理学専攻の基本理念は、人間が真に幸福な人生を送れるために生活支援学の視点から、特に「心の健康」に関する諸課題に取り組むことが出来る高度な専門的職業人を養成することである。臨床心理学専攻修士課程では、ストレスの多い現代社会における教育、医療、福祉、司法・矯正、産業分野において、「心の相談・支援の専門家」として高い倫理観と豊かな人間理解と支援のための実践力、さらに高度な学識と研究能力を備えた臨床心理学の専門家を養成することを教育上の目的として地域に根差した実践を行ってきた。

加えて東日本大震災等の自然災害にもみられるように、思いもかけず突然社会環境が変化するという状況の中で健康な生活をめぐる問題は深刻さを増してきている。

2011(平成 23)年 3 月に発生した東日本大震災の後、佐賀県内に避難してきた家族を対象に、同年 6 月より支援活動「ほっとひろば西九大」を開催し、2021 年(令和 3 年)3 月までの 10 年間、被災者の方々の心の支援を行ってきた。大学院生・大学院修了生・学部学生・教員がスタッフとなり、大人には情報交換や悩みや葛藤を打ち明ける場、子どもたちには、遊びを通して心を癒せる場を提供してきた。この活動は、2018(平成 30)年 3 月末現在で、通算 172 回開催、延べ 1637 名が参加している。さらに 2012(平成 24)年 12 月からは、福島県ふるさと帰還支援事業(県外支援者支援事業)に選定され、「ほっとテレフォン西九大」を実施し、現在に至っている。これらの活動については、学校法人永原学園「平成 24 年度事業報告」に掲載されているほか、定期的な活動報告「ほっとひろばだより」が、令和 2 年 2 月号まで通算 23 号発行され広報されている(資料 12)。佐賀県からは、このような臨床心理専攻による相談実践の活動は、専門知識を活かした社会貢献活動として高く評価されている(資料 13)。

以上のように、現代社会はリスク社会ともよばれる。コロナ感染拡大や東日本大震災で確認されたように、突然の災害に遭遇した人への支援活動は今後ますます重大

な地域保健活動とみなされるようになる。そこにおいても、心の相談・支援の臨床実践を行う臨床心理士、公認心理師などの専門家への援助要請が増大することは確実である。

このような現状を鑑みると、臨床心理学専攻修了後、臨床心理士、公認心理師の養成・指導にあたることのできる能力をもつ人材を養成するとともに、社会的要請に応じた実証的研究を遂行しうる臨床心理学研究者の養成も必要である。

② 教育的意義

本学は、学部から修士課程まで一貫した心理臨床家養成のための大学として位置づけ、大学院生・学部学生などを取り入れた臨床心理支援活動を行ってきた。

今回の臨床心理学専攻博士後期課程の開設は、修士課程において展開してきた地域からの要請に対応する「心の相談・支援の専門家」をさらに高度化し、社会に寄与する人材を養成するために、修士課程との継続性と専門性を考慮しつつ、近年の当該分野における臨床心理研究の方向性や社会的要請、などを十分に勘案して、教育課程を形成しようとするものである。本専攻は、臨床心理学に特化した九州でも数少ない博士後期課程であり、心理学関連領域における自立した研究者と高度専門職業人の育成を共に目的としている(表1)。すなわち、臨床心理学の分野における基礎的・先駆的な学術研究を推進可能な、優れた研究者の養成を基本的な役割とするとともに、臨床心理学に関する特定の職業等に必要な高度の専門的知識と能力の育成を目指す。また、「大学教員」をはじめとする心理学の研究者のほか、とりわけ近年では、一般企業の研究所や商品開発の部署などで心理学の専門家が求められている。さらに、従来から臨床心理学の専門知識が活かせる主要な職域であった医療・教育・司法の分野では、より高度な臨床心理学の知識で問

題を解決できる人材が求められている。なかでも医療現場では、医師や看護師とのチーム医療に携われる人材が求められており、今後、職域として必要不可欠な分野であると言える。

表 1 九州地区における博士後期課程実情

大学院	西九州大学 大学院	A大学 大学院	A大学 大学院	B大学 大学院	C大学 大学院	D大学 大学院
県	佐賀県	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県
研究科	生活支援科学 研究科	人間環境学府	人間環境学府	国際文化研究 科	心理学研究科	人文科学研究 科
専攻	臨床心理学 専攻	人間共生シス テム専攻	行動システム専 攻	国際文化専攻	心理学専攻	教育・臨床心 理専攻
コース	—	臨床心理学指 導・研究コース	心理学コース	臨床心理学研 究分野	—	—
学位	博士 (臨床心理学)	博士(人間環 境学) 博士(心理学)	博士(人間環 境学) 博士(心理学)	博士(文学)	博士(心理 学)	博士(臨床心 理学)
目標	専門的臨床 実践と臨床心理学 研究ができ、かつそ の統合として、次世 代の臨床心理領 域の指導者、およ び教育者となり得 る人材の育成	臨床実践指導 力と臨床研究 力の両方を学 ぶ。	研究者や高度 専門職業人と してキャリアを伸 ばしていける人 材、教育指導 も的確に行える 人材。	自立した研究 者や高度専門 職として現代社 会に貢献できる 人材の養成	優れた研究者 の養成を基本 的な役割とす るとともに、心理 学に関する特 定の職業等に 従事するのに必 要な高度の専 門知識と研究 能力の育成	高度専門職業 人養成が主た る目的。専門 家として実践 的なリーダー シップをとる 人材の育成。

(注) コース名までに「心理」を標ぼうする大学院に限っている。

③ 臨床心理学に特化した博士後期課程

国内の少子高齢時代が急速に進展している現代社会の諸問題をはじめ、世界情勢や社会構造もますます急激に多様化・複雑化している。そのため、種々の価値観が発生するとともに多種多様なストレスも次々と生じている。そのような背景の中で、本大学院において、各領域における知識・技術を結集して高度専門職業人を育成するとともに、実践の場を拡張することによって、人間を中心とした保健・医療・福祉・健康での諸課題を解決し、人類の永続的な平和と幸福を追求していかなければなら

ない。しかし、医療・福祉・教育・司法・産業等の現場で実践に対応する指導者となる高度専門職業人の数はまだまだ少ない状況にある。

ストレス社会といわれて久しい現代社会において、心理臨床家の需要が、今後ますます高まっていくことが予想されている。また、そのような心理臨床家を養成するための教育者・研究者を養成する施設は非常に少なく、社会からの要請は強い。

このような混とんとした社会の中で、人の心はより複雑になってくる。それは意識と無意識という相異なった、しばしば矛盾する心の層、心のはたらきがあるからである。人の心の意識は非常に重要であることは言うまでもないが、それに劣らず無意識の心のはたらきにも注目する必要がある。

中央教育審議会は「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30 年)を開示し、大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」という四つの人材養成機能担っていると現状および近未来に関する的確な指摘がなされた。とりわけ知識集約型社会における知の生産、価値創造を先導する高度な人材を育成する役割を中心的に担うことが大学院に期待される。

臨床心理学専攻修士課程においては、教育、医療、福祉、司法・矯正、産業分野において、「心の相談・支援の専門家」として高度な学識と研究能力を備えた臨床心理学の専門家を輩出し地域に根差した実践を継続している。一方で、社会環境が大きく変化していく中、多様化・複雑化している臨床心理学について、既設の専攻での教育・研究を踏襲しながらも、より専門的な研究養成施設へと再編することで、質の高い研究者および心理臨床家を養成するという社会的ニーズに対応できると思われる。さらに、本臨床心理学専攻博士後期課程では、無意識領域をも視野に入れた本

格的な心理療法実践ができる人材を養成し、また、実践において医療、福祉、教育、司法、産業という多方面で応用できるような心の深さと広さをカバーできる人材としてのブラッシュアップの場として、博士後期課程も必要であると判断し、申請するに至った。

ウ どのような人材を育成するか

臨床心理学専攻博士後期課程は、臨床心理学分野において、臨床心理士、公認心理師の養成・指導にあたることのできる能力をもつ人材を養成する必要がある。さらに、社会的要請に応じた実証的研究を遂行しうる臨床心理学的研究者として、自ら学び、自ら研究し、自ら課題を見つけて解決する力を持った人材の育成が必要である。そのために修士課程の教育に引き続き、高度な専門的学術知識の修得、心理臨床の事例研究能力、心理臨床実践に関する新しい技法や理論の開発能力を育成する。

今回の臨床心理学専攻博士後期課程の開設は、修士課程において展開してきた地域からの要請に対応する「心の相談・支援の専門家」をさらに高度化し、社会に寄与する人材を養成するために、修士課程との継続性と専門性を考慮しつつ、近年の当該分野における臨床心理学的研究の方向性や社会的要請、などを十分に勘案して、教育課程を構想したものである。本専攻は、臨床心理学に特化した九州でも数少ない博士後期課程であり、心理学関連領域における自立した研究者と高度専門職業人の育成を共に目的としている。すなわち、臨床心理学の分野における基礎的・先駆的な学術研究を推進可能な優れた研究者の養成を基本的な役割とするとともに、現代のさまざまな心理的問題に対応しうる臨床心理学的研究者および大学等の高等教育機関において臨床心理学的実践の指導を行える心理臨床家の育成を目指す。また、「大学教員」をはじめとする心理学の研究者のほか、とりわ

け近年では、一般企業の研究所や商品開発の部署などで心理学の専門家が求められている。さらに、従来から心理学の専門知識が活かせる主要な職域であった医療・教育・司法の分野では、より高度な心理学の知識で問題を解決できる人材が求められている。なかでも医療現場では、医師や看護師とのチーム医療に携われる人材が求められており、今後、職域として必要不可欠な分野であると言える。

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」では、大学院への進学者数のうち、社会人は、修士課程で約 10%、博士課程で約 40%と学士課程より高く、18 歳人口の減少との関連性は低いとされている。本申請の博士課程においては、「学生の確保の見通し等を記載した書類」にある「博士号取得に関するアンケート調査結果」からも、修士の資格を有する臨床家を中心に博士後期課程への興味関心は高く、十分に博士後期課程設立の際の学生を選抜できると判断できる。

① 専門的心理臨床実践ができる人材

修士 2 年間の勉学、トレーニングは、臨床家としての基礎的な面を固めるための教育として非常に重要である。したがって、これを修了した者が臨床心理士、公認心理師の受験資格を得ることができる。しかし、上記に述べたように、それらはスタート地点としての資格でもあり、そこからの最低 3 年間の教育が実践的には非常に重要な意味をもってくる。なお、資格を得てから現場に出てトレーニングを重ねていく者も多いわけであるが、臨床心理学専攻博士後期課程を設置することによって、修士からの継続したトレーニングと連続性をもった高い質での教育が可能となることが有能な臨床家を育てるために非常に重要なものとなる。

前述のとおり、本学心理相談センターは来談者も多く、高いレベルで相談機関として機能していることが認定協会からも評価されている。このような相談センターでの実践を軸にして、学生が博士後期課程 3 年間の教育に身を置くことで、インテンシヴで高度な実践教育が期待される。

また、臨床心理士、公認心理師資格取得後、博士前期課程の院生と共同でケースを担当する機会もあり、共同治療のマネジメント経験も持つことができる。このような意味で、臨床心理士・公認心理師としての実践能力の研鑽においてもその意義が深い。

②臨床心理学研究ができる人材

本課程の中核的な目的としてあげられるのが、このような心理臨床技能の基盤体系としての臨床心理学の研究活動である。

本専攻博士後期課程では、大学院生の臨床心理学領域の研究計画、研究のとりまとめについて、主に指導教員が指導を行い、大学院生による学会誌への研究論文の投稿をはじめ、各紀要への投稿を推進し、これらの成果を課程博士論文としてまとめられる教育環境を提供する。

③臨床心理領域の指導者及び教育者

前記①と②の二つの目的の融合、すなわち、実践能力と研究能力の統合である。臨床心理学は常に実践の知を体系化し、その学術的成果を実践に活用することがその本質である。常にこの二つの能力を統合し、次世代の臨床心理領域の指導者、および教育者となり得る人材の育成を目指す。

さらに臨床心理学専攻博士後期課程では、高度に専門化し、複雑多様化した知識・技術をさらに発展させ、グローバル化した社会に対応できる国際性、コミュニケーション力のみならず、ユニバーサルデザインやユーザビリティの高い技術力、精神的・心理的なケアに対する高度な臨床実践能力等を育成する。

そのため、当該分野の社会的要請から医療・福祉・教育・企業等幅広い分野において高度専門職を中心に、次のような進路が見込まれる。

- ・大学、専門学校、研究機関の教育、研究者
- ・医療機関の指導的心理臨床実践家

- ・福祉施設の指導的心理臨床実践家
- ・教育施設の指導的心理臨床実践家

エ 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

本臨床心理学博士後期課程では、次のような能力を身に付けた上で、所定の単位を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格した者に対し、博士(臨床心理学)の学位を授与する。

【基盤的能力】臨床心理学に関する幅広い学識と総合的な判断力を持ち、自らの研究の意義や果たすべき役割を論理的に考える能力を身に付けている。

【専門的能力】心理学の分野に貢献する先端的な理論を構築するために高い倫理性と強固な責任感をもった研究者として自立して活動できる。

【創造力】高度な専門的学術知識の修得、心理臨床の事例研究能力、心理臨床実践に関する新しい技法や理論の開発能力と「心の専門家」の基盤となる深い学識をもって、国内外や地域社会における臨床心理学に関する課題を自ら見出し、その成果を国内外に発信する能力を身に付けている。

オ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

博士論文作成における個別指導のための「研究指導科目」と、この分野のさまざまな問題に対して、より深く研究を掘り下げるための「臨床研究科目」から成る。

「研究指導科目」では、臨床心理学における学術研究のいっそうの進展を担う研究者を養成するとともに、臨床心理士、公認心理師を目指す学生 of 教育指導者を育成するという目標に沿って、博士前期課程の教育研究成果を深化させ、専門性を特化させるための個別指導を行う「研究指導科目」(臨床心理学研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)を配置する。

「臨床研究科目」では、博士前期課程における教育・訓練成果を基盤とした上で、臨床心理士、公認心理師の養成・指導にあたることのできる能力をもつ高度な専門的職業人、および社会的要請に応じた実証的研究を遂行しうる臨床心理学研究者を養成するために、この分野のさまざまな問題に対して、より深く研究を掘り下げるための実践的・専門的な科目として「臨床研究科目」(臨床研究・実践臨床研究)を配置する。また、教育者に必要なことを学ぶための科目として、「プレFD:大学教育実践プログラム」を開講する。

そして、本課程の趣旨を鑑みると、高度心理専門職、研究者、教育指導者のいずれを目指す場合でも、「研究指導科目」と「臨床研究科目」の両者の修得が求められることから、すべての場合に共通の履修モデルを設置している。

カ 入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)

- (1)心理学における高度な専門的知識を有するだけでなく、心理学の先端的な研究方法と対応スキルを持ち、実践することができる者。
- (2)幅広い観点から、心理学研究の発展に寄与するような教育研究に携わることができる者。
- (3)心理学及び関連領域において幅広く貢献する高度心理専門職業人の育成に資する人材の育成に携わることができるなど教育・研究に携わることを目指している者。

すなわち、高度の専門的研究力を身につけ、研究職等に就くことを目指し、博士前期課程までに一定水準の心理学に関する研究成果を修めており、博士後期課程在学中に展開できる明確な研究計画を持ち、着実に研究成果を積み上げていく学問的忍耐力をもって、規定の期間内に学位論文の完成が見込める者。

以上の、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの関係を、図 2 に示す。

育成する人材像

地域社会で生活する人々の様々な心理的な問題に対応しうる臨床心理学者及び高度教育機関等において専門性の高い臨床心理学実践の指導を行える心理臨床家の養成

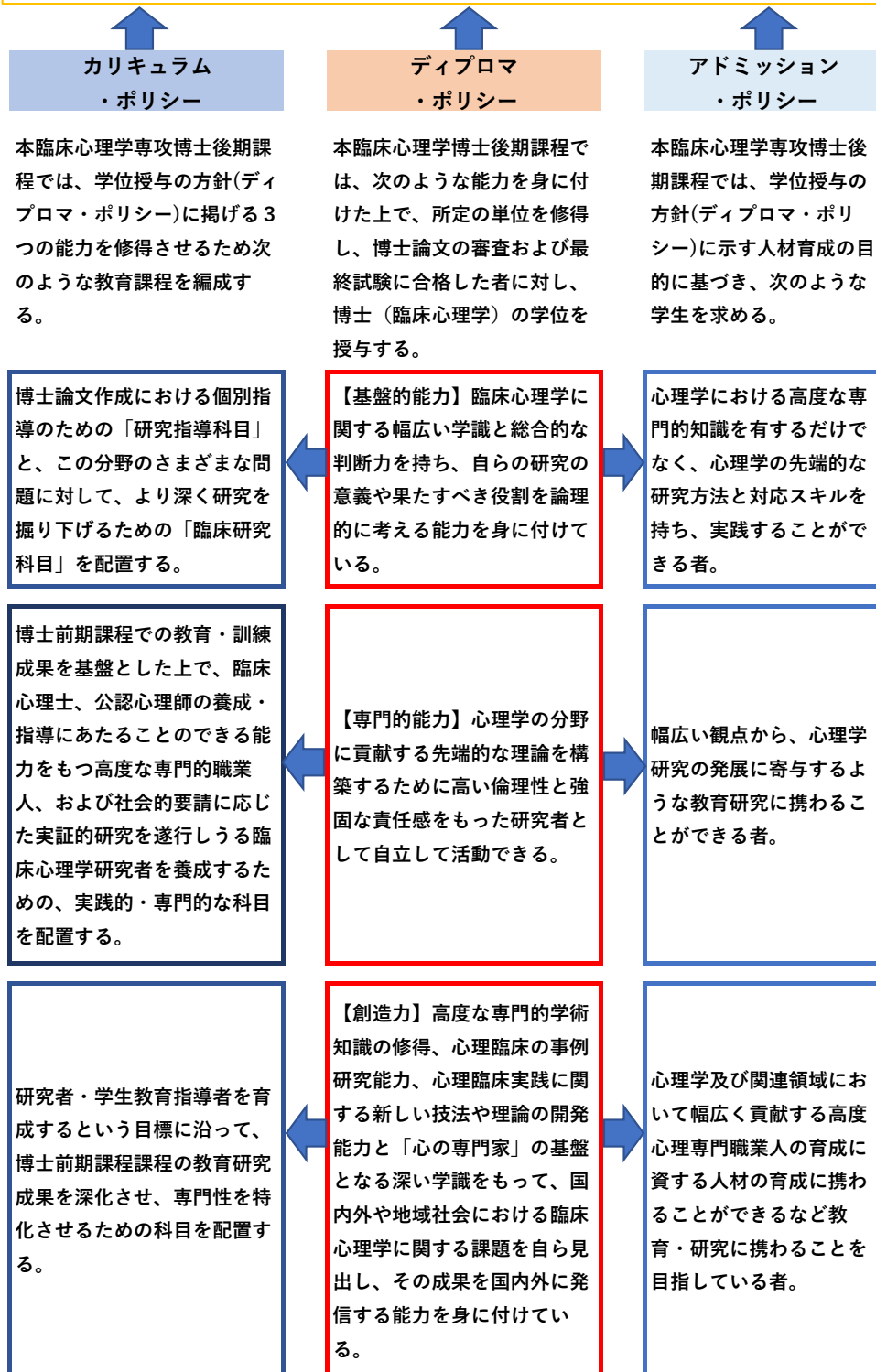


図2 3つのポリシーの関係

キ 中心的な学問分野

本専攻では、基礎となる臨床心理学専攻修士課程や医療・保健領域、教育領域、福祉領域、産業領域における実践力に基づく教育研究を総合的に深化させるため、「専門性の高い心理臨床家」、「臨床心理学研究者」を柱に心理臨床に関する深い学識及び卓越した臨床実践にかかる高度な実践力を培う学問分野を設定した。

2 研究科、専攻等の名称および学位の名称

臨床心理学専攻博士後期課程の目的は、人間が真に幸福な人生が送れるために、特に「心の健康」と「心の相談・支援」に関する諸問題に取り組むことが出来る高い倫理観を持つ高度な研究者・専門職業人を養成することである。

したがって、専攻の名称は臨床心理学を学問的基盤とするために、「臨床心理学専攻」とし、学位の名称は「博士(臨床心理学)」とする。

ア 名称変更する学部等

名称の変更： 臨床心理学専攻修士課程 → 臨床心理学専攻博士前期課程

[Master's Course in Degree Program in Clinical Psychology]

→[Master Course of Clinical Psychology]

定員： 5 名 → 変更無し

学位の名称： 修士(臨床心理学) Master of Clinical Psychology → 変更無し

名称変更の時期： 令和 6 年 4 月

イ 課程変更の認可を受ける学部等

臨床心理学専攻博士後期課程

Doctor's Course of Clinical Psychology

定員： 2 名

学位の名称： 博士（臨床心理学） Doctor of Clinical Psychology

開設時期： 令和 6 年 4 月

ウ 基礎となる学部等の名称

基礎となる学部： 子ども学部心理カウンセリング学科

基礎となる大学院： 生活支援科学研究科臨床心理学専攻修士課程

同一設置者内における変更状況：

令和 6 年 4 月 生活支援科学研究科の臨床心理学専攻修士課程を臨床心理学
博士前期課程に変更予定

3 教育課程の編成の考え方および特色

ア 教育課程の編成に関する考え方および特色

本課程の理念は「高度な心理臨床専門家と研究者の両立」である。これは第一に心理臨床能力の向上、第二に臨床実践の中で問題意識を見つけ、研究していくこと、第三にそれを論文や発表という形でアウトプットして、査読や学会でのディスカッションを経験することを通じて統合していく、という三つの柱によって実現される。

本課程における教育課程の編成の特徴として、博士論文作成における個別指導とさまざまな問題に対応しうる専門性の高い心理臨床を基盤とした研究が掘り下げられる教育課程を以下に示す。

- ①様々な問題に対応しうる専門性の高い心理臨床家を目指す
- ②高等教育機関等における臨床心理学研究者を目指す。

このように、心理臨床に関する深い学識及び卓越した臨床実践にかかる高度な実

実践力を培うことによって、多発する問題行動、健康の維持と開発、そのためのコミュニティ活動の開発等、多様な臨床の現場で、多様な人に、多様な対応ができる心理臨床の研究者・高度専門職業人の養成を基本方針とする。臨床心理学の研究者・高度専門職業人として、臨床実践を行う上で十分な臨床心理学の知識を身に付け、その知識を、従来、心理臨床実践家が主に活動を行ってきた医療・保健領域、教育領域、福祉領域、産業領域における実践力と結び付けられるように積極的に指導する。さらに、医療・保健、教育、福祉領域以外にも、今後より広範囲な職域、職種が見込まれる様々な領域の臨床心理学実践に対応できるように、実習や演習を通して広く教育することを目指している。

平成 31 年の中央教育審議会大学分科会による「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」では、2040 年頃までに日本を含めた世界全体の社会構造が大きく変化することから、大学院の在り方を大きく変える必要があると提言している。例えば、国連が提唱する持続可能な開発のための目標(SDGs)が目指す社会、Society 5.0、第4次産業革命が目指す社会、人生 100 年時代を迎える社会、グローバル化が進んだ社会、地方創生が目指す社会に対応することが求められている。大学院教育が 2040 年の需要に応えるために、産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズや学修者の個々のニーズに対応した、体質改善とも言える大きな変革を行うことが必要とされる。

このようなニーズに応えるため、既存の「臨床心理学専攻修士課程」を「臨床心理学専攻博士前期課程」と位置づけ、さらなる研究能力の修得を目指した「臨床心理学専攻博士後期課程」を設置することで、複雑高度化する現代社会で心理臨床の課題を解決する高度で専門的な能力を有する人材を育成することを目指す。

イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

博士前期課程のカリキュラムは、まず、教育、医療、福祉、司法・矯正、産業分野において、「心の相談・支援の専門家」として高度な学識と研究能力を備えた人材を養成するため教育課程を編成した。

① 臨床心理学専攻博士前期課程

(1) 教育課程編成の方針

臨床心理学専攻では、高い倫理観と豊かな人間理解と支援のための高度な学識と実践力、さらに臨床実践研究のための能力を備えた「心の相談・支援の専門家」として活躍できる人材を養成するために、「共通」、「基礎分野」、「展開分野」、「研究演習」の4分野からなる教育課程を編成している。

本専攻では、公認心理師の受験資格を得るために必要な科目、および臨床心理士受験資格取得の要件となる必修科目と選択科目を「基礎分野」と「展開分野」に配置している。なお、本専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定大学院に認可されている。また、国家資格である公認心理師の養成施設として認められている。

(2) 教育課程運営の方針

具体的には、大学院生自らが目指す領域に焦点を当てさせ、必修科目24単位、選択科目より12単位以上、合計36単位以上を修得し、必要な研究指導を受け修士論文の審査最終試験に合格することを修了要件としている。ただし、本専攻では、臨床心理学を体系的に学び、心の専門家としての高度な知識と技術をより専門的に修得できるように、取得したい資格に応じて48単位から65単位の単位修得を勧めることを履修モデル等で明示している(表2)。

表2 臨床心理学専攻（博士前期課程）履修モデル

分野	科目名	単 位 数	臨床心理士 受験資格を 得る場合	公認心理師 受験資格を 得る場合	臨床心理士と 公認心理師の 両方の受験資 格を得る場合
共通	生活支援科学特論	2	●	●	●
基礎 分野	臨床心理学特論Ⅰ	2	◎	◎	◎
	臨床心理学特論Ⅱ	2	◎	◎	◎
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	◎	◎	◎
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	◎	◎	◎
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	◎	◎	◎
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	◎	◎	◎
	臨床心理基礎実習	2	◎	◎	◎
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅰ）	1	◎	◎	◎
	臨床心理実習Ⅱ	1	◎		◎
展開 分野	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		◎	◎
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		◎	◎
	心の健康教育に関する理論と支援の展開	2		◎	◎
	心理実践実習Ⅱ	5		◎	◎
	心理実践実習Ⅲ	4		◎	◎
	A 心理学研究法特論	2	○		○
	群 臨床心理学研究法特論	2	○		○
	B 発達心理学特論	2	○		○
	群 教育心理学特論	2	○		○
	C 臨床家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心 理支援に関する理論と実践）	2	○	◎	◎
	群 犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	○	◎	◎
	D 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	○	◎	◎
	群 障害児（者）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	○	◎	◎
	老年心理学特論	2	○		○
	E 投映法特論	2	○		○
	群 心理療法特論	2	○		○
	臨床心理地域援助特論	2	○		○
演習	特別研究	8	●	●	●
計			50単位	48単位	65単位

●は修了要件の必修科目、◎は資格必修科目（修了要件の必修科目を含む）

○は選択必修科目（最低条件は、A～E群から2単位以上選択必修すること）

② 臨床心理学専攻博士後期課程

本専攻博士後期課程では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる3つ

の能力を修得させるため、次のような教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を編成する。

博士論文作成における個別指導のための「研究指導科目」と、この分野のさまざまな問題に対して、より深く研究を掘り下げるための「臨床研究科目」から成る。「研究指導科目」では、臨床心理学における学術研究のいっそうの進展を担う研究者を養成するとともに、臨床心理士、公認心理師を目指す学生の教育指導者を育成するという目標に沿って、博士前期課程の教育研究成果を深化させ、専門性を特化させるための個別指導を行う「研究指導科目」(臨床心理学研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)を配置する。本専攻修了後の進路にも個別で対応できるよう、各教員の専門性を活かした研究概要を学生が理解できるよう示す。

「臨床研究科目」では、博士前期課程における教育・訓練成果を基盤とした上で、臨床心理士、公認心理師の養成・指導にあたることのできる能力をもつ高度な専門的職業人、および社会的要請に応じた実証的研究を遂行しうる臨床心理学研究者を養成するために、この分野のさまざまな問題に対して、より深く研究を掘り下げるための実践的・専門的な科目として「臨床研究科目」(臨床研究・実践臨床研究)を配置する。また、教育者に必要なことを学ぶための科目として、「プレFD:大学教育実践プログラム」を開講する。

そして、本課程の趣旨を鑑みると、高度心理専門職、研究者、教育指導者のいずれを目指す場合でも、「研究指導科目」と「臨床研究科目」の両者の修得が求められることから、すべての場合に共通の履修モデルを設置している(表3)。

表 3 臨床心理学専攻(博士後期課程)履修モデル

表3 臨床心理学専攻（博士後期課程）履修モデル

分野	科目名	単 位 数	様々な問題 に対応しう る専門性の 高い心理臨 床家を目指 す場合	高等教育機 関における 臨床心理学 研究者を目 指す場合	後進・若手 育成におけ る指導能力 の高い実践 指導者を目 指す場合
研究指導科目	臨床心理学研究演習Ⅰ	4	●	●	●
	臨床心理学研究演習Ⅱ	4	●	●	●
	臨床心理学研究演習Ⅲ	4	●	●	●
臨床研究科目	臨床研究	4	○	○	○
	実践臨床研究	4	○	○	○
専門教育科目	ブレFD：大学教育実践プログラム	1		○	
計			16単位	17単位	16単位

●は修了要件の必修科目、○は選択科目

(1) 研究指導科目(教育課程等の概要 別記様式第2号(その2の1))

・臨床心理学研究演習Ⅰ(1年次必修) 4単位

博士論文作成のための研究テーマの設定と研究方法の選定に焦点をあてた演習を行う。学生の設定したテーマに関連する国内外の臨床心理学研究成果を総括し、問題点を明確化する。そして、それら問題点の解明に資する実証的研究の計画を立案する。

・臨床心理学研究演習Ⅱ(2年次必修) 4単位

博士論文研究の進行にそって、研究資料の分析に焦点をあてて演習を行う。さまざまな過程を経て整理した調査結果を先行研究の成果と比較照合し、研究計画で設定した問題について理論的検証を加え、成果を学会発表論文にまとめる。

・臨床心理学研究演習Ⅲ(3年次必修) 4単位

本調査の研究資料の分析結果を整理して総合的に考察する。新たな仮説や問題点についても言及し、本研究の理論的整合性、資料の妥当性および結論の臨床的妥当性、内外の諸研究との関連を総合的に検討し、博士論文の形式にまとめる。

(2) 臨床研究科目

・臨床研究（1 年次選択） 4 単位

学校教育、心理臨床、医療・福祉等の分野において直面している諸問題「不登校」や「いじめ」「精神疾患」に加えて、「虐待」「セクシュアル・マイノリティ」や「発達障害」などの支援についての実際を具体的に幅広く検討すると共に、そうした課題の背後にある深層心理学的な側面について、研究者として関わることの意味を深く検討する。

・実践臨床研究（2 年次選択） 4 単位

心理臨床実践に求められるクライアント個人や家族、集団の見立ての技術を磨くために、精神分析理論、ユング心理学、表現療法（芸術療法）、アクションメソッドなどの臨床的応用と研究的応用について論じ人間理解を深める。臨床面では、個人心理療法はもとより、グループ、組織への介入、子どもの心理療法への活用について、研究面では、心理査定を出発点として、さまざまな調査・研究への活用の可能性を追究する。

(3) 専門教育科目

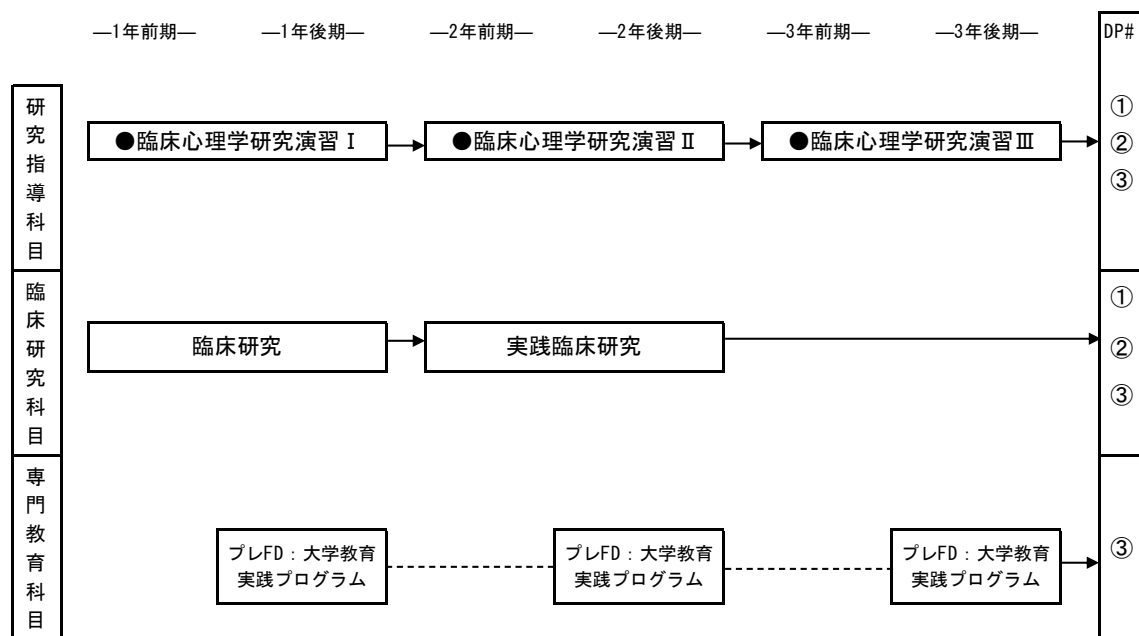
・プレ FD: 大学教育実践プログラム（1・2・3 年次 選択） 1 単位

大学教育が多様化する中において、大学等の教員には、教育の能力および業績も問われるようになってきている。教員の公募書類にシラバス案提出を求めたり、面接時に模擬授業の実施が増えてきている。また、昨今の大学の授業は、学生の学びをより一層重視するようになってきた。教員は、知識を提供するだけでなく、学生の学びに焦点をあてて、学びを促進するファシリテーター

としての役割も求められている。これらの能力をより体系的・効果的に修得する授業であり、将来、大学等で教員としてのキャリアを選択しようとする大学院生が、授業を担当するために必要な授業デザイン、シラバス、評価方法などを学ぶ。

これらの科目とディプロマ・ポリシーとの関連(履修系統図)を図3に示す。

図3 臨床心理学専攻(博士後期課程)履修系統図



●は必修科目

DP (ディプロマ・ポリシー)

①【基盤的能力】臨床心理学に関する幅広い学識と総合的な判断力を持ち、自らの研究の意義や果たすべき役割を論理的に考える能力を身に付けている。

②【専門的能力】心理学の分野に貢献する先端的な理論を構築するために高い倫理性と強固な責任感をもった研究者として自立して活動できる。

③【創造力】高度な専門業務に従事するために必要な能力と「心の専門家」の基盤となる深い学識をもって、国内外や地域社会における臨床心理学に関する課題を自ら見出し、その成果を国内外に発信する能力を身に付けている。

4 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

ア 教育方法および履修指導方法

博士後期課程では、学生が入学当初から明確な目的意識を持って各授業科目を履修し、さらに当初の研究計画に従った研究成果を上げるために、教育課程編成の考え方及び特色について説明するガイダンスを入学時に行う。

①授業計画

大学院生が受講する授業科目が、どのような展開で行われるか授業科目ごとに授業概要、授業方法、授業計画、評価方法、教科書・参考書、学生に期待することを記載し、年間の進捗計画を明示した「授業計画(シラバス)」を大学院設置基準第 14 条の 2 に基づき毎年作成し、ポータルサイト上で公開する。

②学修支援体制

以下の事項を通じ、大学院生の学修及び生活上の指導の円滑化を図る。

入学後の 1 年次生に対しては、新入生オリエンテーションを行い「学生便覧」「授業計画(シラバス)」他を配布し、教務課から 3 年間の大学院生生活に必要な事項について説明等を行い、さらに質問、相談等にも応じる。

また、TA 制度を効率的に活用し、学部学生に対するきめ細かな学修支援を行うことにより、TA である大学院生の教育指導力の向上を図る。

大学院の教務委員会では、学位授与審査に関する事項、教育課程に関する事項、学生の休学、退学、除籍及び課程の修了に関する事項およびその他教務に関し必要な事項について、当該専攻に特化した教育研究上の問題についても協議し、それらを統合して大学院生の学修支援をきめ細かく行う。

オフィスアワー制度を設け、大学院生の学修、進路、就職、生活、その他の悩みの相談に対応する。

③ 成績評価

カリキュラム・ポリシーに則った学修成果の評価は、以下のように行う。

臨床心理学の各専門領域に関する高度な専門的知識や技術を学べる「臨床研究」では、学校教育、心理臨床、医療・福祉等の分野において直面している諸問題である

「不登校」や「いじめ」「精神疾患」に加えて、「虐待」「セクシュアル・マイノリティ」や「発達障害」などの支援についての実際を具体的に幅広く検討すると共に、そうした課題の背後にある深層心理学的な側面について、研究者として関わることの意味を深く検討しプレゼンテーションなどを通して自分の考えをまとめる。

「実践臨床研究」では、臨床実践に求められるクライアント個人や家族、集団の見立ての技術を磨くために、精神分析理論、ユング心理学、表現療法(芸術療法)、アクションメソッドなどの臨床的応用と研究的応用についてディスカッションを行い、人間理解を深める。以上のことを含めて総合的に判断し評価を行う。

臨床面では、個人心理療法はもとより、グループ、組織への介入、子どもの心理療法への活用について、研究面では、心理査定を出発点として、さまざまな調査・研究への活用の可能性を追究する。評価方法として、ディスカッション、プレゼンテーション、レポート等により、成績評価基準に基づき総合的に評価する。

「臨床心理学研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、学生自ら研究テーマや計画を立て、論文にまとめるといった一連の自立的な研究活動である。中間報告会でのプレゼンテーション、学会等での発表、博士論文評価基準に基づく博士論文の審査および公開審査会(発表会)により総合的に評価する。

以上のディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラム・ポリシーに対する学修成果の評価方法を表4にまとめた。

**表 4 ディプロマ・ポリシーに対応した
カリキュラム・ポリシーに対する学修成果の評価方法**

学 年	ディプロマ・ポリシー		カリキュラム・ポリシー	学修成果の評価方法
	本臨床心理学専攻博士後期課程では、次のような能力を身につけたうえで、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（臨床心理学）の学位を授与する		本専攻博士後期課程では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる3つの能力を修得させるため、次のような教育課程を編成する。	カリキュラム・ポリシーに対して次のような学習成果の評価を行う
1	基礎的能力	臨床心理学に関する幅広い学識と総合的な判断力を持ち、自らの研究の意義や果たすべき役割を論理的に考える能力を身に付けている。	博士論文作成における個別指導のための「研究指導科目」と、この分野のさまざまな問題に対して、より深く研究を掘り下げるための「臨床研究科目」を配置する。	レポートや発表により、成績評価基準に基づき総合的に評価する。
2	専門的能力	心理学の分野に貢献する先端的な理論を構築するために高い倫理性と強固な責任感をもった研究者として自立して活動できる。	博士前期課程での教育・訓練成果を基盤とした上で、臨床心理士、公認心理師の養成・指導にあたることのできる能力をもつ高度な専門的職業人、および社会的要請に応じた実証的研究を遂行しうる臨床心理学研究者を養成するための、実践的・専門的な科目を配置する。	ディスカッション、プレゼンテーション、レポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。
3	創造力	高度な専門的学術知識の修得、心理臨床の事例研究能力、心理臨床実践に関する新しい技法や理論の開発能力と「心の専門家」の基盤となる深い学識をもって、国内外や地域社会における臨床心理学に関する課題を自ら見出し、その成果を国内外に発信する能力を身に付けている。	研究者・学生教育指導者を育成するという目標に沿って、博士前期課程の教育研究成果を深化させ、専門性を特化させる科目を配置する。	中間発表会でのプレゼンテーション、学会等での発表、博士論文評価基準に基づく博士論文の審査および公開審査会（発表会）により総合的に評価する。

イ 研究指導の方法及び修了要件

① 教育方法および履修系統図（図 4）

1 年次には必修である臨床心理学研究演習Ⅰの論文指導を履修する。そして各自の博士論文執筆のための計画を指導教員に相談しながら起案する。本演習では、選択科目である臨床研究の学修をしながら、1 年次生の研究計画案を報告し、ディスカッションを経てそれを練り上げていく。2 年次では、実践臨床研究(選択科目)の履修により、臨床ケースの見立てと支援における力量向上に努めながら、必修科目の臨床心理学研究演習Ⅱを履修する。これは、研究資料の分析に焦点をあてて演習を行うものである。3 年次には、学内外の現場において自らの臨床研究を行いながら、臨床心理学研究演習Ⅲを履修し、本調査の研究資料の分析結果を整理して総合的に考察する。さらには順次、学会発表や学術雑誌への論文投稿を行ない、内外の諸研究との総合的な検討を行いながら博士論文を完成させていく。

高等教育機関における臨床心理学者を目指す場合には「プレ FD: 大学教育実践プログラム」の履修により、教育に必要な基礎的なことを学習する。なお、この科目は 1・2・3 年次のどの学年においても履修可能としている。

【修了までのスケジュール】

博士後期課程 1 年次（合計 8 単位）

臨床心理学研究演習Ⅰ（通年 4 単位） 必修

臨床研究（通年 4 単位） 選択

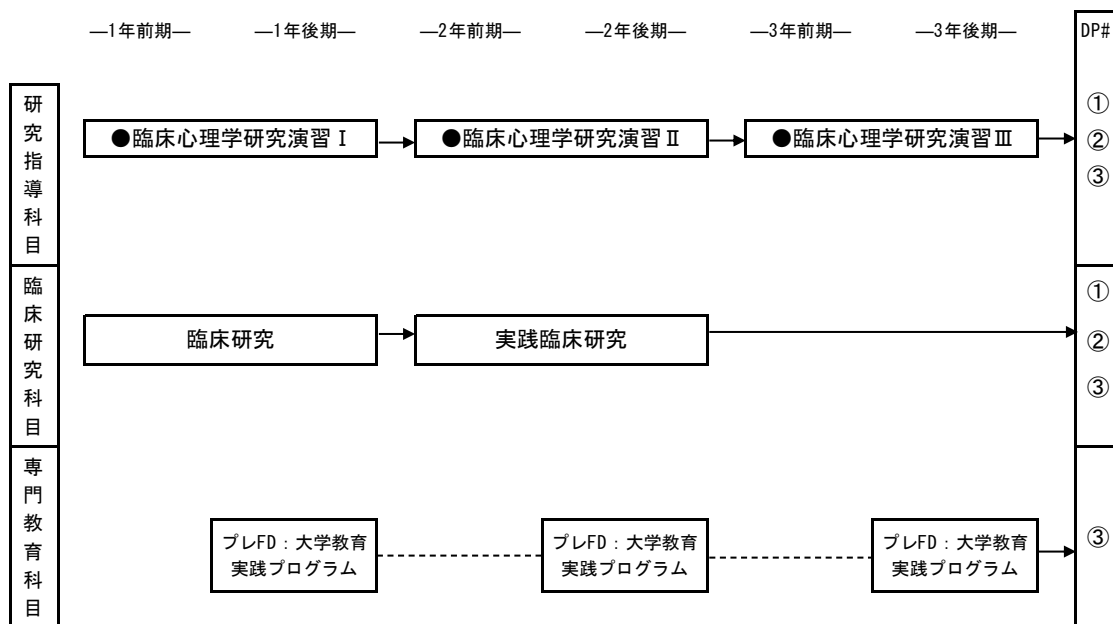
博士後期課程 2 年次（合計 8 単位）

臨床心理学研究演習Ⅱ（通年 4 単位） 必修

実践臨床研究（通年 4 単位） 選択

博士後期課程 3 年次（合計 4 単位）

臨床心理学研究演習Ⅲ（通年 4 単位） 必修



●は必修科目

DP（ディプロマ・ポリシー）

- ①【基盤的能力】臨床心理学に関する幅広い学識と総合的な判断力を持ち、自らの研究の意義や果たすべき役割を論理的に考える能力を身に付けている。
- ②【専門的能力】心理学の分野に貢献する先端的な理論を構築するために高い倫理性と強固な責任感をもった研究者として自立して活動できる。
- ③【創造力】高度な専門業務に従事するために必要な能力と「心の専門家」の基盤となる深い学識をもって、国内外や地域社会における臨床心理学に関する課題を自ら見出し、その成果を国内外に発信する能力を身に付けている。

図4 臨床心理学専攻(博士後期課程)履修系統図（図3再掲）

② 修了要件

臨床心理学専攻博士後期課程の修了要件は、16単位以上21単位までを修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査に合格することとする。審査の基準として、博士後期課程入学以前を含む査読制度の整った国内外の学術雑誌に2報以上を主論文として筆頭著者で発表することとし、審査の時点において掲載または受理されているものを発表として扱う。これらの博士論文の審査日程については、特に時間的制約のある社会人学生に不利益が生じないよう、入学時のオリエンテーション等で十分な説明を行う。博士論文となる主論文の提出を受け、主査1名と副査3名（外部の副査1名を含めることができる）からなる審査委員会を立ち上げ

る。客観的で公正な評価を行うため、主査は指導教員以外の専攻科所属教員が担当する。指導教員は副査を担当する。残る2名の副査のうち1名は外部研究機関に所属する研究者に委託することができる。審査委員会は、主論文に関する公開審査会(発表会)を開催し、質疑応答を行う。その後、主論文の審査を行って可否を判定し、審査結果の要旨とともに研究科委員会に報告する。以上、単位の取得状況、審査委員会が作成した可否判定結果をもとに、研究科委員会にて総合的に判定を行い、博士論文として適当であると判断された場合、「博士(臨床心理学)」の学位が学長より授与される(資料14)。

ウ 研究に関する倫理審査体制

平成26年8月文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、本学では、「西九州大学における研究活動に係る行動規範」(資料15)、「西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」(資料16)、「西九州大学研究費不正使用防止における責任体系について」(資料17)を定めている。これらの規定では、研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また、それらに加担しないこととしている。学長を最高管理責任者とし、研究科長を研究倫理教育責任者としている。また、通報等の窓口も設けており、その責任者は事務局長としている。

さらに、本学では人を対象とした研究領域で実施される研究等について「西九州大学研究倫理委員会規程」(資料18)、動物を用いた研究について「西九州大学動物実験委員会規程」(資料19)を定め、それぞれ審査を行っている。これらのことから、本学では研究倫理の徹底を図っている。

5 基礎となる学部との関係

本専攻は、子ども学部心理カウンセリング学科を基礎としていて、基礎心理学系の授業科目として、「心理学概論」「心理学実験」「心理学研究法」等を配置し、さらに高学年では応用心理学として、「芸術療法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「遊戯療法」「発達心理学」「学校心理学」「医療・健康心理学」等を配置している。博士後期課程を担当する専任教員5名はすべて子ども学部の専任教員である(心理カウンセリング学科4名、子ども学科1名)。また、心理臨床の専門職業人を育成するための臨床心理学専攻修士課程がある。これらでは、臨床心理士や公認心理師の養成のために、「心理学研究法特論」「臨床心理面接特論」「臨床心理査定演習」「障害児(者)心理学特論」「学校臨床心理学特論」「臨床心理実習」などの科目が用意され、博士後期課程を担当する専任教員のうち4名は、臨床心理学専攻修士課程の教員である。これらの学科・専攻を経て、さらに研究者・実践臨床家の指導・養成に関わる能力・知識を持つ人材を養成する臨床心理学専攻博士後期課程を編成する(図5)。



図 5 既設の学部との関係図(教育研究の柱となる領域における専任教員の担当
科目に関する学部と大学院における関係性)

6 「大学院設置基準」第14条による教育の実施

本専攻においては、職業を有する学生の履修上の便宜を配慮して、下記の要領で大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。

ア 修業年限

「夜間その他特定の時間又は時期における授業や研究指導を行う教育方法の特例」を取り入れ、標準の修業年限は3年間であるが、入学者個人の必要に応じて長期の4～6年の履修を認める（「西九州大学大学院長期履修規程」、（資料20）。学生が長期履修を希望する場合は、入学出願時に「長期履修申請書」を提出しなければならない。在学中に申請事由が消滅した場合は、必要な単位を修得していることを条件に、1回限り当該期間の短縮を申請することができる。

イ 履修指導及び研究指導の方法

① 履修指導

履修指導として、入学時に臨床心理学専攻のカリキュラムの構想を提示し、履修ガイダンスを行い、授業、研究指導の方法、内容をまとめたシラバス、年間の授業時間割表等を学生に配布し内容を説明する。また、3年間にわたる研究指導のスケジュールも提示するとともに、教員の専門性を周知させ、その後の指導教員決定のための参考になるよう考慮する。なお、学生は、科目履修においては、必修科目以外は基本的に自由選択であるが、履修に際しては、履修モデルを参考にしながら、博士論文作成という自身の研究課題達成に向けて科目を選択することになる。

② 研究指導

入学後より学生個々の研究テーマに基づき主たる指導教員を決め、必修科目である「臨床心理学演習研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」により3年間を通して研究指導を行なう。学生は

1 年次前期より講義を受講するとともに研究活動を開始する。具体的には、(1) 学生は入学時から教員の研究分野とその意向を参考にし、4 月までに研究指導を担当する教員の中から指導教員を定める。(2) 指導教員は、学生の研究分野とその意向を考慮して、副指導教員を定める。(3) 指導教員および副指導教員は、担当学生の理解度、進度を把握し、必要な助言と指導を行う。(4) 学生は、指導教員の指導の下に研究活動を進める。

ウ 授業の形態・実施方法

本専攻の入学定員は 2 名であり、少人数の教育、研究指導が可能である。授業は、1 時限 90 分であり、月曜日から金曜日まで夜間の授業も含めて開講する。時間割に示した(資料 21-1、21-2)。

授業は、演習と講義形式を混ぜて行い、多面的多角的な視点を備えた研究能力の向上をめざす。また、受講生の状況に応じて、テレビ会議システム (Zoom、Microsoft Teams) 等の ICT を用いて、「同時」かつ「双方向」で遠隔授業を行い、社会人学生が仕事との両立を図りながら、学習・研究を行うことができるように配慮する(図 6)。

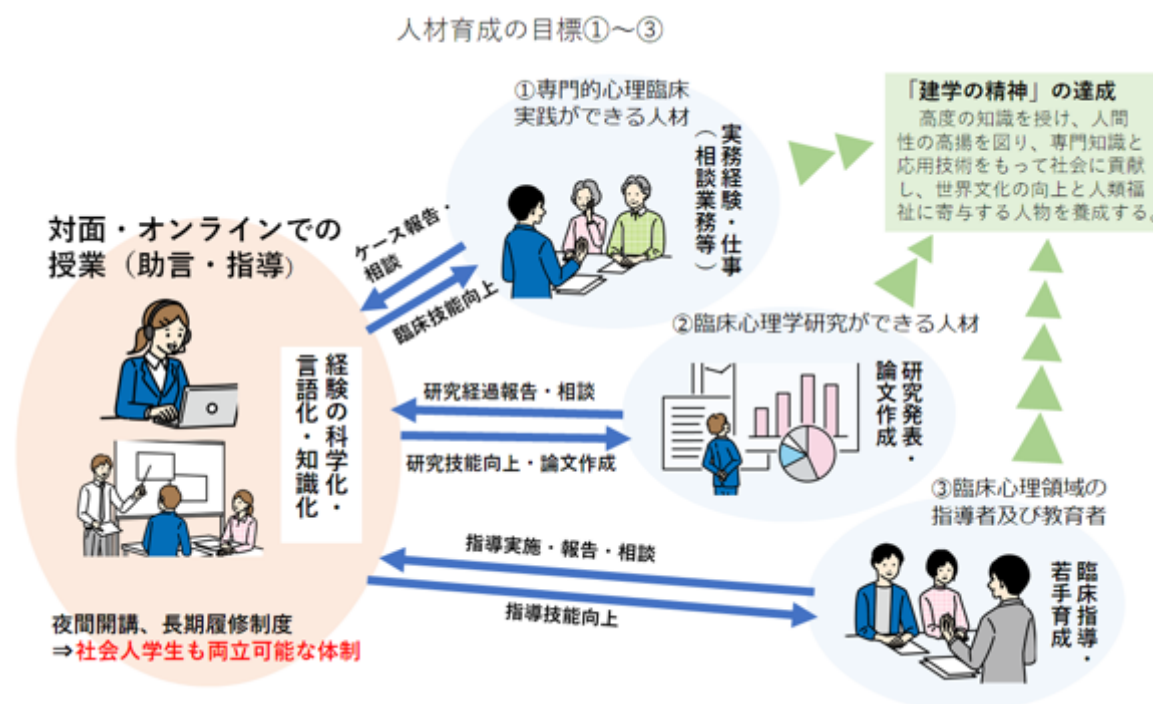


図 6 授業の実施形態

エ 教員の負担の程度

昼間開講科目については一部の科目として設定し、教員の負担を軽減する。夜間開講を行ううえで、学部の卒業論文指導と大学院修士課程の研究指導を加えても、重大な支障が教育・研究上生じるとは考えられない。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の構成に関する配慮、必要な職員の配置

① 図書館

西九州大学図書館は、平日 8 時 50 分より 21 時 00 分まで、第 2・第 4 土曜日は 9 時 30 分より 16 時 30 分までの開館を実施する。なお、大学院生の便宜を図るため、論文執筆等のニーズに応じて適宜開館時間の延長を行う。

② 情報処理設備の利用方法

大学院生研究室(大学院自習室)に学内 LAN に接続できるパソコンを大学院生個人に配備している。大学院生にも個人用メールアドレスを割当て、大学院生研究室、情報処理演習室、学生ホール、図書館利用 PC 等から学内 LAN へ自由にアクセスできる。研究に役立つ図書館の資料所蔵データベースや国内外出版社の電子ジャーナルなどを自由に観覧できるように、教育環境設備の充実に配慮している。

③ 保健管理

西九州大学の保健室は、17 時 50 分で閉鎖するが、急病等の緊急時においては、夜間勤務の事務職員が校医等への連絡体制ができており、十分に対応できる。また、精神的なサポートを図るため、臨床心理士資格を有する専門職者(専任)を配置して対応する学生相談室を設置し、毎日(月曜日～金曜日)開放することとしている。

カ 入学者選抜

臨床心理学専攻博士後期課程では、自立して研究を継続し得る高度な研究能力を持つ段階まで発展させ、“心の専門家”の養成に携わる臨床実践力を持った教育・研究者を目指す人材を求めている。

そのため、職業人に配慮した入学試験として一般入学試験とは別に、社会人入学試験(Ⅰ期、Ⅱ期)を実施し、受験者の選択により受験することとする。社会人入学試験の選考方法は、英語、これまでの研究概要・職務内容に関するプレゼンテーション、面接、書類審査(研究計画書)により、これらを総合して行う。

キ 必要とされる分野であること

臨床心理学専攻博士後期課程は、「臨床心理学」の分野における高度に専門的な職業に従事するのに必要な、自立的な研究能力に優れ、また、その基礎となる豊

かな学識を有する人材の養成を主な目的とするところから、現職についている社会人の入学も想定され、大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施が必要となる。

ク 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなど教員組織の整備状況

臨床心理学専攻博士後期課程には 5 名の専任教員がおり、基礎となる心理カウンセリング学科、臨床心理学修士課程の専任教員を兼ねている。5 名の専任教員については、学部担当授業科目数を他の教員より少なくして博士後期課程教育に支障が生じないよう配慮している。

7 入学者選抜の概要

ア 入学者受入れ方針(アドミSSION・ポリシー)を含む選抜方法・選抜体制

臨床心理学専攻博士後期課程の入学者受入れ方針(アドミSSION・ポリシー)は、以下の通りである。

- ①心理学における高度な専門的知識を有するだけでなく、心理学の先端的な研究方法と対応スキルを持ち、実践することができる者。
- ②幅広い観点から、心理学研究の発展に寄与するような教育研究に携わることができる者。
- ③心理学及び関連領域において幅広く貢献する高度心理専門職業人の育成に資する人材の育成に携わることができるなど教育・研究に携わることを目指している者。

すなわち、高度の専門的研究力を身につけ、研究職等に就くことを目指し、博士前期課程までに一定水準の心理学に関する研究成果を修めており、博士後期課程在学中に展開できる明確な研究計画を持ち、着実に研究成果を積み上げていく学問的忍耐力をもって、規定の期間内に学位論文の完成が見込める者とする。

このような理念に基づき、入学後の学修の基盤として、以上の知識や能力を持った学生の応募を求める。

上記のような学生を適正に選抜するために、専門性に即し、口述試験・筆記試験等による適切な選抜試験を実施する。また、一般選抜のほか、多様な人材を受け入れるために社会人を対象とした社会人選抜を行う。

イ 一般選抜

①受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を授与された者、及び入学年の 3 月 31 日までに同学位を授与される見込みの者
- (2) 外国の大学院において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、及び入学年の 3 月 31 日までに同学位を授与される見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第 156 条第 6 号の規定により文部科学大臣の指定した者

②出願手続

- (1) インターネット出願確認票・写真票
- (2) 修了証明書または修了見込証明書、もしくは学位授与証明書あるいは学位授与申請受理証明書(大学評価・学位授与機構発行)
- (3) 成績証明書
- (4) 研究計画書
- (5) 学術論文
- (6) 志望理由書

③選考方法

入学者の選考は、英語、小論文、修士論文等研究発表、面接、及び提出された研究計画書等の書類により、総合して行う。

ウ 社会人選抜

社会人への入学に配慮した入学試験として社会人選抜を次のとおりに実施する。

①受験資格

社会人選抜に出願できるのは、次の(1)および(2)の要件を満たす者である。

- (1) 本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学年の3月31日までに24歳に達している者
- (2) 学術論文、著書、研究発表、特許等により、修士学位論文と同等以上の価値があると認められる研究業績を有する者

②個別の入学資格審査

社会人選抜を出願する者については、予め次の書類を提出し、出願資格の有無についての個別の入学資格審査を願い出ることとする。本研究科で個別の入学資格審査を実施し、その結果は本人宛へ発送する。個別審査により出願資格(有)と判定された者については、出願手続を進められる。

個別の入学資格審査における必要書類は、以下のとおりである。

- (1) 入学資格審査申請書
- (2) 履歴書
- (3) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があることを示す資料
 - (a) 履歴に短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等の学歴を有する者:これらについての卒業又は修了証明書(入学年の3月31日までに卒業又は修了する見込みの者については、その証明書)、学業成績証明書及びシラバス(授業要目)

(b) 履歴に技術的・専門的職業についての職歴を有する者：その期間及び職務内容を明記した在職証明書

(c) 履歴に研究歴を有する者：研究歴証明書（本研究科交付の用紙に所属の長等が証明したもの）、研究実績調書（本研究科交付の用紙に本人が記載）、個別の入学資格審査研究成果報告書（本研究科交付の用紙に、本人が 4,000 字程度で論文形式に作成する）

(4) 学術論文、著書、研究発表、特許、作品等の写し

(5) その他、審査の参考となる資料（自薦、他薦による推薦書など）

③出願手続

(1) インターネット出願確認票・写真票

(2) 修了証明書または修了見込証明書、もしくは学位授与証明書あるいは学位授与申請受理証明書（大学評価・学位授与機構発行）

(3) 成績証明書

(4) 研究計画書

(5) 学術論文

(6) 職務経歴書

(7) 推薦書（提出任意）

④選考方法

入学者の選考は、英語、これまでの研究概要・職務内容に関するプレゼンテーション、面接、書類審査（研究計画書）により、これらを総合して行なう。

8 教員組織の編成の考え方及び特色

ア 教員配置

臨床心理学専攻博士後期の専任教員は、博士号取得者や研究業績を有する者を配置し、体系的な指導・研究体制を確保することができる教員を配置している。本専攻では、専任教員の教授 4 名、准教授 1 名の計 5 名で構成されている。その年齢構成は、完成年度において 70 代 2 名、60 代 1 名、50 代 1 名、40 代 1 名である。

専任教員の学術的基盤は、すべての教員が臨床心理学系教員である(教員の氏名等:別記様式第3号(その2の1))。

イ 教員の年齢構成と定年

教員の年齢構成は、40 代から 60 代まで概ねバランス良く各年代に配置されている。本学園における教員の定年は、教授 68 歳、准教授 65 歳、講師以下 60 歳となっている。

本専攻の専任教員には定年を超えるものが 1 名含まれ、完成年度を迎えるまでにもう 1 名定年を超える者が出るが、理事長の判断により完成年度を迎えるまで、学園の教職員就業規則で、特任の身分で雇用を継続させることができる(資料 22)。また、いずれかの教員に欠員が生じた場合には適宜補充する計画である。後任人事には、若手教員中心の公募を行い、教育研究業績及び社会情勢を踏まえ、将来構想に基づき適切に人事配置する。また教育研究の継続性を踏まえ、臨床経験豊富な教員の補充や、臨床心理学の諸領域及び学生の関心が高い領域の教員補充を考慮する。

9 研究の実施についての考え方、体制、取組

西九州大学は多くの専攻領域に跨っていることから理学・作業療法学、看護学、栄養学、スポーツ科学、社会福祉学、教育学、臨床心理学といった分野の研究者を学内から広く集め、多分野融合の研究体制の構築にも取り組んでいる。令和 4 年度よ

りプロジェクト研究として、24 時間生活習慣データと個別身体データの AI 解析から策定する「テラーメイド・ヘルスケアプログラム」事業を推進すべく基礎研究に着手した。

また、大学が行う研究活動支援には、学内公募による研究助成の制度や英語論文投稿の際に助成される制度があり、研究力強化に向けた取り組みもある。

本学においては、現在のところ研究活動をサポートする技術職員や U R A は未配置であるため、研究体制の充実を図るためには配置を検討しているところである。

10 施設、設備等の整備計画

本臨床心理学専攻博士後期課程には、子ども学専攻の大学院生が共同で使用する大学院自習室が佐賀キャンパス 5 号館 4 階に整備されている。同自習室は臨床心理学専攻博士前期課程（現修士課程）の学生（定員 5 名）と子ども学専攻修士課程の学生（定員 2 名）が共用で使用するもので、十分に収容できるスペースを確保している。最大収容可能人数は 20 名であり、学内 LAN に接続している PC、その他 Wi-Fi も使用可能な教育環境を整えている。臨床心理学専攻博士後期課程を開設した場合、①人数的には心理学専攻博士前期課程に所属する院生のうち、臨床心理学を専門とする院生の数と比べて、若干名増えるにとどまると予測されること、②研究に必要な図書、実験器具、テスト、大学院附属の臨床心理相談センターの面接室などは既に整備されていることから、現有の設備で教育・研究の充実を図ることは可能である。

講義室は、佐賀キャンパス 5 号館 4 階にある講義室を 1 室大学院専用にて充てている。

臨床心理学専攻にかかわる施設・設備等

・平成 27 年 4 月以降、現在に至る …佐賀キャンパス

(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月…神埼キャンパス)

本専攻の位置する佐賀キャンパスは、JR 佐賀駅から 2 km の佐賀市内に位置し、校地面積は 26,964 m²、内運動場用地が 8,264 m²である。西九州大学大学院臨床心理学専攻、及び子ども学部心理カウンセリング学科は、この佐賀キャンパスに鉄筋コンクリート造 4 階建て 823.28 m²(9 号館)及び鉄筋コンクリート造 5 階建て 5,464.60 m²(5 号館)の校舎を新築し、一部を専用諸室とする。

ア 大学院附属臨床心理相談センター(佐賀キャンパス)(図 7)

相談センターは、臨床心理学的理論および技術の研究を行うとともに、臨床心理学的援助活動を通して研究活動を行うことを目的として設置している。また、相談センターは財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士を養成するための学内における臨床心理実習の場として提供する。

なお、臨床心理士養成大学院第 1 種指定を受ける条件の一つとして、大学院内における実習施設の整備があげられている。本施設は、大学、大学院、学部の附属機関として開設しており、相談に訪れる人達のために必要な心理支援(心理カウンセリングなど)を実践し、大学院生の実習機関としての役割も担っている。

① 本大学院の臨床相談センターの概要

現在の西九州大学大学院附属臨床心理相談センターは、5 号館の 4 階に位置し、下記の部屋を配置している。各部屋は、防音構造となっており、守秘義務の徹底を図っている。

表 5 相談センター内の相談室と面積

名称	数	面積	備考
大遊戯療法室	1	52.00 m ²	専有
小遊戯療法室	1	29.00 m ²	専有
観察室	1	20.00 m ²	専有
箱庭療法室	1	18.65 m ²	専有
面接室	2	13.00 m ² × 2	専有
受付室(事務室)	1	18.02 m ²	専有
待合室	1	11.32 m ²	専有
大学院自習室	1	65.00 m ²	専有

② 大学院学生の自習室の考え方

学生用の自習室は 65 m²あり、このスペースで、20 人分の机と、パソコン 10 台を設置することが可能である。したがって、現在の定員である修士(博士前期課程)の定員 5 名、収容定員 10 名に加え、構想としている博士(博士後期課程)の定員 2 名、収容定員 6 名を加えても、十分に各自の学習スペースが確保可能な状態である。

また、個別指導を円滑に行うために、各教員研究室にゼミ机等を用意し、研究室での直接指導が出来るように整備している。

この大学院生専用自習室には、学内 LAN に接続できるパソコンを大学院生個人に配備するとともに Wifi 環境も整備されている。学内外の多様な研究資料にアクセスすることが可能となっていることは言うまでもない。当然のことながら、大学院生には個人用メールアドレスを割当て、大学院専用自習室、情報処理演習室、図書館利用 PC 等から学内 LAN へ自由にアクセス可能である。研究に役立つ図書館の資料所蔵

データベースや国内外出版社の電子ジャーナルなどを自由に観覧できるように、教育環境設備の充実に配慮している。

したがって、自習室は大学院生に、多種多様な研究資料を取り寄せることが可能な空間と、研究活動に没頭することが出来る時間とを生み出している(資料 23)。

臨床心理相談センターの配置図

①受付兼事務室周辺

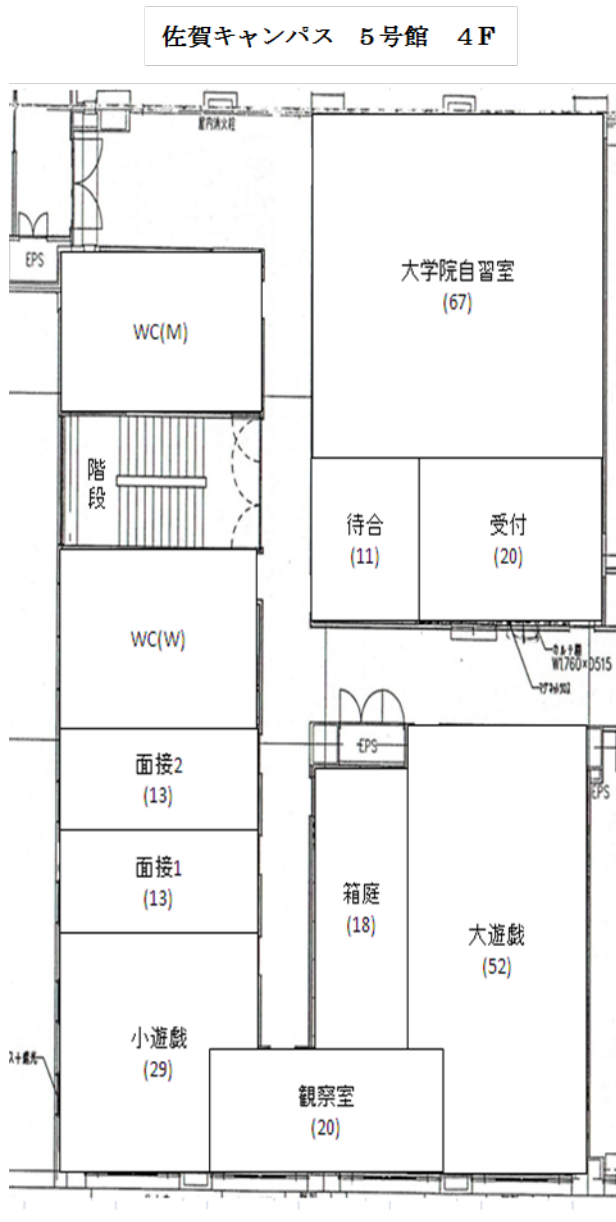


写真1 受付兼事務室



写真2 廊下掲示物



5号館4階が臨床心理相談センターのエリアである。受付兼事務室では、小窓があり、来室者が見えるようになっている（写真1）。また、事務室では、電話の受付及び部屋の予約、カルテの保管を行っている。室内には、受付用机、FAX機能付きの電話、カルテの保管庫を設置している。

センター内の廊下には、時期に合わせての掲示物を行っている（写真2）。

②遊戯療法室

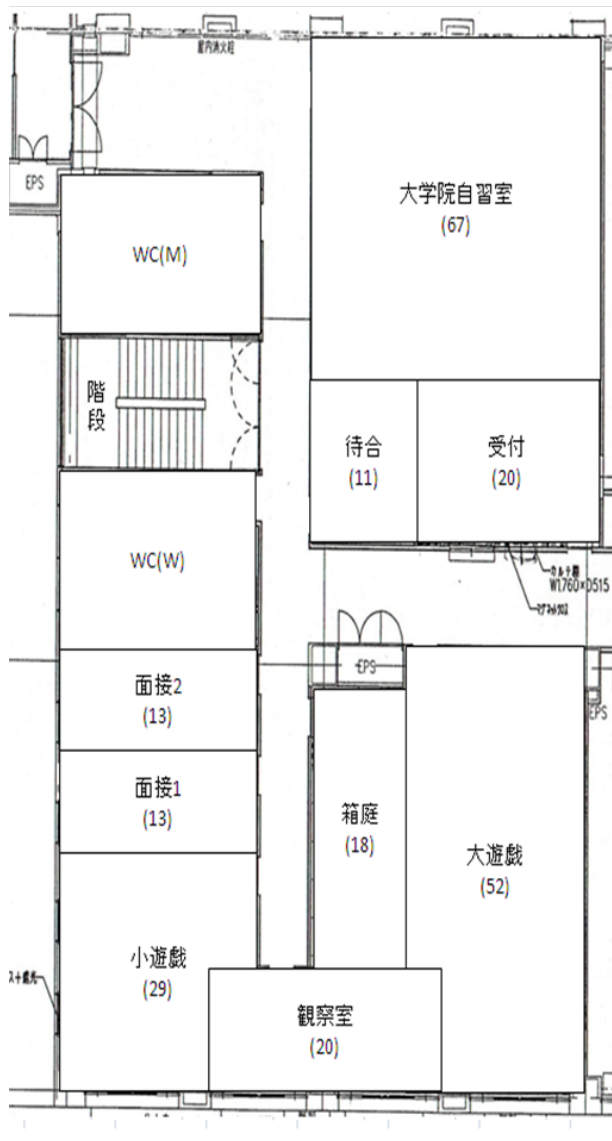


写真3 大遊戯療法室 1



写真4 大遊戯療法室 2



写真5 小遊戯療法室 1



大遊戯療法室は様々な玩具、卓球台、ボールプール等を設置している（写真3、4）。

小遊戯療法室では、丸テーブルと椅子、ローテーブルとソファを配置している。小遊戯療法室では、箱庭ができるように箱庭が1台と箱庭用玩具が設置されている（写真5）。

大遊戯療法室及び小遊戯療法室の壁の一面は、マジックミラーになっており、観察室より室内の様子を見ることができるようになっている。

③箱庭療法室、面接室

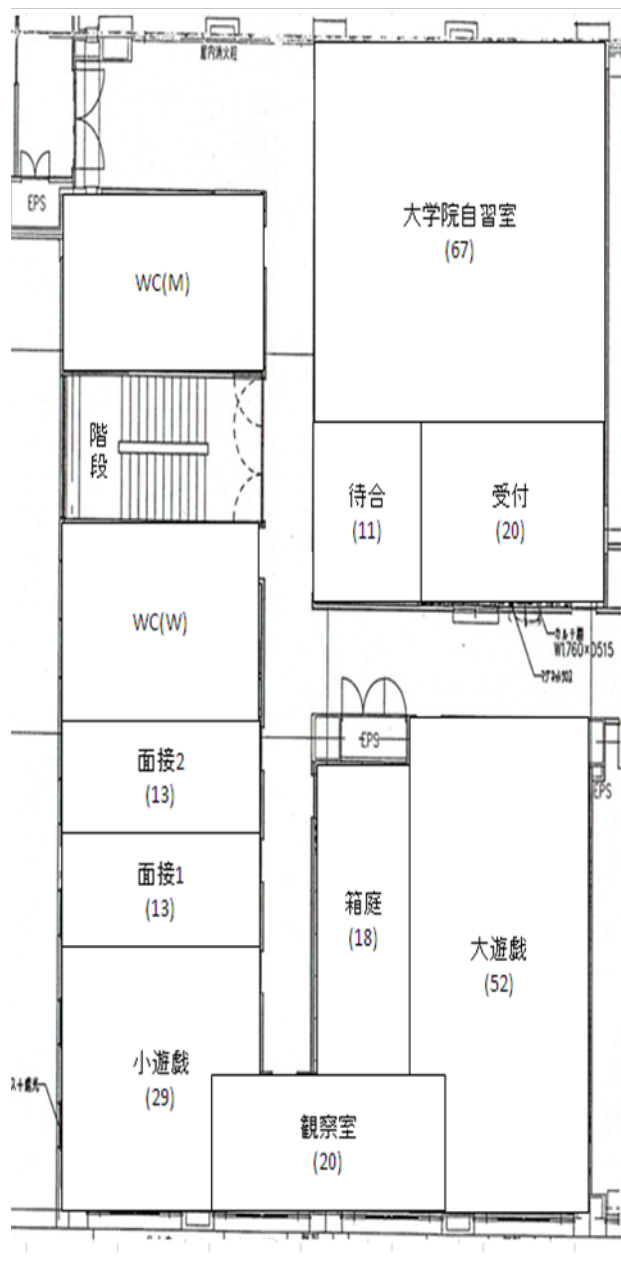


写真6 面接室2



写真7 箱庭療法室



写真8 面接室1



面接室は写真6及び8ともに間取りは同じであり、部屋の雰囲気を変えている。
箱庭療法室には、箱庭と多数の箱庭玩具、机・椅子を配置している（写真7）。

④設備等

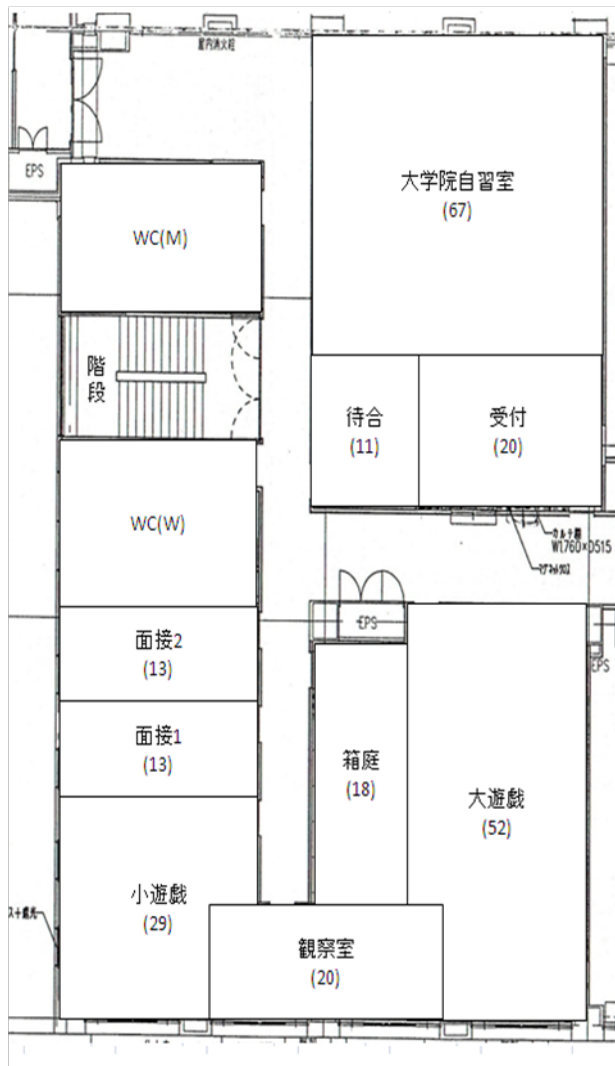


写真9 観察室1



写真10 観察室2



大遊戯療法室に2台、小遊戯療法室・面接室1、2・箱庭療法室に各1台のモニターカメラを設置し、観察室にてモニター及び録画が可能となっている（写真9、10）。

また、観察室では心理検査道具及び心理検査用紙の保管も行っている。

図7 大学院附属臨床心理相談センター（佐賀キャンパス）

③ 西九州大学大学院附属臨床心理相談センター

既に述べたように大学院臨床心理学専攻修士課程および心理カウンセリング学科の設置申請に伴い、大学院臨床心理学専攻修士課程は神埼キャンパスより佐賀キャンパスへ移転し、それに伴い臨床心理相談センターを移設した。

佐賀キャンパスに設置した臨床心理センターは、図 7 の通りである。センターの移転に伴い、プライバシーを保護する意味において待合室を新たに設置し、センター業務の煩雑化を整理するために事務室を拡充した構造とした。

この臨床心理相談センターは、学内実習施設として位置づけられており、運営に関して内規が設けられている(西九州大学臨床心理相談センター規程、同運営委員会規程。(資料 24-1、24-2、24-3、24-4)。

④ 臨床相談センター紀要

当センター開設に伴い、センターにおいて大学院生自身が受け持った事例の研究報告、実習体験報告、地域支援活動報告、当相談センター活動報告等を「臨床心理相談研究」として毎年度 1 回発行している。これは、当センター相談員ならびに大学院生の心理臨床実践に関わる研究論文や報告を、全国の大学附属臨床心理相談室との守秘義務の取り交わしに基づいて、各相談室や専門機関に向けて発行しているものである。発行にあたり、個人が特定されないように徹底した守秘義務を守っている。これまで(2021 年度)、17 巻を発行した。同時に各大学附属臨床心理相談室からも紀要が送られ、お互いの臨床実践活動の交流を深めながら、研鑽に励むことが出来ている。尚、2022 年度 18 巻は令和 5 年 3 月に発行予定である。

イ 図書等の資料及び図書館の整備計画

① 蔵書冊数、蔵書構成及び収集方針

本学図書館は、臨床心理学専攻博士課程の主たる活動地区である佐賀キャンパスのほか、神崎及び小城キャンパスにそれぞれ配置しており、本学図書館全体の総面積は 1,960 m²である。閲覧座席数 109 席(大学全体 283 席)である。

また、蔵書数は全館で 19 万冊保有しており、そのうち、佐賀キャンパス図書館の蔵書数等は、次の(表 6)のとおりである。

表 6 西九州大学佐賀キャンパス図書館の蔵書数(臨床心理学専攻)

	佐賀キャンパス図書館
図書(外国書)冊	13,252(618)
学術雑誌(外国書)種	39(0)
視聴覚資料(点)	860
電子ジャーナル(外国書)種	3(2)
デジタルデータベース	0

(令和 4 年 8 月末 現在)

本学は、これまでに臨床心理学専攻修士課程関係について整備しているが、それに加えて、地域福祉、地域社会、地域生活支援、健康支援などに関する全学的な図書館整備計画の中で対応している。このうち、心理に関連する蔵書は、13,252 冊、学術雑誌 39 種、視聴覚資料 860 点が整備されており、本専攻においてもこれらを活用することとしている(資料 25)。

本専攻の開設にあたり、研究活動を行うに必要な資料として新規の図書を整備するとともに、今後も研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を修得するために、必要な図書・学術雑誌等の整備を図る。既設整備分を踏まえ、毎年度、研究活動に直接関係のある専門書について選書していく。現在、外国語文献も網羅している「Psychology Database」を検討中である。

図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等は以下(表 7)の通りである。情報検索用端末は、いつでも検索が可能な環境として利用者へ提供しているとともに、開館時間は、夜間開講も踏まえ 21 時までの開館時間としており、社会人の学生の利用も踏まえた対応としている。

表 7 図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等

キャンパス	延べ床 面積	開館時間	閲覧 席数	収納可能 冊数	情報検索 用端末数	視聴覚 機器数
神埼 図書館	815 m ²	平日：8:50～21:00 土曜：9:30～16:30	84 席	約 10 万冊	2 台	4 台
神埼図書館 7 号館分室	276 m ²	平日：8:50～21:00	37 席	約 2 万冊	1 台	4 台
佐賀 図書館	571 m ²	平日：8:50～21:00 土曜：9:30～16:30	109 席	約 4 万冊	1 台	3 台

② データベースや電子ジャーナル等の整備

各種オンラインデータベースサービスは、国立情報学研究所の CiNii をはじめ、有料データベースである JDreamⅢ、医中誌 Web 版、Academic Search Elite などが学内ネットワークで利用可能となっており、今後も必要となるオンラインデータベースの充実を図る。

電子ジャーナルについては、ホームページを整備し、当館で閲覧できる体制を取っており、今後、電子ジャーナルで閲覧できる学術雑誌の種類を増やしていくこととしている。

③ 利用者サービス

図書館では、専門の職員(司書)が中心となって利用者の要望に応じている。

平日は、8 時 30 分から 21 時 00 分まで、第 2・第 4 土曜日は 9 時 30 分から 16 時 30 分まで開館しており、社会人の大学院学生に対しての利便性を高めている。

また、学生の情報リテラシー(コンピュートリテラシー)の涵養を目指し、情報機器を利用した文献検索法などを指導するために、学内 LAN の端末を、神埼キャンパス図書館には 23 台設置(内 8 台は分室に設置)している。また、館内資料の蔵書検索を行うための OPAC 専用端末を、神埼キャンパスでは 3 台設置(内 1 台は分室に設置)するとともに、図書館のホームページを介して、Web 上から検索できるように Web

OPAC を提供している。これらの利用法については、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスで利用指導を行っている。図書館ホームページでは、文献検索はもとより、開館カレンダーや最新のトピックス、利用ガイドなどを掲載するなど、幅広く利用者へ情報提供を行っている。さらに、大学・短期大学部共同で構築している機関リポジトリにおいて、本学の発行した紀要や博士論文の公開を行っている。

佐賀キャンパスだけでなく、全キャンパス図書館に独自に所蔵する図書は共同利用が可能であり、それぞれのキャンパスで借りた本をどこのキャンパスでも返却可能とすることや、他キャンパス所蔵の資料の運搬についても随時行うなど、幅広い分野の図書が利用可能である。

以上のとおり、図書館としての運営体制及び施設設備の環境は整備されており、臨床心理学専攻博士課程の開設に対して、十分な教育研究を提供できるものである。

11 管理運営

本大学院における管理運営上の重要事項は、西九州大学大学院研究科委員会規則に基づいて開催される研究科委員会において審議され、決定される。研究科委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。研究科委員会は、研究科の授業又は研究指導を担当する専任教員をもって組織され、原則月一回開催される。研究科委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行なうにあたり、当該事項を審議して意見を述べるものとする(資料 26)。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 研究科長の選考に関する事項

- (5) 研究科担当教員の選考に係る人事計画の立案及び資格審査に関する事項
- (6) 大学院学則又は大学諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (7) 学生の表彰、懲戒に関する事項
- (8) その他、学長又は研究科長が諮問した事項

西九州大学の事務局は、姉妹校である西九州大学短期大学部と統合された事務組織となっている。その事務分掌は、西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程によって規定されており、西九州大学・短期大学部事務局に、総務課、教務課、入試広報課、学生支援課、及び図書課を置き、西九州大学及び西九州大学短期大学部の庶務、会計、教務、入試、募集広報、学生の厚生補導及び就職、図書館、生涯学習並びに学園広報等に関する事務処理を行っている。本大学院に係る事務も西九州大学・短期大学部事務局がこれに当たる。

12 自己点検・評価

ア 実施体制及び実施方法

本学では、かなり早い時期から自己点検・評価のための体制を確立し、多様な形で審議し、検討をしてきた。平成 13 年度には、それらの成果をまとめて自己点検・評価報告書「新世紀の大学像を求めて」を作成し、広く公表した。

一方で、平成 14 年度に学校教育法が改正され、平成 16 年 4 月以降、すべての大学は「認証評価機関」による外部評価を受けることが義務付けられた。本学は、このような第三者評価を受けることを前提として、平成 16 年度に、平成 21 年度までの 6 年間を計画期間とする「中期目標・中期計画」を策定し、その実現を目指して毎年、「年度アクションプログラム」を策定し、様々な改革・改善を進めてきた。その過程を経て、平成 17 年 6 月には、点検・評価報告書第 2 報「教育・研究と修学環境の充実を

目指して」を発行した。この報告書と共に、事務局で作成した「大学基礎データ」に基づいて、平成 18 年度に大学基準協会の第三者評価を受けるための「点検・評価報告書」を作成した。

この「点検・評価報告書」を平成 18 年 4 月に大学基準協会に送付し、同年 10 月に大学基準協会の各専門分科会委員による実地調査を受けた。その結果、平成 19 年 3 月 13 日付けで、「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録が承認された(認定期間:平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間)。また、初めて受けた第三者評価に関連した資料、「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」並びに「認証評価結果」をまとめて広く世間に公表した。

本学は、平成 19 年度にリハビリテーション学部を増設し、複数学部を有する大学となり、また平成 21 年度には子ども学部を増設して、大学院健康福祉学研究科と 3 つの学部を擁する大学となった。平成 23 年度には、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受けるため「自己評価報告書」を作成した。この「自己評価報告書」を平成 23 年 6 月に日本高等教育評価機構に送付し、同年 10 月に実地調査を受けた。その結果、平成 24 年 3 月 26 日付けで、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された(認定期間:平成 23 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 7 年間)。

また、学内では「第 2 次中期目標・中期計画(平成 22 年度～平成 25 年度)」を策定し、毎年その具体的な「年度アクションプログラム」を作成して、その達成度の検証を毎年実行し、改善・改革を推進した。なお、平成 26 年度には、「第 2 次中期目標・中期計画」の総括を基に「自己点検評価報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。

平成 26 年度には、新たに健康栄養学部健康栄養学科、健康福祉学部スポーツ健康福祉学科、子ども学部心理カウンセリング学科を開設し、4 学部 6 学科を擁する大学

となった。併せて大学院健康福祉学研究科を生活支援科学研究科に名称変更し、平成 27 年度には、博士前期・後期課程を開設した。

さらに、「第 3 次中期目標・中期計画（平成 26 年度～平成 29 年度）」を策定し、平成 29 年度には、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審するため、「自己点検評価書」及び「エビデンス集」を作成した。これらを平成 29 年 6 月に日本高等教育評価機構に送付し、同年 9 月に実地調査を受けた。その結果、平成 30 年 3 月 6 日付けで、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。

平成 30 年度には、新たに看護学部を開設し、5 学部 7 学科を擁する大学となった。また、「第 3 次中期目標・中期計画」の総括を行い、「第 4 次中期目標・中期計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」を策定している。

イ 点検・評価項目

本学は、「西九州大学点検・評価に関する規程」を定め、学部のみならず大学院を含めて点検及び評価を実施するに必要な事項を定めている。

点検・評価事項は、下記の項目である。

- (1)教育理念及び目標に関する事項
- (2)教育活動に関する事項
- (3)研究活動に関する事項
- (4)教員組織に関する事項
- (5)事務機構に関する事項
- (6)施設設備に関する事項
- (7)社会との連携に関する事項
- (8)管理運営及び財政に関する事項
- (9)点検・評価の体制に関する事項
- (10)その他、運営委員会が必要と認めた事項

13 認証評価

本学が、これまで認証評価機関により受けた認証評価は次のとおりである

ア 大学基準協会による第三者評価(平成 18 年度)

平成 18 年度に大学基準協会の第三者評価を受けて、「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録が承認された(認定期間:平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間)

イ (財)日本高等教育評価機構による第三者評価(平成 23 年度)

平成 23 年度に作成した自己評価報告書に基づいて、(財)日本高等教育評価機構による第三者評価を受け、大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。(認定期間:平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 7 年間)

ウ (財)日本高等教育評価機構による第三者評価(平成 29 年度)

平成 29 年度に作成した「自己点検評価書」及び「エビデンス集」を平成 29 年 6 月に日本高等教育評価機構に送付し、同年 9 月に実地調査を受けた。その結果、平成 30 年 3 月 6 日付けで、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。

14 情報の公表

本学は、学園の沿革や財務状況に関する情報等、既往の情報提供に加え、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他ホームページなど、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

(掲載ホームページ URL: <https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/>)

ア 公表項目

(1)大学の教育研究上の目的に関すること

- ・学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育上の目的
(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/>)
- (2) 学園組織に関すること
(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/about/#a01>)
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ・教員情報(教育・研究リソース検索システム)
(<http://er.nisikyu-u.ac.jp/DYU0220>)
 - ・職階別・年齢別教員数
(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/teaching01.pdf>)
- (4) 教員入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍する学生の数、卒業(修了)した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ・教育方針(学位授与方針、教育課程方針、入学者選抜方針)
(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/graduate06.pdf>)
 - ・在籍者数状況等
令和 4 年度
(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students29.pdf>)
 - ・卒業者進路状況
令和 3 年度
(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students36.pdf>)
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ・学部シラバス、カリキュラム
(<http://er.nisikyu-u.ac.jp/abu0300/courseyear?sid=50&f=0>)
 - ・大学院シラバス、授業科目及び担当教員一覧
(<http://er.nisikyu-u.ac.jp/abu0300/courseyear?sid=50&f=1>)
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
令和 4 年度

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info05.pdf>)

学位論文の評価に係る評価にあたっての基準

令和 4 年度

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/information/categorylist/faculty/101/c/177/>)

大学院学修の手引き内

(7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info02.pdf>)

(8) 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用に関すること

・入学金、学費(施設設備費、授業料、教育充実費)、委託徴収費

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/examination/graduate.html>)

(9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する
こと

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/support.pdf>)

(10) 財務情報

・財産目録

・貸借対照表

・収支計算書(資金収支計算書及び事業活動収支計算書)

・収益事業に係る財務書類(貸借対照表、損益計算書)

・監査報告書

(https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/finance_info05.pdf)

(11) 管理運営の概要

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/admin01.pdf>)

(12) 教育力向上の取り組みの概要

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort01.pdf>)

(13) 国際交流の概要

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort02.pdf>)

(14) 社会貢献・連携活動の概要

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort03.pdf>)

(15) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

・大学

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/basicpolicy14.pdf>)

・大学院

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/basicpolicy20.pdf>)

(16) 学則等各種規程

(https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/gra_rules.pdf)

(17) 設置に係る設置計画履行状況報告書

・心理カウンセリング学科

(https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/report2018_02.pdf)

・臨床心理学専攻

(https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/report2015_04.pdf)

(18) 自己点検・認証評価

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/information/detail/i/689/faculty/101>)

イ 情報の公表についての実施方法

(1) 学生便覧(毎年1回、4月発行)

(2) 授業計画(毎年1回、4月発行)

(3) 就職のための大学案内(企業向けのもの、毎年1回、5月発行)

(4) 大学案内(一般向けのもの、毎年1回、6月発行)

(5) 過去3年間の入学試験問題(毎年1回、6月発行)

(6) 広報 永原学園(一般向けのもの、毎年1回、10月発行)

(7) 永原学園報(学園関係者向けのもの、毎年1回、4月発行)

(8) 西九州大学子ども学部紀要(毎年1回、3月発行)

(9) 臨床心理相談センター紀要(毎年1回、3月発行)

- (10) インターネットのホームページ(<https://www.nisikyu-u.ac.jp>)への掲載(随時入替え)
- (11) 報道機関等への発表(随時)
- (12) 自己点検・評価報告書(ほぼ4年毎に発行)

ウ 情報提供項目

- (1) 大学への入学や学習機会に関する情報
 - ・入学定員、入学試験科目、アドミッション・ポリシー及び学納金など入試に関する事項
 - ・各学科における試験区分ごとの志願者数、受験者数及び入学者数並びに過去の試験倍率
 - ・一般入試の科目別の最高得点、平均点及び最低得点
 - ・科目等履修生制度に関する事項
 - ・取得できる免許・資格に関する事項
 - ・公開講座及び出張講義に関する事項
- (2) 教育・研究に関する情報
 - ・教員全員の担当授業科目及びシラバス
 - ・修士論文及び卒業論文の題目及び論文要旨
 - ・教員の主要研究分野及び研究概要などに関する事項
 - ・附属図書館の蔵書及び新着図書の案内
- (3) 卒業生の進路状況に関する情報
 - ・卒業生の免許・資格の取得者数などのデータ
 - ・卒業生の就職状況及び具体的な就職先(企業名、官公庁名など)
 - ・大学院への進学状況及び具体的な進学した大学名等

(4) 財務状況に関する情報

- ・永原学園全体の資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表
- ・永原学園が設置する学校の学生生徒、その保護者及び永原学園と雇用契約にある者は、閲覧請求書を提出することにより、永原学園全体及び永原学園が設置する学校等ごとの財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告を閲覧することができる。

15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な対応として、「西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会」が中心となり、以下の取り組みを行っている。なお、この大学院 FD 委員会は、学部とは独立して様々な取り組みを行っている。

(1) 授業評価

大学院 FD 委員会（西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程）(資料 27) 主導のもとに、教員の教育力向上に資することを目的に、「学生による授業評価」を前期および後期に1回ずつ実施し、教育方法の見直しを各教員が行うことにより大学院生の学修効果の向上を図っている。評価項目は、「授業の満足度」、「授業受講後、さらに学びたいと思ったか」、「授業を通じて自己成長を感じたか」を5段階評価で評価してもらい、さらに「その授業で良かった点、取り入れてほしい点」、「その授業をよりよくするための提案」及び「授業、カリキュラムなどへの意見」を自由記述式で記載させている。

実施結果について、自由記述式のものは FD 委員会でまとめ、選択式のものは数値化及びグラフ化した後、FD 研修会において大学院専任教員へ開示している。その

結果を受けて、教員は今年度の反省と来年度の取り組みについてのコメントを記載している。

(2) 研修会

学生による授業評価の結果を受けて、次年度の授業をいかに改善して評価を高めるかについての研修会を行っている。実際に学生も参加し、生の声を聴いて、授業改善に繋げる試みを行った年度もあった。今後も、このような研修会を行い、授業改善のヒントをつかむ機会とすることとする。

資料

- 資料 1 学校法人 永原学園の沿革(概要)
- 資料 2 西九州大学の沿革(概要)
- 資料 3 佐賀県の高等教育機関
- 資料 4 文部科学省関連の補助事業の概要
- 資料 5 地域志向大学宣言
- 資料 6 既存学部との関係
- 資料 7-1～7-4 相談センター活動
- 資料 8 臨床心理実習の概要
- 資料 9 学内実習・学外実習の時期
- 資料 10 学外実習先
- 資料 11 修了生の就職状況
- 資料 12 ほっとひろば西九大活動報告
- 資料 13 東日本大震災被災者支援活動「ほっとひろば西九大」評価
- 資料 14 臨床心理学専攻博士後期課程修了スケジュール
- 資料 15 西九州大学における研究活動に係る行動規範
- 資料 16 西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程
- 資料 17 西九州大学研究費不正使用防止における責任体系について
- 資料 18 西九州大学研究倫理委員会規程.
- 資料 19 西九州大学動物実験委員会規程
- 資料 20 西九州大学 大学院長期履修規程
- 資料 21-1～21-2 臨床心理学専攻博士後期課程履修時間割
- 資料 22 定年に関する規程
- 資料 23 大学院自習室

資料 24-1～24-4 西九州大学臨床心理相談センター規程

資料 25 図書資料

資料 26 西九州大学大学院研究科委員会規則

資料 27 西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

学校法人 永原学園の沿革（概要）

昭和 21 年	9 月	佐賀栄養専門学校設立
昭和 28 年	4 月	佐賀栄養専門学校創立 栄養士養成施設として厚生大臣指定
昭和 29 年	2 月	準学校法人 永原学園設立認可（私立学校法第 6 4 条第 4 項の法人、 所轄庁 佐賀県知事） （注）準学校法人：私立学校法施行規則第 6 条第 1 項第 6 号
昭和 33 年	4 月	佐賀保育専門学校開設
昭和 34 年	4 月	佐賀調理専修学校開設
昭和 38 年	1 月	学校法人 永原学園 認可（私立学校法第 3 条の学校法人、所轄庁 文部大臣）
昭和 38 年	4 月	佐賀短期大学開設 食物栄養科設置（入学定員 80 名）
昭和 39 年	4 月	佐賀短期大学 被服科増設（入学定員 50 名）
昭和 40 年	4 月	佐賀短期大学 保育科増設（入学定員 100 名） 保母養成施設として厚生大臣指定
昭和 42 年	4 月	佐賀短期大学 専攻科被服専攻増設（入学定員 20 名）
昭和 42 年	4 月	佐賀短期大学附属三光幼稚園開園
昭和 42 年	4 月	佐賀製菓専修学校開設
昭和 43 年	4 月	佐賀家政大学開設 家政学部家政学科設置（入学定員 100 名）
昭和 44 年	4 月	佐賀家政大学 家政学部家政学科に家政学専攻と管理栄養士専攻を設置 管理栄養士養成施設として厚生大臣指定
昭和 49 年	4 月	佐賀家政大学 家政学部社会福祉学科増設（入学定員 30 名）
昭和 49 年	6 月	佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更
昭和 52 年	4 月	西九州大学家政学科を「食物栄養学科」に、家政学専攻を「食物栄養学専攻」 に名称変更
昭和 53 年	4 月	佐賀調理専修学校調理専門課程及び調理高等課程認可
昭和 53 年	4 月	佐賀調理専修学校を「佐賀調理専門学校」に、佐賀製菓専修学校を「佐賀製 菓学校」に名称変更
昭和 56 年	4 月	佐賀短期大学被服科を「家政科」に、保育科を「幼児教育科」に名称変更
昭和 63 年	4 月	佐賀短期大学食物栄養科を「食物栄養学科」に、家政科を「生活福祉学科」 に、幼児教育科を「幼児教育学科」に名称変更 佐賀短期大学生活福祉学科 介護福祉士養成施設として厚生大臣指定
平成 元 年	4 月	佐賀短期大学 専攻科福祉専攻増設（入学定員 30 名） 介護福祉士養成施設として厚生大臣指定
平成 5 年	4 月	佐賀短期大学生活福祉学科定員変更（入学定員 80 名）
平成 6 年	3 月	佐賀短期大学 健康福祉・生涯学習センター設置
平成 6 年	9 月	西九州大学 健康福祉実践センター設置
平成 7 年	2 月	佐賀短期大学専攻科食物栄養専攻 学位授与機構認定
平成 7 年	4 月	佐賀短期大学 専攻科食物栄養専攻増設（入学定員 30 名） 栄養士養成施設として厚生大臣指定 佐賀短期大学専攻科被服専攻廃止
平成 10 年	4 月	西九州大学社会福祉学科編入学定員設定（3 年次編入学定員 20 名）

平成22年	3月	西九州大学短期大学部くらし環境学科廃止 西九州大学短期大学部専攻科食物栄養専攻廃止
平成23年	4月	西九州大学短期大学部専攻科福祉専攻を「専攻科保育福祉専攻」に名称変更 西九州大学短期大学部健康福祉・生涯学習センターを「西九州大学・西九州大学短期大学部健康福祉・生涯学習センター」に名称変更
平成25年	4月	西九州大学附属三光保育園定員変更（入学定員70名）
平成26年	4月	西九州大学グループ地域連携センター設置 同センター内に「健康福祉・生涯学習センター」、「臨床心理相談センター」、「食育サポートセンター」、「あすなろうセンター」を配置 西九州大学、西九州大学短期大学部の「健康福祉研究センター」を「生活支援科学研究センター」に名称変更 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康栄養学専攻（入学定員2名）、臨床心理学専攻（入学定員4名）、リハビリテーション学専攻（入学定員3名）設置 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻の入学定員変更（入学定員3名） 西九州大学大学院健康福祉学研究科を西九州大学大学院生活支援科学研究科に名称変更 西九州大学「健康栄養学部健康栄養学科」設置（入学定員120名） 西九州大学「健康福祉学部スポーツ健康福祉学科」設置（入学定員50名） 西九州大学「子ども学部心理カウンセリング学科」設置（入学定員40名） 西九州大学健康福祉学部社会福祉学科定員変更（入学定員80名） 西九州大学健康福祉学部健康栄養学科募集停止 西九州大学佐賀調理製菓専門学校製菓一般課程パティシエ科夜間部（入学定員40名）廃止
平成27年	4月	西九州大学大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻（修士課程）設置（入学定員5名） 西九州大学大学院生活支援科学研究科健康福祉学専攻（修士課程）募集停止 西九州大学大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻（博士課程）設置（研究科の専攻に係る課程の変更） 博士前期課程（入学定員5名） 博士後期課程（入学定員3名） 西九州大学大学院生活支援科学研究科子ども学専攻（修士課程）設置（入学定員4名） 西九州大学附属三光幼稚園「幼保連携型認定こども園」から「幼稚園型認定こども園」へ類型変更 西九州大学附属三光幼稚園に保育機能施設「三光ナースリー」併設 西九州大学附属三光保育園「幼保連携型認定こども園」から「保育所型認定こども園」へ類型変更 西九州大学附属三光保育園定員変更（入学定員80名） 西九州大学グループ情報メディアセンター設置 西九州大学グループ国際交流センター設置

平成28年	4月	西九州大学グループ地域連携センター内に地域看護研究研修センター設置
平成29年	4月	西九州大学短期大学部地域生活支援学科設置（入学定員100名） 西九州大学短期大学部食物栄養学科募集停止 西九州大学短期大学部生活福祉学科募集停止 西九州大学短期大学部専攻科保育福祉専攻募集停止
平成29年	12月	学校法人永原学園事業部開設
平成30年	1月	レストラン「ラ・サンテ249」開業
平成30年	4月	西九州大学「看護学部看護学科」設置（入学定員90名） 「西九州大学グループ地域連携センター」、「西九州大学グループ情報メディアセンター」及び「西九州大学グループ国際交流センター」廃止 西九州大学及び西九州大学短期大学部に「リカレント教育・研究推進本部」、「情報メディアセンター」及び「国際交流センター」を設置 リカレント教育・研究推進本部内に「健康支援センター」、「健康福祉・生涯学習センター」及び「産学官連携推進室」を設置 西九州大学大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻の下に「臨床心理相談センター」を設置 西九州大学健康栄養学部健康栄養学科の下に「食育サポートセンター」を設置 西九州大学看護学部看護学科の下に「地域看護研究研修センター」を設置 西九州大学に「教職センター」を設置
平成30年	5月	西九州大学短期大学部食物栄養学科廃止 西九州大学短期大学部生活福祉学科廃止
令和2年	3月	学校法人永原学園出資事業会社 株式会社西九大サポート設立
令和2年	4月	西九州大学佐賀調理製菓専門学校 専門課程 調理師科昼間部定員変更（入学定員40名） 調理師科夜間部定員変更（入学定員40名）
令和3年	4月	西九州大学及び西九州大学短期大学部に「情報システム室」を設置
令和3年	12月	西九州大学健康福祉学部健康栄養学科廃止
令和4年	4月	西九州大学大学院生活支援科学研究科栄養学専攻(博士後期課程)設置（入学定員2名） 西九州大学大学院生活支援科学研究科健康栄養学専攻を西九州大学大学院生活支援科学研究科栄養学専攻博士前期課程に名称変更 西九州大学大学院生活支援科学研究科看護学専攻(修士課程)設置(入学定員5名) 西九州大学附属三光幼稚園に放課後児童クラブ「さんこう児童クラブ」設置

以上

西九州大学の沿革（概要）

昭和 21 年	9 月	佐賀栄養専門学校創立
昭和 29 年	2 月	学校法人永原学園設立認可
昭和 43 年	3 月	佐賀家政大学家政学部家政学科設置認可（入学定員 100 名） 栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 43 年	4 月	佐賀家政大学開学
昭和 44 年	4 月	家政学部家政学科を専攻分離し「家政学専攻 50 名・管理栄養士専攻 50 名」 として届出 管理栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 49 年	1 月	佐賀家政大学家政学部社会福祉学科設置認可（入学定員 30 名） 家政学部家政学科家政学専攻入学定員減（50 名→20 名）
昭和 49 年	6 月	佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更
昭和 50 年	12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増認可（30 名→50 名）
昭和 52 年	4 月	家政学部家政学科を家政学部食物栄養学科に名称変更し「家政学専攻」を 「食物栄養学専攻」に改称
昭和 57 年	1 月	西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増認可（50 名→80 名）
昭和 61 年	12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増認可（80 名→100 名）
平成 3 年	12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増認可（100 名→120 名）
平成 9 年	12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科 3 年次編入学定員 20 名に係る収容定員 増認可
平成 10 年	12 月	西九州大学大学院設置認可「健康福祉学研究科健康福祉学専攻修士課程」 （入学定員 8 名）
平成 11 年	4 月	<u>西九州大学大学院開設</u>
平成 11 年	12 月	西九州大学家政学部食物栄養学科入学定員増（70 名→90 名）並びに社会 福祉学科入学定員増認可（120 名→140 名）、臨時的定員を恒常化
平成 12 年	10 月	西九州大学家政学部健康栄養学科設置認可及び入学定員増認可（90 名→ 130 名） 「家政学部食物栄養学科は平成 13 年度から募集停止」
平成 13 年	4 月	西九州大学「家政学部」を「健康福祉学部」に名称変更
平成 14 年	3 月	介護福祉士養成施設として指定を受ける
平成 15 年	3 月	<u>西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床 心理士受験資格（2 種）の指定を受ける（（財）日本臨床心理士資格認定協 会）</u>
平成 18 年	4 月	募集停止中の食物栄養学科廃止
平成 18 年	11 月	西九州大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専 攻（入学定員 40 名）及び作業療法学専攻（入学定員 40 名）設置認可

平成18年11月	平成19年4月1日付をもって理学療法士および作業療法士養成学校として指定を受ける
平成19年 4月	西九州大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻（入学定員40名）及び作業療法学専攻（入学定員40名）開設
平成20年 4月	<u>西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格（1種）の指定を受ける</u> <u>（指定期間：平成21年4月1日～平成27年3月31日）</u>
平成20年11月	西九州大学子ども学部子ども学科（入学定員80名、3年次編入学定員10名）設置認可
平成21年 4月	西九州大学子ども学部子ども学科開設
平成21年 4月	保育士養成学校として指定を受ける
平成21年 4月	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 定員減（140名→120名） 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻 定員増（8名→12名）
平成26年 4月	健康福祉学部 スポーツ健康福祉学科 50人（学科の届出設置） 子ども学部 心理カウンセリング学科 40人（学科の設置認可） 健康栄養学部 健康栄養学科 120人（学部の届出設置） 健康福祉学部 健康栄養学科 △130人（学生募集停止） 健康福祉学部 社会福祉学科 △40人（入学定員の減） 3年次編入（20）（10） 120人 → 80人 3年次編入定員は、平成28年度から定員減
	大学院 健康福祉学研究科 健康栄養学専攻 M2人（専攻の届出設置） 臨床心理学専攻 M4人（専攻の設置認可） リハビリテーション学専攻 M3人（専攻の設置認可） 健康福祉学専攻 M△9人（入学定員の減） M12人 → M3人
	研究科の名称変更 <u>健康福祉学研究科 → 生活支援科学研究科</u>
平成27年 4月	大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻博士後期課程を設置（入学定員3名）、健康福祉学専攻修士課程は地域生活支援学専攻博士前期課程に名称変更 大学院生活支援科学研究科子ども学専攻を開設（入学定員4名）
平成29年11月	西九州大学看護学部看護学科（入学定員90名）設置認可
平成30年 4月	西九州大学看護学部看護学科開設
平成31年10月	大学院生活支援科学研究科子ども学専攻を定員変更（入学定員3名） <u>大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻を定員変更（入学定員5名）</u>

令和 3 年 8 月	大学院生活支援科学研究科栄養学専攻博士後期課程を設置認可（入学定員 2 名）
令和 3 年 1 0 月	大学院生活支援科学研究科看護学専攻を設置認可（入学定員 5 名）
令和 3 年 1 1 月	栄養学専攻修士課程を栄養学専攻博士前期課程に名称変更届出
令和 4 年 4 月	大学院生活支援科学研究科栄養学専攻博士後期課程を開設（入学定員 2 名） 大学院生活支援科学研究科看護学専攻を開設（入学定員 5 名） 大学院生活支援科学研究科栄養学専攻修士課程を栄養学専攻博士前期課程に名称変更
令和 4 年 1 2 月	大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻博士後期課程を健康福祉学専攻博士後期課程に、地域生活支援学専攻博士前期課程を健康福祉学専攻博士前期課程に名称変更届出

以上

佐賀県の高等教育機関

令和3年5月1日現在

区分	大学名	学部・研究科	学科・専攻	入学 定員(名)	3年次 編入(名)	収容 定員(名)
大 学	国立 佐賀大学	教育学部	学校教育課程	120		480
			小 計	120	0	480
		芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	110	5	450
			小 計	110	0	480
		経済学部	経済学科	110		440
			経営学科	80		320
			経済法学科	70		280
			小 計	260	0	1,040
		医学部	医学科	103		630
			看護学科	60		240
			小 計	163	0	870
		理工学部	数理科学科		15	30
			物理科学科			40
			知能情報システム学科			60
			機能物質化学科			90
			機械システム工学科			90
			電気電子工学科			90
			都市工学科			90
			理工学科	480		1440
			小 計	480	15	1,965
		農学部	応用生物科学科		0	45
			生物環境科学科			60
			生命機能科学科			40
			生物資源科学科	145		435
			小 計	145	0	590
		合 計		1,278	20	5,395
		大学院 学校教育学研究科 (専門職学位課程)	教育実践探究専攻	20		40
			小 計	20		40
		地域デザイン研究科 (修士課程)	地域デザイン専攻	20		40
			小 計	20		40
		先進健康科学研究科 (修士課程)	先進健康科学専攻	52		104
			小 計	52		104
		理工学研究科 (修士課程)	理工学専攻			167
			小 計	0		167
		理工学研究科 (博士前期課程)	理工学専攻	167		167
			小 計	167		167
		農学系研究科 (修士課程)	生物資源科学専攻	32		64
			小 計	32		64
		医学系研究科 (博士課程)	医科学専攻	25		100
			小 計	25		100
		工学系研究科 (博士後期課程)	システム創成科学専攻			48
			小 計	0		48

区分		大学名	学部・研究科	学科・専攻	入学 定員(名)	3年次 編入(名)	収容 定員(名)	
大学	国立	佐賀大学	理工学研究科 (博士後期課程)	理工学専攻	20		20	
				0				
			合 計	小 計	20		20	
				専門職学位・修士・博士前期課程	291		582	
	博士・博士後期課程	45		168				
大学	私立	西九州大学	健康栄養学部	健康栄養学科	120		480	
				小 計	120		480	
			健康福祉学部	社会福祉学科	80	10	340	
				スポーツ健康福祉学科	50		200	
				小 計	130	10	540	
			リハビリテーション学部	リハビリテーション学科				
				理学療法学専攻	40		160	
				作業療法学専攻	40		160	
				小 計	80		320	
			子ども学部	子ども学科	80	10	340	
				心理カウンセリング学科	40		160	
				小 計	120	10	500	
			看護学部	看護学科	90		360	
				小 計	90		360	
			合 計		540	20	2,200	
			大学院	生活支援科学研究科 (修士課程)	健康栄養学専攻	2		4
					臨床心理学専攻	5		10
					リハビリテーション学専攻	3		6
					子ども学専攻	3		6
					小 計	13		26
			生活支援科学研究科 (博士前期課程)	地域生活支援学専攻	5		10	
				小 計	5		10	
			生活支援科学研究科 (博士後期課程)	地域生活支援学専攻	3		9	
				小 計	3		9	
			合 計	修士課程・博士前期課程	18		36	
				博士後期課程	3		9	
短期大学	私立	九州龍谷短期大学	保育学科	60		120		
			人間コミュニティ学科	40		80		
			合 計	100		200		
		佐賀女子短期大学	地域みらい学科	110		220		
			こども未来学科	80		160		
			合 計	190		380		
		西九州大学短期大学部	地域生活支援学科	100		200		
			幼児保育学科	90		180		
			合 計	190		380		
短 期 大 学 計					480		960	
総 計					2,655	40	9,350	

参考: 大学・短大は令和3年度現在の組織

文部科学省関連の補助事業の概要

【平成 22 年度 文部科学省 G P】

事業名： 大学生の就業力育成支援事業

採択課題名： 真の就職率ナンバーワンプロジェクト

実施期間： 平成 22 年度 ～ 平成 23 年度

金額（概算）： 予算／36,840 千円（H22：20,000 千円、H23：16,840 千円）

実績： 35,312,985 円（H22：19,258,379 円、H23：16,054,606 円）

概要：

本取組は、従来の各学科と教務課並びに学生支援課による専門職業人養成システムに加えて、幅広い職業人としての資質能力の向上を可能とする新しい教育プロセス（「新あすなろう体験Ⅰ～Ⅲ」）を共通教育課程に設置し、新設するセンターにおいてこれを運用するものである。この取組によって、学生の職業観や将来展望を明確にし、適正な就業へと学生を導くことができる。これらの科目群には、専門分野にとらわれないボランティア、地域活動、インターンシップ、グループワークによる課題解決型学習（PBL）等の体験型学習が組み込まれている。学生はそれらを継続的に学習し、幅広くかつ明確な職業観を養うことができます。また、PBLの実社会への還元といった高次の課題も用意している。これらを通して学生は、社会人に必要とされる自律的能力（問題解決能力、コミュニケーション能力、自己管理能力等）を身につけることができる。

【平成 24 年度 文部科学省 G P】

事業名： 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業

採択課題名： 地域力を生む自律的職業人育成プロジェクト

実施期間： 平成 24 年度 ～ 平成 26 年度

金額（概算）： 予算／36,000 千円（H24：12,010 千円、H25：12,010 千円、H26：12,000 千円）

実績： 35,074,735 円（H24：11,064,735 円、H25：12,010,000 円、H26：12,000,000 円）

概要：

九州・沖縄地区において就業力育成支援事業で実績を持つ国公立大学 23 校が連携し、産業界の人材ニーズを踏まえながら「地域に活力（地域力）をもたらし、主体的に考える力をもった自律的職業人を輩出すること」を連携取組全体の目的としながら、3つのサブグループに分かれ、「インターンシップの高度化」「キャリア系科目の授業改善」「学修評価方法の検討」の3つのテーマに取り組んでいくものです。本学は、9 大学からなる「インターンシップの高度化」のサブグループに属し、各大学の事例の共有化と高度なインターンシッププログラムの開発、開発プログラムの試行、実施ノウハウの集約化、インターンシップの継続を各大学間と連携して行うこととしている。

【平成24年度 大学間連携共同教育推進事業】

事業名： 大学間連携共同教育推進事業（地域連携）

採択課題名： 大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成

実施期間： 平成24年度～平成28年度

金額（概算）： 予算（連携校全体）／241,200千円（H24：61,200千円、H25：51,000千円、
H26：43,000千円、H27：43,000千円、H28：43,000千円）

実績： 61,200千円（H24：61,200千円（西九州大学短期大学分：11,569千円））

概要：

佐賀大学、西九州大学、九州龍谷短期大学、佐賀女子短期大学、西九州大学短期大学部は、幼児教育の専門職業人をを目指す学生の専門性を向上させることにより、発達障害の幼児がニーズにあった療育を幼稚園や保育所で受けることが出来るようにするため、3つの事業を進める。①発達障害等をテーマとする大学間共通教育プログラムを共同開発する。小児医療、心理、教育・保育、福祉・家族支援の各分野に亘る体系的知識の習得と支援実習により、幼児がもつ「困り感」を様々な視点から捉える力の育成と支援スキルの習得に重点をおく。また大学間共通評価観点を設ける他、連携校教員の共同研修の実施、「子ども発達支援士（基礎）」（大学コンソーシアム佐賀認定）の認定により教育の質保証を図る。②連携校が有する療育指導資源を生かして、大学間発達障害支援ネットワークを構築し支援実習に活用する他、地域の療育ニーズに対応する。③ステークホルダーに企画段階から参加を求め、外部評価も受け、事業の継続的な発展を図る。平成25年度は、連携校全体で、378名の学生が子ども発達支援士（基礎）養成プログラムを受講しており、12月末時点で延べ454名の子どもを療育・支援を行った。

【平成24年度 大学間連携共同教育推進事業】

事業名： 大学間連携共同教育推進事業（分野連携）

採択課題名： 短期大学士課程の職業・キャリア教育と共同教学IRネットワーク

実施期間： 平成24年度～平成28年度

金額（概算）： 予算（連携校全体）／300,188千円（H24：65,789千円、H25：65,575千円、
H26：65,624千円、H27：56,200千円、H28：47,000千円）

実績： 65,789千円（H24：65,789千円（西九州大学短期大学分：1,520千円））

概要：

本取組は、10年間の活動実績を持つ「短期大学コンソーシアム九州」連携7短大で、短期大学士課程教育の質の保証システムの汎用的なモデルとなる共同教学IRネットワークシステム構築とアセスメント活動を含む運用スキームの整備を図る。また、「短期大学コンソーシアム九州」の取組成果として重要であることがわかった短期大学独自の職業・キャリア教育の充実・発展のために①学生の主体的学びを促進し教育成果を高めるWork Integrated Learning（WIL）に関する国内外における知見と情報の集約を図る活動、②学習経験や価値観の異なる他学科他短大の学生が共同で地域ステークホルダーと交流し社会人基礎力を培う3つのアクティブラーニング事業の展開・充実、を実施する。取組の成果は、日本私立短期大学協会を通して関係者に公開し、短期大学全体の教育の質保証のための方策を提示する。25年度は、学生共通調査システムの開発・テスト運用などを行った。

【平成25年度「地（知）の拠点整備事業」】

事業名： コミュニティ・キャンパス佐賀アクティベーション・プロジェクト

採択課題名： 「地（知）の拠点整備事業

実施期間： 平成25年度～平成29年度

金額： 16,146千円（追加配分：3,200千円） 計19,346千円

概要：

佐賀大学と西九州大学は、佐賀県全域をキャンパスと位置付け、学生・教職員による実践的な教育研究を通して、地（佐賀県域）と知（教育研究）のアクティベーションを進めることで、佐賀の地における知の拠点としての機能を強化する。この目的を実現するため、両大学の教育・研究シーズを集約し、佐賀県域が抱える地域課題としての中心市街地・離島・山間地域の活性化、地域産業の振興とコミュニティの再生、地域医療・保健・福祉の向上、子どもの教育支援、高齢者の健康改善および地域環境の保全等の解決に向けた12の教育研究プロジェクトを推進する。これらのプロジェクトは佐賀県、佐賀市、神埼市、唐津市、小城市、嬉野市、鹿島市、吉野ヶ里町の1県6市1町との連携・協力のうえ実施する。両大学とも地域での学修機会を増加させる教育カリキュラムの改革を行い、事業の実効性と持続性のある全学的なプロジェクトとする。

【平成28年度「私立大学研究ブランディング事業」】

事業名： 認知症予防推進プログラム Successful Aging Project in Saga (SAPS)

採択課題名： 私立大学研究ブランディング事業

実施期間： 平成28年度～令和元年度

金額： 平成28年度2,300万円、平成29年度1,600万円、平成30年度2,300万円
令和元年度1,700万円

概要：

当該事業は、学長のリーダーシップの下で推進される全学的な取組に対して、文部科学省が助成する事業である。私立大学が持つ強み・独自性をより一層強化し、私立大学全体としての多様性を発揮させることにより、グローバル社会において我が国が持続的に発展していくための一助となるものとして、平成28年度より開始されたものであり、平成28年度申請数198校のうち本学が該当するタイプBの採択数23校として採択されたものである。

本事業SAPS（認知症予防推進プログラム）の目的・目標は、すべての地域生活者が、生涯にわたって「こころ」と「からだ」の健康を維持し、社会とのつながりを持ち続けることで、幸福な一生（サクセスフル・エイジング）を実現することである。西九州大学が擁する医療・健康・福祉・教育・心理の専門研究者の知見を総合し、「生活支援を科学し・実践する」ために、地域社会と協働のもと、以下の認知症予防推進プログラムに取り組むプロジェクトである。

地 域 大 学 宣 言

(宣言文)

西九州大学は日本の新しい大学像を先導する大学として、地域を志向する大学をめざすことを、ここに宣言する。本学は地域の活性化に資するために、地域自治体、地域産業界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開する。

国は地域再生の担い手として、地域に立地する大学に期待を寄せている。教育基本法の改正により社会貢献が大学の義務となった。国は大学が地域社会に対して社会を変革するエンジン役となり、地域の課題解決につながる教育研究活動に取り組むことを求めている。それに応えるには、大学は地域の課題解決を大学の教育研究の機能向上に結びつけると同時に、学生を育てる営みそのものが地域に有為である教育研究への質的転換を図る必要がある。

一方、大学は地域との間にお互いが満足できる信頼関係を築いてこそ、地域に必要とされる大学として存立し続けることが可能になる。西九州大学に、地域から必要とされる大学をめざす好機が、今まさに訪れたのである。

西九州大学を擁する永原学園は創立70周年を間近に控え、その一環として大学改革を進めている。創立以来の建学の理念「あすなろう精神」とともに、今まで培った「健康と福祉」を継承しつつ、さらに医療、スポーツ、保育・教育、心理などの分野を加え、「生活支援を科学し実践する」大学として生まれ変わる。

この新たなコンセプトの導入に加えて、文部科学省の「地(知)の拠点整備事業(COC)」に採択されたことを機に、地域とともに歩む大学として、地域を志向する大学をめざすことを決意する。めざすは、「生活支援を軸に、地域にねざし、地域とともに、地域によって発展する西九州大学像」である。そのために、本大学は教育研究機能をフルに活用して、全学的に地域活性化に取り組む。この活動の継続性を担保するために、教育カリキュラムの中に地域課題を組み込み、研究に関しても地域志向への転換を図る。現在まで実践的教育研究を旨としてきた大学として、その課題を自ら能動的に解決しようとする姿勢を身につけている学生、幅広い教養と実践的知識・技能を兼ね備えた地域の有為な人材として活躍できる学生を育成することを目指すものである。

100年大学をめざす西九州大学の将来構想を見据え、ここに宣言する。

平成25年10月31日



西九州大学 学長

何井 常博

既設学部（健康福祉学部、リハビリテーション学部、子ども学部、看護学部）との関係

資料 6

【～平成 25 年度】

《学部学科》

健康福祉学部

- 健康栄養学科
- 社会福祉学科
 - ・ 社会福祉コース
 - ・ 精神保健福祉コース
 - ・ 介護福祉コース
 - ・ 特別支援教育コース
 - ・ 臨床心理コース

リハビリテーション学部

- リハビリテーション学科
 - ・ 理学療法学専攻
 - ・ 作業療法学専攻

子ども学部

- 子ども学科

《大学院》

健康福祉学研究科 健康福祉学専攻

- 健康栄養コース
- 社会福祉コース
- 臨床心理コース

臨床心理相談センター
- リハビリテーションコース

本学における臨床心理学の教育・研究の歴史

- 平成 14 年 4 月 健康福祉学部社会福祉学科の中に「臨床心理コース」設立
- 平成 14 年 4 月 大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻修士課程に「臨床心理コース」を開設。同時に大学院附属臨床心理センター設立
- 平成 15 年 3 月 大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格（2 種）指定（財日本臨床心理士資格認定協会）
- 平成 20 年 4 月 大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格（1 種）指定（財日本臨床心理士資格認定協会）。
- 平成 26 年 4 月 子ども学部心理カウンセリング学科開設（定員 40 名）
大学院健康福祉学研究科を、大学院生活支援科学研究科に名称変更し、生活支援科学研究科臨床心理学専攻修士課程開設（定員 4 名）
- 平成 30 年 4 月 子ども学部心理カウンセリング学科、大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻において、公認心理師養成カリキュラム開始
- 平成 31 年 4 月 大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻修士課程定員変更（定員 5 名）

【平成 26 年度～】

《学部学科》

健康栄養学部

- 健康栄養学科

健康福祉学部

- 社会福祉学科
 - ・ 社会福祉コース
 - ・ 精神保健福祉コース
 - ・ 介護福祉コース
- スポーツ健康福祉学科

リハビリテーション学部

- リハビリテーション学科
 - ・ 理学療法学専攻
 - ・ 作業療法学専攻

子ども学部

- 子ども学科
- 心理カウンセリング学

看護学部

- 看護学科

《大学院》

生活支援科学研究科

- 栄養学専攻
- 健康福祉学専攻
- リハビリテーション学専攻
- 子ども学専攻
- 臨床心理学専攻

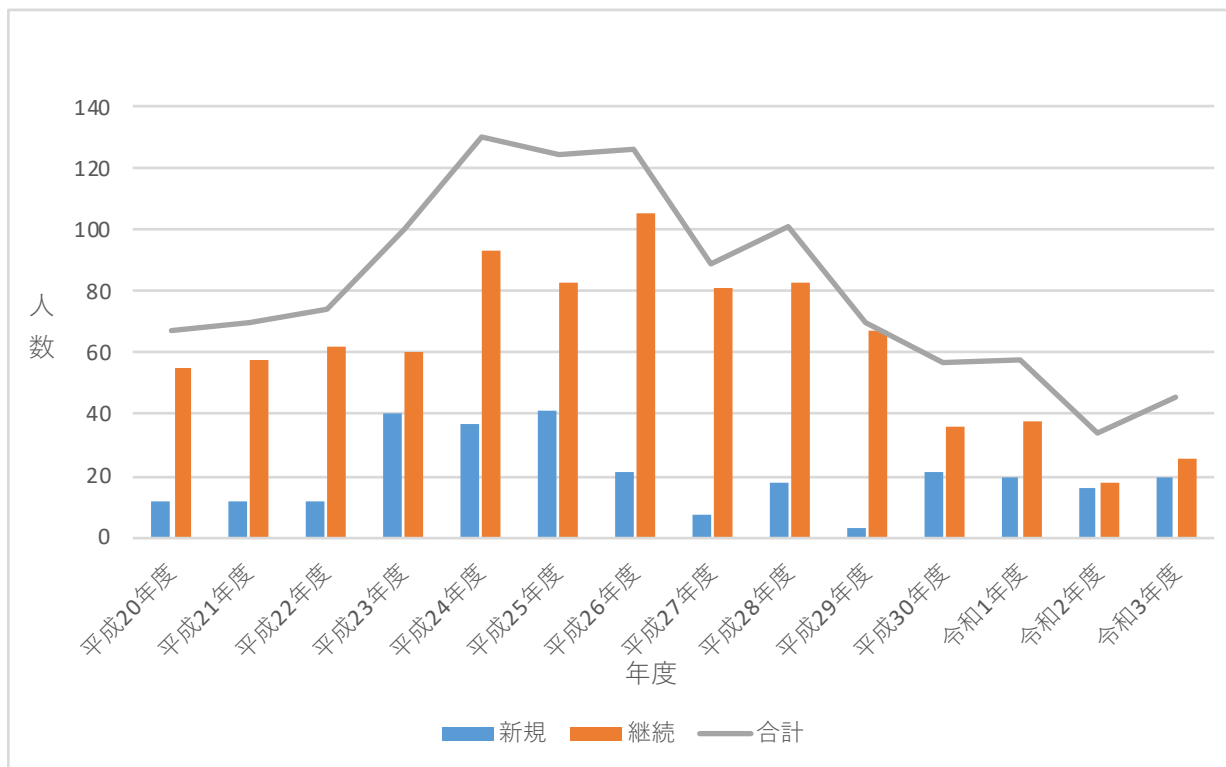
臨床心理相談センター
- 看護学専攻

資料 7-1

資料7-1 西九州大学 臨床心理相談センター 活動報告

来談者状況（新規および継続来談者数）（単位：人）

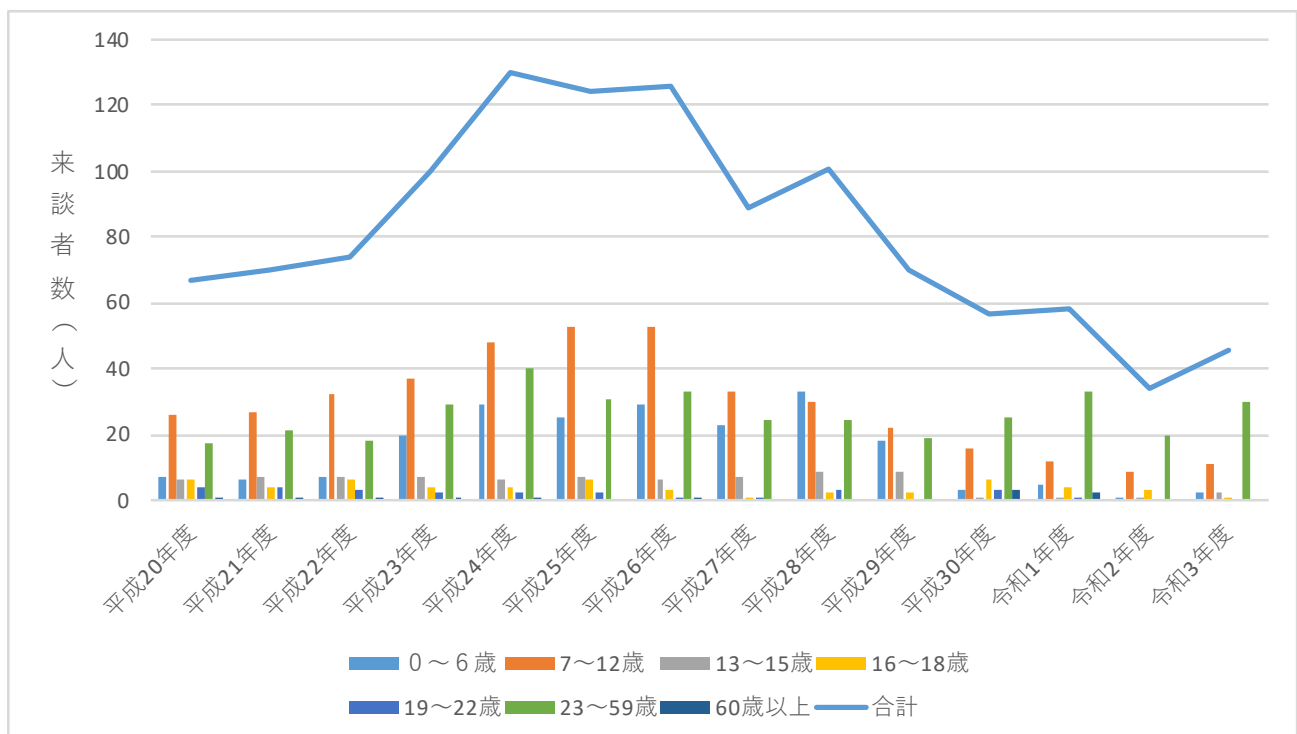
	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 1年 度	令和 2年 度	令和 3年 度
新規	12	12	12	40	37	41	21	8	18	3	21	20	16	20
継続	55	58	62	60	93	83	105	81	83	67	36	38	18	26
合計	67	70	74	100	130	124	126	89	101	70	57	58	34	46



資料7-2

資料7-2年齢別相談状況（来談者数（単位：人））

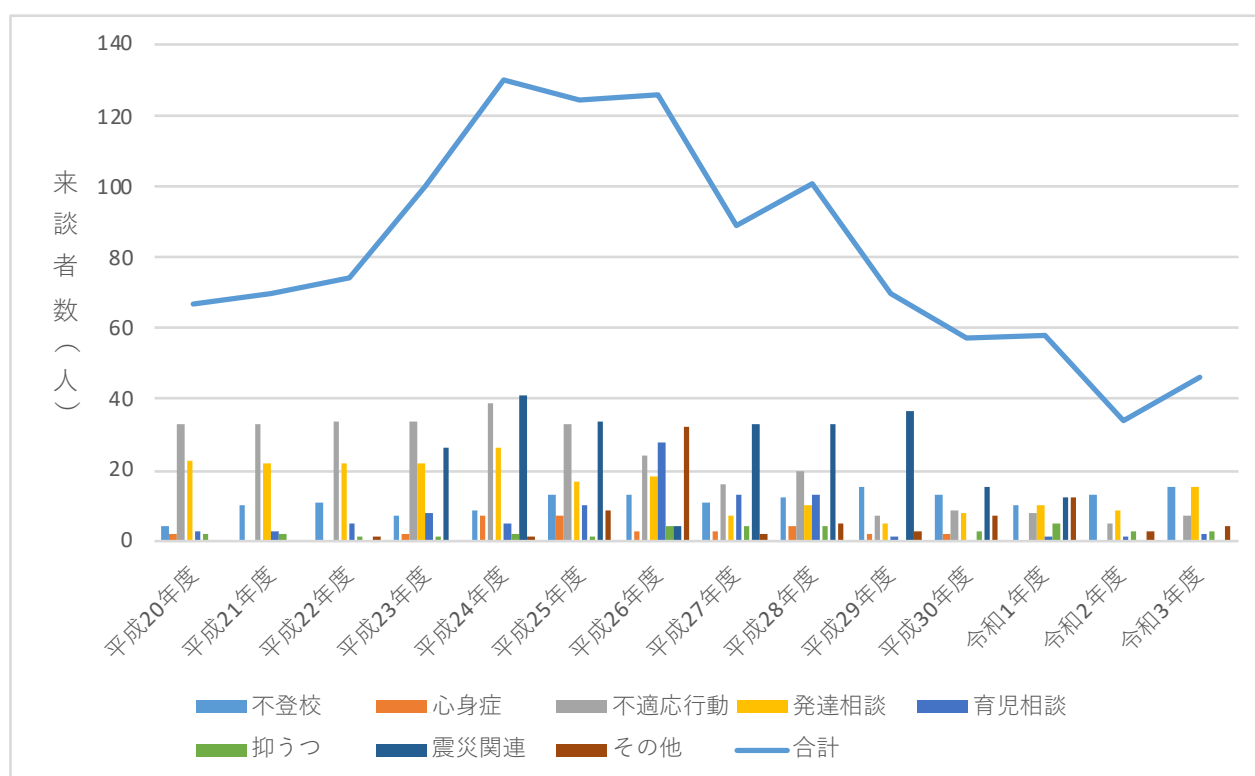
	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度
0～ 6歳	7	6	7	20	29	25	29	23	33	18	3	5	1	2
7～ 12歳	26	27	32	37	48	53	53	33	30	22	16	12	9	11
13～ 15歳	6	7	7	7	6	7	6	7	9	9	1	1	1	2
16～ 18歳	6	4	6	4	4	6	3	1	2	2	6	4	3	1
19～ 22歳	4	4	3	2	2	2	1	1	3	0	3	1	0	0
23～ 59歳	17	21	18	29	40	31	33	24	24	19	25	33	20	30
60歳 以上	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	3	2	0	0
合計	67	70	74	100	130	124	126	89	101	70	57	58	34	46



資料 7-3

資料7-3相談内容別来談者数内訳(単位：延べ人)

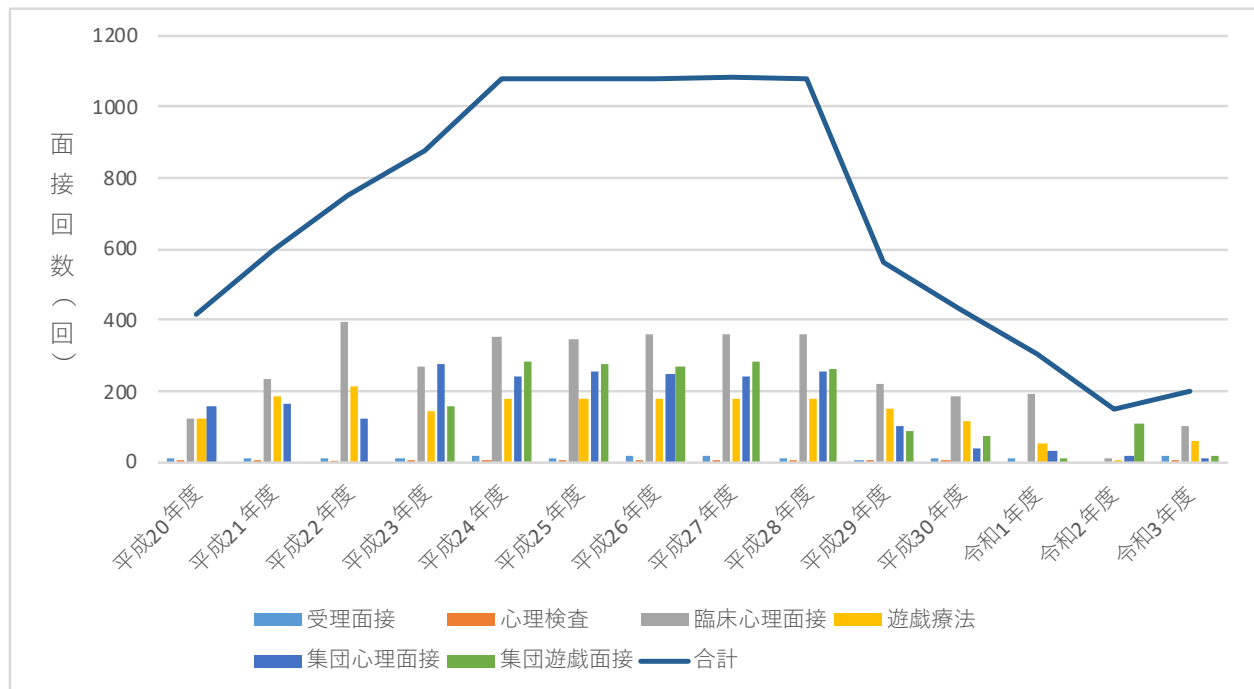
	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 1年 度	令和 2年 度	令和 3年 度
不登校	4	10	11	7	9	13	13	11	12	15	13	10	13	15
心身症	2	0	0	2	7	7	3	3	4	2	2	0	0	0
不適応行動	33	33	34	34	39	33	24	16	20	7	9	8	5	7
発達相談	23	22	22	22	26	17	18	7	10	5	8	10	9	15
育児相談	3	3	5	8	5	10	28	13	13	1	0	1	1	2
抑うつ	2	2	1	1	2	1	4	4	4	0	3	5	3	3
震災関連	0	0	0	26	41	34	4	33	33	37	15	12	0	0
その他	0	0	1	0	1	9	32	2	5	3	7	12	3	4
合計	67	70	74	100	130	124	126	89	101	70	57	58	34	46



資料 7-4

資料7-4面接形態別面接回数内訳（単位：回）

	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 1年 度	令和 2年 度	令和 3年 度
受理面接	12	11	12	15	16	15	17	16	13	3	12	15	0	20
心理検査	1	6	8	2	1	2	1	3	2	1	1	0	0	5
臨床心理面接	126	234	395	269	357	350	362	358	363	220	185	194	15	100
遊戯療法	121	185	213	148	181	179	181	179	183	152	119	54	2	60
集団心理面接	159	163	127	279	242	253	249	243	254	100	40	31	22	10
集団遊戯面接	0	0	0	162	285	279	271	285	265	86	76	13	111	20
合計	419	599	755	875	1082	1078	1081	1084	1080	562	433	307	150	200



資料8 学内・学外実習の概要

修士1年

心理臨床実践基礎実習・	学内	・講義 ・ロールプレイ(電話受付, インテーク面接) ・臨床心理相談室運営会議 ・カンファレンス(インテーク、ケース、相談室) ・電話受付当番 ・インテーク陪席, 面接陪席 ・臨床心理面接(教員と組んでのケース担当) ・集団心理療法実践 子育て支援グループ 障害児の動作法訓練 被災者心理支援活動(ほっとひろば西九大)
	学外	・小城市心の教室相談員(中学校) ・見学実習(福祉、医療、司法)
任意実習	学外	・動作法キャンプへの参加 ・小城市適応指導教室相談員

修士2年

心理臨床実践実習・	学外	・カンファレンス(インテーク、ケース、相談室) ・臨床心理相談室運営会議 ・インテーク陪席。実施 ・臨床心理面接(ケース担当) ・集団心理療法実践 子育て支援グループ 障害児の動作法訓練 被災者心理支援活動(ほっとひろば西九大)
	学外	・病院実習(2週間集中型・週1回継続型を選択) ・小城市心の教室相談員(中学校)
任意実習	学外	・動作法キャンプへの参加 ・小城市適応指導教室相談員

資料9

資料9 学内実習・学外実習の時期

	実習内容	1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
学内	臨床心理相談室運営ガイダンス	4月			
	臨床心理相談室電話受付	6月			
	学内集団療法参加: 障害児教室、災害支援(ほっとひろば西九大)など	6月			
	インテーク面接陪席	7月			
	臨床心理面接		10月		
学外	小城市立中学校心の教室相談員	6月			
	小城市適応指導教室相談員	6月			
	見学実習: 教育センター 児童養護施設 精神科病院 少年鑑別所	10月～2月			
	病院実習				
				6月(2週間)	

資料 10

資料10 学外実習先

	教育領域	医療領域	福祉領域	司法領域
佐賀県教育センター	●			
小城市内中学校4校 (心の教室相談員) ・小城市立芦刈中学校 ・小城市立牛津中学校 ・小城市立三日月中学校 ・小城市立小城中学校	○			
小城市適応指導教室	○			
国立病院機構 肥前精神医療センター		●○		
医療法人 嬉野温泉病院		●○		
社会福祉法人 済昭園			○	
社会福祉法人 佐賀整肢学園			○	
社会福祉法人 若楠療育園			○	
児童養護施設 聖華園			●	
佐賀 若者サポートステーション			○	
佐賀少年鑑別所				●

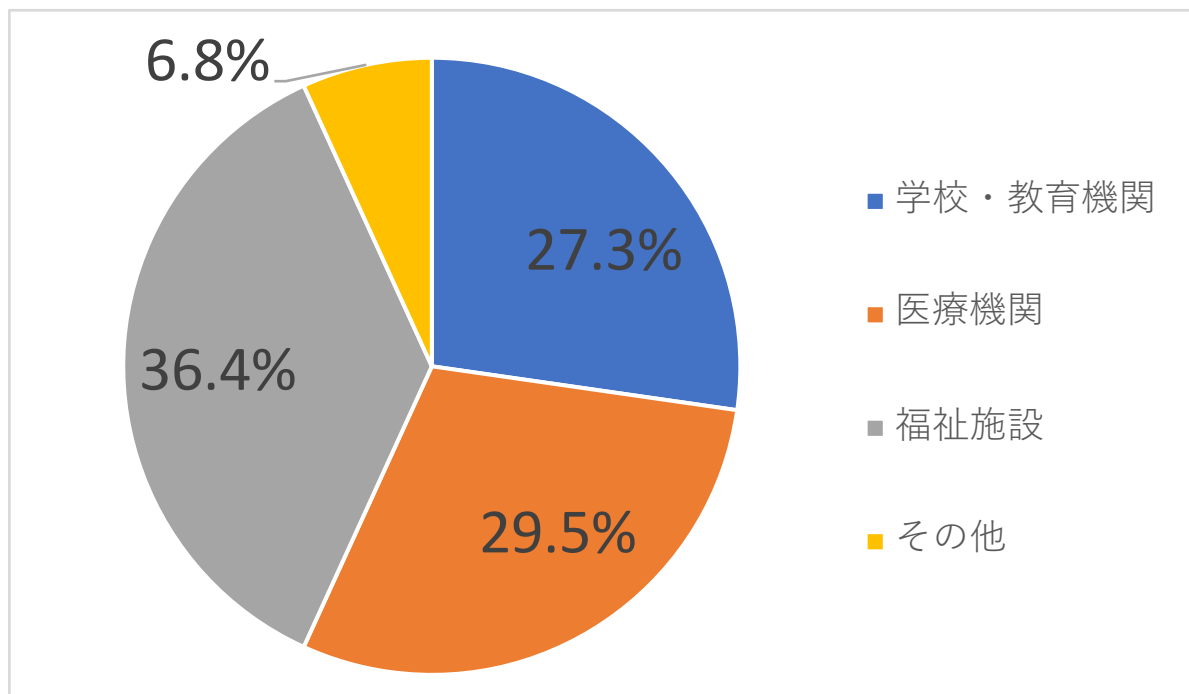
* ●見学実習先 ○臨床心理実習先

資料 11

資料11 大学院 臨床心理学専攻 修了者の就職状況

		人数	%
学校・教育機関	(スクールカウンセラー、適応指導教室など)	24	27.3%
医療機関	(精神科病院、メンタルクリニック、総合病院など)	26	29.5%
福祉施設	(児童養護施設、児童相談所など)	32	36.4%
その他	(公務員、聴講生など)	6	6.8%
合 計		88	100.0%

(平成14年度入学～令和2年度入学)



資料 12 「ほっとひろば西九大」「ほっとテレフォン西九大」の事業について

○東日本大震災被災者支援事業・臨床心理「ほっとひろば西九大」を実施し、述べ 450 名（昨年度比+124 名）の参加があった。また、12 月～3 月の間は福島県より「ふるさとふくしま帰還支援事業（助成金額：1,000 千円）」の助成を受け、被災者支援の電話相談窓口として「ほっとテレフォン西九大」を開設した。・西九大グループとして 9 月 2～6 日の間、学生 14 名、引率教職員 3 名の計 17 名で編成した東日本大震災復興支援隊を被災地へ派遣した。

学校法人永原学園「平成 24 年度事業報告」（p8）より引用

ほっとひろば西九大 開催統計

月	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	総計
回数	29	42	29	22	17	14	11	8	172
被災家族（組）	86	174	117	95	60	39	29	8	608
（内訳） 大人	94	177	123	94	62	38	25	21	634
（人数） 子ども	93	251	199	143	82	71	64	22	925
その他（県人会）	19	24	19	17	13	14	9	52	167
参加者小計	206	452	341	254	157	123	98	6	1637
1 回平均（人）	7.1	10.8	11.8	11.6	9.2	8.8	11.2	10.0	10.1

ほっとひろばだより 第1号 (平成23年10月4日)

ほっとひろばだより 第1号

平成23年10月4日 発行

「ほっとひろば西九大」活動内容のご紹介

毎週土曜日、佐賀に避難してこられた方々を対象に、こころの専門家や学生とともに“ホッ”と安心してゆっくりと過ごせるような場を提供させていただいております。おもちゃで思いっきり遊んだり、被災を受けての思いやこちらでの生活のことを語ったり、また同じような境遇に遭われた方たちとの情報交換を通して繋がりを感じたり…。

日常をとり戻し、少しでもこころの回復のお手伝いができるようにと願い活動をおこなっています。現在は、4人のお子さんを含む5家族の方にご参加いただいております。ともに語り合ったり、それぞれに楽しく遊んだりして過ごしています。

また、ご希望があれば個別での相談もおこなっております。
参加のご希望やお問合せは下記の連絡先までご連絡下さい♪

☆☆☆☆ 開催場所・時間 ☆☆☆☆

- 毎週土曜日開催 (10:30 ~ 12:00)
- 西九州大学 神園キャンパス3号館1階 子育て支援室 (3101 室内)

参加者の声

毎日色んなことを思い、生活しているので、ここに来て私も子どもたちも沢山お話が出来ればと思いました。話を沢山、聴いてもらって良かったです。



スタッフの声

子どもたちと遊んだり、お話ししたりして楽しいひと時を過ごしています。

「今日も安心して、遊べたらいいな」と考えながら参加しています。



大人の方も、お子さんも“ほっ”とリラックスできる空間だと思います。

ぜひ、お気軽にお立ち寄り下さい♪
スタッフ一同こころよりお待ちしております。



遊んだだけでも、たいへん気持ちがやわらかくなりました。



週に1回、ここに来ることで、落ち着いた時間を過ごせます。



ご紹介

震災を機に『宮城県人会さぎ』を立ち上げられた“富田万里さん”にも毎回、一緒にご参加・ご協力いただいております♪♪

～ 富田さんからのメッセージ ～

ほっとひろばの居心地の良さを、機会があるたびに伝えていきます。宮城の方にも参加してもらえると嬉しいです。

★ 映画上映のご案内 ★

映 画 : ～ エクレールお菓子放浪記 ～
(宮城県石巻・仙台を中心にロケされた映画です)

日 時 : 10月28日(金) ①10:00～ ②14:00～

10月29日(土) ①10:00～ ②13:00～ ③16:00～

場 所 : 西九州大学 神園キャンパス 131 教室

チケット購入先・お問合せ先

西九州大学こども学部総合研究所 ☎0952(31)3035 (担当:大城)

<http://www.sagatv.co.jp/event/eclair/eclair2011.html>



・ お問合せ・参加申し込み先 ・

お申込みやご相談はお電話・FAX
メールにて受付けています(要予約)

西九州大学 臨床心理相談室
TEL/FAX 0952(52)4247
月曜日～木曜日 14:00～17:30
E-mail rinshosinri@mail2.nisikyu-u.ac.jp

資料 13 「ほっとひろば西九大」に対する佐賀県の評価

佐賀県 人を大切に、世界に誇れる 佐賀づくり

Foreign Language 防災 救急

背景色 標準 文字サイズ 拡大 標準 サイト内検索

くらし・子育て 健康・福祉 しごと・産業 観光・文化・スポーツ 県土・まちづくり 県政情報

ホーム > 分類から探す > くらし・子育て > 税金・住民手続・ペット・その他 > 県外被災地支援情報 > 東日本大震災被災者支援 > 避難者支援
 > 避難者への心の支援「ほっとひろば 西九大」が開催されています

ホーム > 組織(部署)から探す > 総務部 > 法務私学課 > 避難者への心の支援「ほっとひろば 西九大」が開催されています

避難者への心の支援「ほっとひろば 西九大」が開催されています

最終更新日：2017年8月8日 | 総務部 法務私学課 TEL：0952-25-7217 FAX：0952-25-0629 houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp

東日本大震災発生から6年以上が経過しました。
 西九州大学では、平成23年6月から「ほっとひろば 西九大」を開設し、被災地から佐賀へ避難して来られた子どもたちや大人の方々に、ゆっくり、リラックスできる時間を提供する取り組みが行われています。
 また、個別での相談も受けられていますので、ぜひ、ご参加・お問い合わせください。

開催日時： 年間11回 10時30分～12時00分
 ※平成29年度の開催日は下記案内を御覧ください。|

場所： 佐賀県佐賀市神園3丁目18-15
 西九州大学 佐賀キャンパス内
 「子育て支援室（3号館1階）」もしくは「健康福祉・生涯学習センター」

問合せ・申込先： 西九州大学 臨床心理相談センター
 電話 0952-37-5122（月曜～金曜 13時00分～17時00分）

参考資料

- 「ほっとひろば西九大」のご案内（PDF：563.5キロバイト）
 「ほっとひろばだより」のバックナンバーは[こちら（西九州大学ホームページ）](#)（外部リンク）を御覧ください。

このページに関する お問い合わせは	総務部 法務私学課 電話：0952-25-7217 ファックス：0952-25-0629 houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp
----------------------	--

(ID:15584)

佐賀県総務部法務私学課（2017）。

避難者への心の支援「ほっとひろば 西九大」が開催されています

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00315584/index.html> を転載

修了までのスケジュール

・第1年次：研究テーマの設定、研究の開始、修了要件単位の修得

4月	「研究指導教員届」の提出（指導教員決定）
5月	副指導教員の決定
	「研究計画書」の提出
1月	中間報告会（第1年次）の実施（32ページ）
3月	「研究成果報告書」の提出

・第2年次：研究の本格的な推進、学術雑誌への論文投稿、修了要件単位の修得

1月	中間報告会（第2年次）の実施
3月	「研究成果報告書」の提出

・第3年次：学術雑誌への論文投稿、博士論文の提出（4年目以降も同様のスキーム）

7月	「博士学位論文提出予備審査請求書」の提出
1月初頭	「博士論文」の提出
	「博士論文審査委員会」の設置 ※主査1名と副査3名
1月中旬 - 2月中旬	論文審査 1. 博士論文の審査（口頭試問）※博士論文審査委員会が実施 2. 博士論文に関する公開発表会（公聴会）の開催
2月中旬	修了判定（大学院教務委員会、研究科委員会、学部長会議）
3月	大学院修了・学位授与
	博士論文の製本、リポジトリ登録

西九州大学における研究活動に係る行動規範

(平成28年3月4日制定)

西九州大学（以下「本学」という）は、本学の学術研究に対する信頼性及び公平性を確保するとともに学術研究の更なる発展を目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

(研究者の責任)

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

2. 研究者は、学術研究の自主性・自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

3. 研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

4. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

5. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また、それらに加担しない。

(研究環境の整備)

6. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び本学の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

7. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象等への配慮)

8. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

9. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果等の業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

10. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(個人情報の保護)

12. 研究者は、研究活動上入手した個人情報について、その重要性を認識し、その保護に努めるとともに、適切に取り扱う。

(研究を支援する者の責任)

13. 本学において研究者の研究活動を支援するすべての者は、この行動規範に反する行為を行わず、また、不正行為の防止を行ない、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為の防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 研究活動 研究計画の立案及び実施、成果の発表及び評価の過程における行為並びにそれらに付随する全ての事項をいう。
- (2) 研究者等 本学において研究活動に従事する教職員及び学生並びに本学の施設設備を利用して研究に携わる者をいう。
- (3) 部局 各学部、研究科、各教育研究施設、及び事務局をいう。
- (4) 不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん、盗用等をいい、その用語の意義は、次のいずれかに定めるところによる。
 - ア ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
 - エ その他の不正行為
 - オ アからエまでに掲げる行為の証拠隠滅若しくは立証妨害、又は研究者倫理に反すると認められる行為

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、本学が別に定める「西九州大学における研究活動に係る行動規範」を遵守し、不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究倫理に関する教育（以下「研究倫理教育」という。）を受講しなければならない。なお、他の機関で実施される研究倫理教育の受講も含むものとする。
- 3 研究者等は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するため、研究データや研究記録その他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学における研究活動について倫理の向上及び不正行為の防止並びに不正行為が発生した場合の対応に関する最終責任を負う者を置き、学長をもって充てる。

(研究倫理教育)

第5条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、本学に研究倫理教育責任者を置き、生活支援科学研究センター長、各学部長及び研究科長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者のうち生活支援科学研究センター長は、研究者等に対し、全学又は各部局単位で研究倫理教育を定期的実施するものとする。

3 研究倫理教育責任者のうち各学部長及び研究科長は、学生に対し、専攻分野の特性及びその学修段階に応じて、研究倫理教育を実施するものとする。

(通報等の受付窓口)

第6条 不正行為に関して、学内外からの通報、情報提供、相談（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口を本学総務課に置く。

2 通報等の受付窓口の責任者は、事務局長をもって充てる。

(通報等の受付方法)

第7条 不正行為又は不正行為の疑いが存在すると思料する者は、前条に規定する通報等の受付窓口に、次の各号に掲げる事項を明示して通報等を行うことができる。

(1) 通報する者の氏名及び連絡先

(2) 不正行為を行ったとする研究者等の氏名又はグループの名称

(3) 不正行為の具体的内容

(4) 不正行為とみなす合理的理由

2 通報等は、電話、電子メール、FAX、書面又は面談によるものとする。ただし、原則として顕名によるものとする。

3 前項の定めにかかわらず、事務局長は、匿名による通報等について学長及び副学長と協議の上、受け付けが必要と認める場合には、受け付けることができる。

4 報道や学会等の外部機関から不正行為の疑いがあると指摘された場合、またはインターネット上に本学に係る不正行為等の疑いが掲載されていることを本学が独自に把握した場合は、前項に準じて取扱いを行うことができる。

5 通報等の受付窓口は、通報の意思を明示しない相談について、その内容を確認して通報に相当する理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

6 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているものであるときは、事務局長は、相談者の了承を得た上で、学長に報告するものとする。

7 前項により報告を受けた学長は、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行なうものとする。

(予備調査)

第8条 不正行為に関する通報等を受け付けたときは、事務局長は、速やかにその内容を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に係る事案について、不正行為が行われた可能性、通報等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

3 予備調査は、学長、当該通報等に関係する部局の長その他学長が指名する者により行う。た

だし、第11条に定める調査委員会を設置して行うことも妨げない。

(本調査の決定等)

第9条 学長は、予備調査の結果、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを通報等の受付から概ね30日以内に決定しなければならない。

2 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、通報者及び被通報者を含む調査の対象者等（以下「調査対象者」という）に対し本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求めなければならない。

3 学長は、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省に本調査を行なう旨を報告しなければならない。

4 学長は、本調査を行わないと決定した場合は、その理由を付し、通報者に通知する。この場合には、資金配分機関や通報者からの求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(競争的資金等の使用停止)

第10条 学長は、通報等をされた不正行為が競争的資金等に関係する場合は、必要に応じて、対象研究者に対し競争的資金等の使用停止を命じることができる。

(調査委員会)

第11条 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、次の各号に掲げる調査委員をもって組織する調査委員会を設置する。ただし、調査委員の半数以上は第4号の外部有識者でなければならない。

(1) 学長が指名する副学長1人

(2) 学長が指名する部局の長1人

(3) 学長が指名する本学の教職員若干人

(4) 学長が指名する本学に属さない外部有識者若干人

2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の調査委員をもって充てるものとする。

3 調査委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び調査対象者に示し、所定の期間内に異議申立てを受け付けるものとする。

5 前項に定める異議申立てがあった場合は、学長は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、通報者及び調査対象者に対してその旨を通知する。

(本調査の実施)

第12条 調査委員会は、本調査を実施することを決定した日から30日以内に本調査を開始しなければならない。

2 調査委員会は、本調査を行うに当たって、調査対象者に対し弁明の機会を与えなければならない。

- 3 通報者及び調査対象者は、調査委員会が行う本調査に対し誠実に協力しなければならない。
- 4 調査対象者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(本調査の対象)

第13条 調査委員会は、本調査の対象に、通報等をされた事案に係る研究活動のほか、調査に関連した調査対象者の他の研究活動も含めることができる。

(証拠の保全)

- 第14条 学長及び調査委員会は、本調査の実施に当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。
- 2 当該研究活動が行われた研究機関が本学に所属しないときは、学長及び調査委員会は、当該研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(本調査の中間報告)

第15条 学長及び調査委員会は、本調査を行う事案が競争的資金等に関係する場合は、当該競争的資金等の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第16条 調査委員会は、調査に当たり、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(不正行為の認定)

- 第17条 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査結果をとりまとめ、不正行為が行われたか否かを認定し学長に報告するものとする。
- 2 調査委員会は、認定に当たっては、調査対象者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断しなければならない。
 - 3 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。証拠資料の不存在等、本来あるべき基本的な要素の不足により、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
 - 4 不正行為が行われたと認定した場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - (1) 不正行為の内容
 - (2) 不正行為に関与した者とその関与の度合い
 - (3) 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動に

おける役割

- 5 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行い、学長に報告する。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定結果の通知及び報告)

第18条 学長は、認定結果を通報者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省に認定結果を報告するものとする。

(不服申立て)

第19条 不正行為が行われたと認定された調査対象者及び通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、認定に不服がある場合は、学長に対し、通知を受理してから30日以内に文書で不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、調査対象者から不服申立てがあったときは通報者に対してその旨を通知し、通報等が悪意に基づくものと認定された通報者から不服申立てがあったときは調査対象者及び通報者が所属する機関に対してその旨を通知するものとする。

- 3 学長は、前項の通知に加えて、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省にその旨を通知する。

- 4 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、直ちに調査委員会に対し不服申立てに係る審査を付託するものとする。

- 5 不服申立ての審査は、第11条に定める調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要と認める場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更を必要とする理由がないと認めるときは、この限りではない。

- 6 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、直ちに学長に報告しなければならない。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 7 学長は、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときは、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省にその旨を通知するものとする。

(再調査)

第20条 調査委員会は、再調査を行う場合には、不服申立てを受理してから概ね50日以内に当初の調査結果を覆すか否かを決定し、学長に報告するものとする。

- 2 学長は、再調査を行う場合には、必要に応じて調査委員を追加及び変更することができる。

- 3 学長は、前項の再調査結果を通報者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

- 4 前項において通報者が悪意に基づく通報等の認定に係る通報者であり、本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

- 5 学長は、前項の通知に加えて、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省に再調査結果を報告するものとする。

(調査結果の公表)

第21条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、個人情報又は知的財産の保護その他合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、原則として次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順等
- (6) その他学長が必要と認める内容

2 学長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則としてその調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動において不正行為がなかったこと
- (2) 論文等に故意によるものではない誤りがあったこと
- (3) 調査対象者の氏名及び所属
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順等
- (6) その他学長が必要と認める内容

3 学長は、悪意に基づく通報等が行われたと認定した場合は、原則として次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 通報者の氏名及び所属
- (2) 悪意に基づく通報等と認定した理由
- (3) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (4) 調査の方法及び手順等
- (5) その他学長が必要と認める内容

(通報者及び調査対象者の保護)

第22条 通報等の受付及び調査に関わった者は、通報者、調査対象者、通報等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び調査対象者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう秘密を保持しなければならない。

2 本学のすべての教職員は、不正行為等に関わる通報をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、当該通報等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

4 不正行為等に関わる通報等又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の

人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(通報者及び調査対象者に対する措置)

- 第23条 不正行為が行われたとの認定があった場合、学長は学校法人永原学園理事長に報告し、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対し、内部規程に基づき適切な措置をとるよう要請するとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された場合、学長は学校法人永原学園理事長に報告し、当該通報者に対し、内部規程に基づき適切な措置をとるよう要請するものとする。
- 3 学長は、前二項の行為の悪質性が高い場合は、刑事通報等の適切な措置を行うことができる。

(雑則)

- 第24条 本規程に記載のない事項については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に則して、学長が決定する。

附 則(平成28年3月4日)

この規程は、平成28年3月4日から施行する。

附 則(平成28年9月15日)

この規程は、平成28年9月15日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則(令和3年9月13日)

この規程は、令和3年9月13日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

西九州大学研究費不正使用防止における責任体系について

西九州大学の研究費不正使用防止における責任体系について、平成19年11月1日制定の「西九州大学研究費不正使用防止規程」の第4条～第7条に基づき、以下の表のとおりとする。

職権	職名
最高管理責任者	学長
統括管理責任者	事務局長
コンプライアンス推進責任者	学部長及び研究科長
コンプライアンス推進副責任者	学科長及び研究科専攻長

(平成28年4月21日改正、平成28年4月1日から適用する)

西九州大学研究倫理委員会規程

(目的及び設置)

第1条 西九州大学（以下「本学」という。）において、人を対象とした研究領域で実施される研究等（以下「研究等」という。）が、ヘルシンキ宣言（最新の修正版を含む。）の主旨に沿って人間の尊厳と人権が尊重され、倫理的な配慮のもとに行われることを目的として、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、前条の目的に基づき、次の任務を行う。

- (1) 倫理的検討を必要とする人を対象とした研究等の実施計画の適否に関する審査
- (2) 研究倫理のあり方について必要な事項の調査及び検討
- (3) 本学で行う研究に係る倫理基準等の制定及び認定
- (4) 研究倫理教育の企画及び実施
- (5) その他、本学の研究倫理等に関し、学長から諮問された事項の調査及び検討

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 研究科から選出された教員 1人
- (4) 各学部から選出された専任教員 各1人
- (5) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 若干人
- (6) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 若干人
- (7) 研究対象者の観点も含めて、一般の立場から意見を述べることのできる者 若干人
- (8) その他、学長が特に必要と認めた者

2 前項委員会の委員は、男女両性で構成されなければならない。

3 第1項の委員のうち、本学に所属しない者（以下、「学外委員」という。）が複数含まれていなければならない。

4 第1項第5号から第7号の委員については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、学長が指名した者をもって充てる。

2 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長から指示があったときは、その職務を代行する。

5 委員長及び副委員長に欠員を生じたときには、改めて学長が指名した者をもって充てる。ただし、当該任期の途中で指名された委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の委嘱)

第5条 委員の委嘱は、学長が行う。

2 第3条第1項第5号から第7号の委員は、委員長が推薦し、学長が委嘱するものとする。
(委員の任期)

第6条 第3条第1項第3号から第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、当該分野から委員を選任する。ただし、当該任期の途中で委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員会の成立要件等)

第7条 委員会は、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければ開くことができない。

- (1) 委員(委員長及び副委員長を含む)の過半数かつ5名以上の出席
- (2) 第3条第1項第5号から第7号の委員それぞれ1名以上の出席
- (3) 男性及び女性の委員のそれぞれ1名以上の出席
- (4) 複数の学外委員の出席

2 委員会は、審査の対象、内容等に応じて、有識者に意見を求めることができる。
(委員会の役割・責務)

第8条 委員会は、研究の実施の適否等について、倫理的観点及び科学的観点から、利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行わなければならない。

2 委員会は、前項の規定により審査を行った研究等については、必要な調査を行い、研究計画の変更、研究の中止その他当該研究に関し、学長に研究倫理審査結果報告書により報告するものとする。

3 委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

4 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。

(審査の申請)

第9条 研究実施代表者(大学院生の場合、本学指導教員が研究責任者となる。以下、「研究実施代表者等」という。)は、倫理的検討を必要とする研究等を行おうとする場合には、研究倫理審査申請書(別紙様式1)及び研究等の審査に係る書類等(以下「研究倫理審査申請書等」という。)に所要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

(審査の判定等)

第10条 審査の判定は、次に掲げる表示によって行うものとする。

- (1) 「承認」
- (2) 「不承認」
- (3) 「継続審査」
- (4) 「停止(研究の継続には更なる説明が必要)」
- (5) 「中止(研究の継続は適当でない)」
- (6) その他

2 審査の対象となる研究に携わる研究者(以下「研究者等」という。)は、委員会の審議及

び意見の決定に同席してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究に関する説明を行うことができる。

- 3 委員会の審議事項についての結論は、出席者の全員一致を原則とする。ただし、委員会の意見が、全員の合意に至らないと委員長が判断した場合は、出席委員の3分の2以上の合意により成立するものとする。
- 4 第8条第2項に基づき委員長が学長に報告する場合において、審査の判定が第1項第2号から第6号のいずれかに該当するときは、判定の理由を付さなければならない。
- 5 学長は、委員会の審査の結果報告を尊重し、第1項に規定する判定の表示による研究の実施の適否等の決定を行い、その旨を研究倫理審査結果通知書により、研究実施代表者に通知しなければならない。

(異議の申し立て)

- 第11条 研究実施代表者は、前条第5項の規定により交付された通知に関して異議の申し立てを行うときは、同通知が交付された日の翌日から7日以内に、学長に対して、根拠となる資料を添えて異議の内容を記載した異議申立書（別紙様式2）を提出しなければならない。
- 2 学長は、研究実施代表者から異議申立書が提出されたときは、委員会に諮り、審査を行わなければならない。

(迅速審査)

- 第12条 委員会は、次の第1号から第5号に該当する研究の審査については、迅速審査とすることができる。
- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について、文部科学省及び厚生労働省が定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下、「倫理指針」という。）第6の2に規定する倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査。
 - (2) 研究の実施に影響を与えない範囲で、研究計画の軽微な変更であると判断できるものの審査。
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものの審査。
 - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものの審査。
 - (5) その他、委員会が必要と認めた場合の審査。
- 2 研究実施代表者等は、迅速審査による審査を受けようとするときは、申請書の迅速審査欄に所定の事項を記入し、学長に提出しなければならない。
 - 3 迅速審査とするか否かについては、委員長が研究分野に応じて委員若干名を指名の上、申請書類を確認し判断するものとする。
 - 4 迅速審査は、委員長及び前項で指名された委員若干名で行う。
 - 5 迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は、全ての委員に報告されなければならない。
 - 6 迅速審査の結果、審査の対象となる研究が、倫理指針ならびに本学研究倫理委員会規程に照らして、通常審査とすべきとの判断に至った場合は、通常審査を行うものとする。
 - 7 第1項第2号に該当する事項のうち、委員会が事前に確認のみでよいと認めたものについ

ては、報告事項として取り扱う。

(研究計画等の変更)

第13条 研究実施代表者は、承認された研究計画において軽微な変更を行なおうとするときは、研究実施計画変更届（別紙様式3）を学長に提出しなければならない。また、大幅な変更を伴う場合は、第9条に規定する研究倫理審査申請書等を学長に提出し、改めて、審査を受けなければならない。

(研究実施状況の報告)

第14条 研究実施代表者は、研究者等の行う研究の進捗状況を把握し、原則として毎年1回、研究実施状況報告書（別紙様式4）によって学長に報告しなければならない。なお、研究実施状況報告書の提出の頻度は、当初通知された研究倫理審査結果通知書（承認通知）によるものとする。

2 学長は、研究実施代表者から研究実施状況の報告を受けたときは、委員会に文書をもって報告しなければならない。

3 学長は、第10条第1項第4号又は第5号の判定をした場合、研究倫理審査結果通知書により、研究実施代表者に通知しなければならない。

(研究終了後の対応)

第15条 研究実施代表者は、学長が承認した研究が終了したときは、速やかに研究終了報告書（別紙様式5）を学長に提出しなければならない。または中止したときは、研究中止届（別紙様式6）により遅滞なく学長に報告しなければならない。

2 学長は、研究実施代表者から研究の終了、または中止の報告を受けたときは、委員会に文書をもって報告しなければならない。

(有害事象等の対応)

第16条 学長は、侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき項目に関する手順書を作成しなければならない。

2 研究実施代表者は、重篤な有害事象の発生を知った場合は、手順書に従い速やかに有害事象報告書（別紙様式7）によって学長に報告しなければならない。

3 学長は、研究実施代表者から有害事象の発生について連絡を受けた場合には、委員会の意見を聴き、必要な措置を講じなければならない。なお、有害事象等に対する研究実施代表者等ならびに学長の対処に係る手順書は、別に定める。

(利益相反の管理)

第17条 研究者等は、研究を実施するに当たり、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の研究に係る利益相反に関する状況について、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

(研究に関する倫理教育と研修)

第18条 委員会は、第2条第1項第4号で規定する研究に関する倫理についての教育及び研修を企画し、研究者等を対象に実施するものとする。

2 研究者等の他、大学院研究科生、研究生等は、前項に規定する研究に関する倫理についての教育及び研修を受講するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 研究者等は、研究の過程で得られた他人の個人情報の保護に努め、法令等及び本学関連規程に基づき適正な取扱いを行わなければならない。

(情報の保存と公開)

第20条 研究倫理審査申請書等及び委員会の審査記録の保存期間は、原則10年とする。

2 学長は、本規程、委員名簿並びに委員会の開催状況及び審査の概要、研究実施状況等について年に1回以上公表するものとする。ただし、審査の概要のうち、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものについては、この限りではない。

3 研究倫理審査申請書等は、委員会が必要と判断したものにより公開するものとする。

(委員会の事務)

第21条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成17年7月7日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選任された第3条第4号の委員の任期は、第4条の本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成19年2月1日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 リハビリテーション学部から選出される委員については、平成22年3月31日までの間、この規程による改正後の第3条第4号に規定する「各4人の専任教員」とあるのは、「各4人以内の専任教員」と読み替えるものとする。

附 則 (平成21年2月26日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年2月1日付け、附則第2は平成21年3月31日付けで廃止する。

附 則 (平成26年2月13日)

- 1 平成26年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科及び心理カウンセリング学科から選出される委員については、当分の間1人とする。

附 則 (平成27年9月17日)

この規程は、平成27年9月17日から施行する。

附 則 (平成28年4月21日)

この規程は、平成28年4月21日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日)

この規程は、平成２９年３月１６日から施行し、平成２９年４月１日より適用する。

附 則（平成３１年３月７日）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３日）

- １．この規程は、令和４年４月１日から施行する。
- ２．改正後の第４条第２項の規定に関わらず、現行の委員長及び副委員長の任期は令和３年度までとする。

西九州大学動物実験委員会規程

平成 22 年 10 月 28 日制定

(前文)

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

(趣旨及び基本原則)

第 1 条 この規程は、西九州大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等について必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の 3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、本条第 5 号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の化学上の利用に供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 「動物実験計画書」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。

- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（動物実験施設長）をいう。
- (10) 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。
- (11) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

（適用範囲）

第 3 条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

（組織）

第 4 条 学長は、動物実験に関する総括責任者とする。

2 本学に、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第 5 条に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の役割）

第 5 条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適切な実施のための必要な事項に関すること

（委員会の構成）

第 6 条 委員会は、次に掲げる動物実験等に関して優れた識見を有する委員、又はその他学識経験を有する委員で組織する。

- (1) 生活支援科学研究科から選出された専任教員 1 人
- (2) 健康福祉学部及び子ども学部の各学科から選出された専任教員各 1 人
- (3) 健康栄養学部、リハビリテーション学部及び看護学部の各学科から選出された専任教員

各 2 人

(委員長等)

第 7 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任命と任期)

第 8 条 学長は、第 6 条に掲げる者を委員に任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議の開催)

第 9 条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は、委員から要請があったときに開催する。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(担当事務)

第 10 条 委員会に関する事務は、事務局総務課が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第 11 条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性を述べること。

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物の選定、動物実験成績の制度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第 12 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ③ 適切な術後管理
 - ④ 適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等を遵守すること。
 - (4) 物理的、化学的危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験施設に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

（飼養保管施設の設置）

第 13 条 飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

（飼養保管施設の要件）

第 14 条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置）

第 15 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）する場合、管理者は所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

(実験室の要件)

第 16 条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第 17 条 管理者は、実験動物の適切な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第 18 条 施設等を廃止する場合は、管理者は所定の「施設等廃止届」を学長に届け出るものとする。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(標準操作手順の作成と周知)

第 19 条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健全及び安全の保持)

第 20 条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第 21 条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関により導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第 22 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第 23 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外での傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 24 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内

で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

（記録の保存及び報告）

第 25 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

（譲渡等の際の情報提供）

第 26 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

（輸送）

第 27 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

（危害防止）

第 28 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

第 29 条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

（教育訓練）

第 30 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- ① 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③ 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④ 安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

（自己点検・評価・検証）

第 31 条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外者による検証を受けるように努めなければならない。

(情報公開)

第 32 条 本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）は、毎年 1 回程度公表する。

(準用)

第 33 条 第 2 条第 5 号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(適用除外)

第 34 条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生体の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第 35 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則（平成 22 年 10 月 28 日）

1 この規程は、平成 22 年 10 月 28 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 6 条第 2 号から第 5 号までの委員の任期は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、第 6 条第 3 号及び第 4 号の委員のうち 1 人の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

3 西九州大学動物実験委員会規程（平成 12 年 3 月 9 日制定）は、廃止する。

4 この規程施行の際、動物実験等に係る施設等が整備過程にあるときは、前項の規定にかかわらず、従前の例によることができる。（平成 24 年 1 月 19 日、附則第 4 項を削除）

附則（平成 23 年 9 月 15 日）

この規程は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。

附則（平成 24 年 1 月 19 日）

この規程は、平成 24 年 1 月 19 日から施行する。

附則（平成 26 年 2 月 13 日）

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 3 月 5 日）

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、西九州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条の4の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学院学則第9条及び第9条の2に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）で修了することが困難であると認められる者とする。ただし、留学生は対象としない。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に当たる必要があるため、修学、研究の時間が制限される者
- (3) その他、学長が相当と認めた者

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、大学院学則第9条及び第9条の2に規定する在学年限の範囲内で、1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程・博士前期課程にあつては、3年または4年
- (2) 博士後期課程にあつては、4年、5年または6年

2 休学期間は、前項の期間に算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、入学試験出願時に「長期履修申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、研究科長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号の該当者
在職証明書又は在職が確認できる書類

- (2) 第2条第2号又は第3号の該当者
当該事実もしくは事情を証する書類又は申立書

2 第1項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間の短縮)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）が、在学中に申請事由が消滅した場合は、必要な単位を修得していることを条件として、1回に限り当該期間の短縮（長期履修の取り止めを含む。）を申請することができる。

2 前項の短縮を希望する場合は、指導教員の承認を得て、長期履修期間短縮申請書（様式第2号）を希望する修了予定年度の1月末日までに研究科長に申請しなければならない。

3 第1項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修の期間延長)

第6条 長期履修の期間は、延長することができない。

(長期履修生の授業料等)

第7条 長期履修生の授業料等は、大学院学則第30条の3の規定により納付するものとする。

2 第5条の規定により長期履修の期間の短縮が認められたときは、第1項の規定により授業料等の額を再計算するものとする。なお、再計算の結果、授業料等の納付総額に不足が生じた場合は、短縮を認められた年度の指定された期間に不足額を納付するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科委員会及び学部長会議の議を経て学長が行う。

附 則（平成27年3月2日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和３年２月 18 日）

この規程は、令和３年２月 18 日から施行し、平成 28 年４月 1 日から適用する。

長期履修申請書

研究科長 殿

次のとおり西九州大学大学院（□修士課程（博士前期課程）／□博士後期課程）の長期履修をご許可
いただきたく、必要書類を添えて申請いたします。

(フリガナ) 氏 名			令和 年度入学
研究科 専攻	研究科		専攻
住 所	〒	電 話	
		Eメール	
勤務先		業 種	
		職 種	
勤務先 住所	〒	電 話	
希望する 長期履修 期間	☐ 修士課程（博士前期課程） 3 年 4 年 ☐ 博士後期課程 4 年 5 年 6 年 注）該当する課程に☑し、希望の年数を○で囲むこと。		
希望理由 及び 履修計画			

注）出願期間中に提出すること。

長期履修期間短縮申請書

令和 年 月 日

研究科長 殿

学籍番号

フリガナ

氏 名

下記のとおり長期履修の期間の短縮を希望しますので、西九州大学大学院長期履修規程第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

入 学 年 月	令和 年 月
許可を受けた修了予定年月	令和 年 月 (期間 年間)
希 望 する 修 了 予 定 年 月	令和 年 月 (期間 年間)
長期履修期間の短縮を 希 望 す る 理 由	
指 導 教 員 承 認	印

曜日	年次	I 8:50~10:20	II 10:30~12:00	III 13:00~14:30	IV 14:40~16:10	V 16:20~17:50	VI 18:00~19:30	VII 19:40~21:10
月	1				臨床研究		臨床心理学研究演習ⅠB	
	2					実践臨床研究		
	3							
火	1							
	2						臨床心理学研究演習ⅡB	
	3							
水	1							
	2							
	3				臨床心理学研究演習ⅢA		臨床心理学研究演習ⅢB	
木	1							
	2							
	3							
金	1	臨床心理学研究演習ⅠA						
	2			臨床心理学研究演習ⅠA				
	3							

「臨床心理学研究演習Ⅰ～ⅢA」「臨床心理学研究演習Ⅰ～Ⅲ」については、A（昼間）、B（夜間）となっており、担当教員と相談した上でどちらかで受講してください。

横掛けの科目については、必修科目を示す。

曜日	年次	I 8:50~10:20	II 10:30~12:00	III 13:00~14:30	IV 14:40~16:10	V 16:20~17:50	VI 18:00~19:30	VII 19:40~21:10
月	1				臨床研究		臨床心理学研究演習ⅠB	
	2					実践臨床研究		
	3							
火	1							
	2						臨床心理学研究演習ⅡB	
	3							
水	1							
	2							
	3				臨床心理学研究演習ⅢA		臨床心理学研究演習ⅢB	
木	1						ブレFD：大学教育実践プログラム	
	2						ブレFD：大学教育実践プログラム	
	3						ブレFD：大学教育実践プログラム	
金	1	臨床心理学研究演習ⅠA						
	2			臨床心理学研究演習ⅠA				
	3							

「臨床心理学研究演習Ⅰ～ⅢA」「臨床心理学研究演習Ⅰ～Ⅲ」については、A（昼間）、B（夜間）となっており、担当教員と相談した上でどちらかで受講してください。

横掛けの科目については、必修科目を示す。

定年に関する規程

「学校法人永原学園教職員就業規則」抜粋

第3節 定年

(定年)

第39条 教職員の定年は、次のとおりとする。

(1) 教授 68歳 准教授 65歳 その他の教育職員 60歳

(2) 事務職員・技術職員・労務職員等 60歳

2 前項の定年に達した教職員は、その定年に達した日（誕生日の前日）を含む年度の末日をもって定年退職とする。

(定年延長)

第40条 前条の定年に達した教職員のうち、理事長が特に必要と認める者及び58歳を超えて採用された者については、定年を延長することができる。その場合は、1年間の雇用契約とし、更に必要を認めるときは1年ごとに更新することができる。

2 前項により定年を延長することのできる期間は、教育職員にあっては2年、その他の職員にあっては5年を限度とする。ただし、事務局長については別に定める。

附 則（平成13年3月17日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び附則第3項の規定は、平成13年3月31日から施行する。

2 第40条第2項本文の規定中、当分の間、「教育職員にあっては2年」を「教育職員にあっては4年」、「その他の職員にあっては5年」を「その他の職員にあっては7年」と読み替えて適用することができるものとする。

3 前項の規定を適用するときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

附 則（平成13年12月15日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成14年3月31日から施行する。

2 附則（平成13年3月17日議決）第2項中「4年」を「5年」に改める。

「特任教員に関する規程」抜粋

(任用等)

第5条 特任教員は、その所属予定校の学長、校長又は園長が理事長に推薦し、常任理事会の同意を得て、理事長が任命する。

2 特任教員は、理事長が特に必要と認める場合は、第6条の年齢による就業制限を超えて任用することができる。

3 特任教員の任用は、契約によるものとし、契約期間は、1年以内とする。ただし、必要な場合は更新して再契約することができる。

4 労働契約法第18条第1項に規定する無期転換の行使により無期雇用に転換した場合であっても、この規程で定める特任教員として扱うものとする。

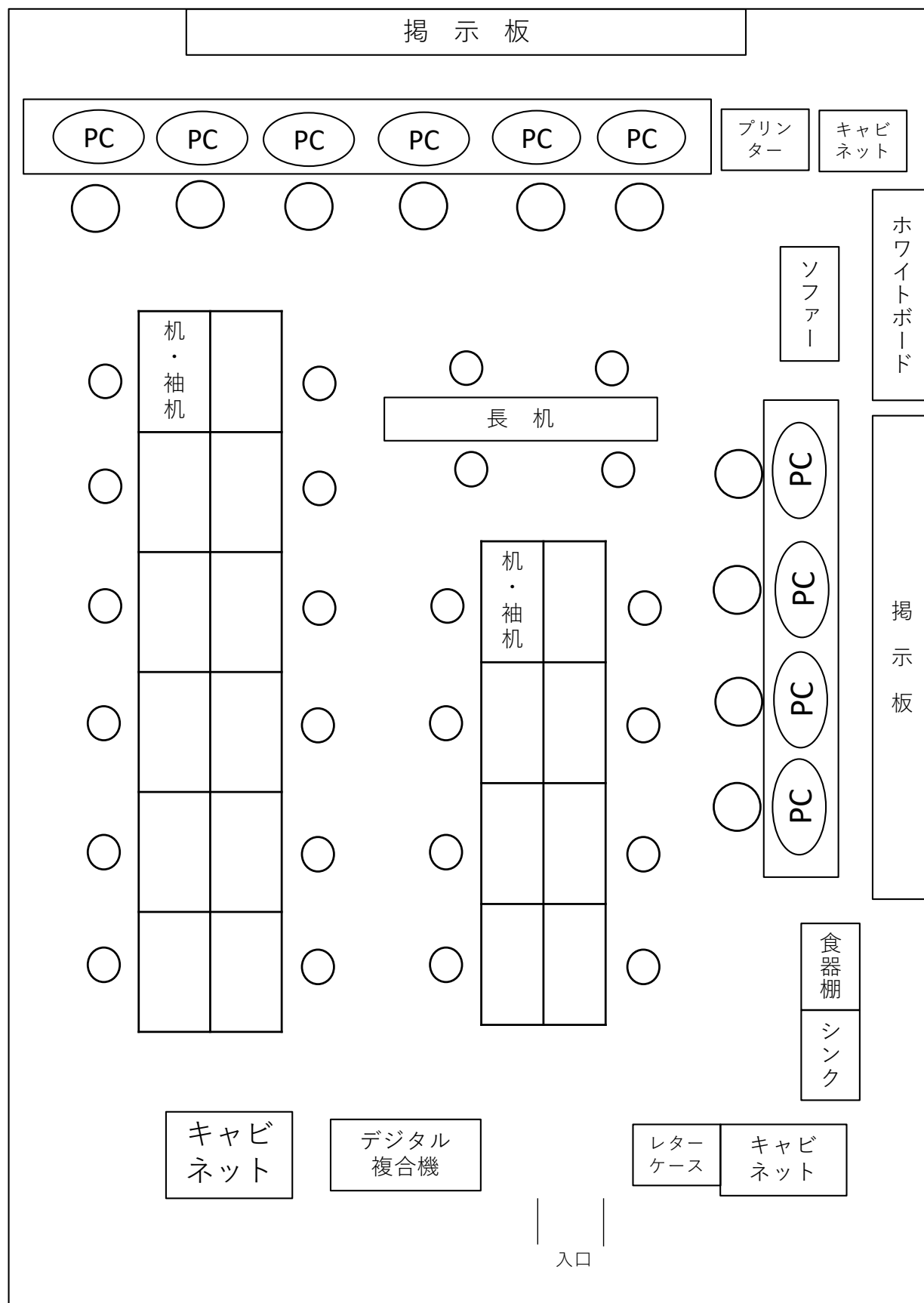
(年齢による就業制限)

第6条 前条第3項の規定にかかわらず、特任教授の就業可能期日は、68歳になった日の属する年度の末日までとし、特任准教授、特任講師及び特任教諭の就業可能期日は、65歳になった日の属する年度の末日までとする。ただし、前条第2項により任用された特任教員はこの限りでない。

(年齢による就業制限の延長)

第7条 前条の就業可能期日に達した特任教員のうち、理事長が特に必要と認める者については、就業可能期日を延長することができる。

大学院自習室の見取図（佐賀キャンパス）

大学院自習室 見取図（65m²）

西九州大学臨床心理相談センター規程

(趣旨)

第1条 西九州大学大学院臨床心理学専攻に関する規程第2条第2項の規定に基づき、西九州大学大学院臨床心理相談センター(以下「臨床心理相談センター」という)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 臨床心理相談センターは、臨床心理学的理論及び技術の研究を行うとともに、個人、家族及び地域社会などに対する臨床心理学的援助活動を通して、教育研究を行うことを目的とする。

2 臨床心理相談センターは、国家資格である公認心理師ならびに財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士を養成するための臨床心理実習の場を提供する。

(業務)

第3条 臨床心理相談センターは、地域住民の求めに応じて、次の各号に掲げる心理教育相談を行う。

- (1) 受理面接
- (2) 心理検査
- (3) 臨床心理面接
- (4) 親子面接
- (5) 遊戯面接
- (6) 集団心理面接
- (7) スーパービジョン

2 前項の心理教育相談の業務に関わる次条第5項の臨床心理相談員、第5条第2項の大学院臨床心理学専攻の学生及び第5条第3項の研修相談員は、別に定める西九州大学心理教育相談業務に関する倫理要項を遵守しなければならない。

3 臨床心理相談センターは、第1項の心理教育相談のほか、地域住民及び各種団体を対象としたコンサルテーション及び研修を行うことができる。

4 臨床心理相談センターの業務を行うため、西九州大学佐賀キャンパス内に臨床心理相談センターを置く。

(部門長等)

第4条 臨床心理相談センターにセンター長を置く。

2 センター長は、西九州大学大学院臨床心理学専攻長の命を受け、臨床心理相談センターの業務を総括する。

3 センター長の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

4 センター長は、臨床心理士有資格者で専任教員の内から西九州大学大学院臨床心理学専攻長が指名し、理事長が命ずる。

5 前条第1項の心理教育相談は、臨床心理相談員が行う。

(相談員の委嘱)

第5条 西九州大学大学院臨床心理学専攻長は、第3条に掲げる業務を遂行するために、専任教職員の中から理事長の承認を得て臨床心理相談員及び事務職員を委嘱することができる。

2 大学院学生のうち臨床心理学専攻の学生は、臨床心理相談員の指導のもとに、第3条第1項の心理教育相談にたずさわることができる。

3 大学院の臨床心理学専攻を修了した者は、研修相談員として、臨床心理相談員の助言を受け、第3条第1項の心理教育相談にたずさわることができる。

(相談料)

第6条 心理教育相談を申し込もうとする者は、相談の種類に応じ、次の表に定める相談料を納入しなければならない。

相談の種類	相談料
受理面接	2, 000円(初回)
心理検査	2, 000円
心理検査(簡易型)	1, 500円
臨床心理面接	1, 500円
親子面接	2, 500円
遊戯面接	1, 500円
集団心理面接	1, 000円
スーパービジョン (本学卒業・修了者)	3, 000円
上記以外	8, 000円

2 特別の事情がある者については、前項の規定にかかわらず相談料を免除することがある。

3 既納の相談料は、返還しない。

(相談記録の保存)

第7条 相談記録の保存年限については、永原学園文書保存規程による。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、臨床心理相談センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則(平成30年2月19日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 西九州大学臨床心理相談に関する業務規程は廃止する。

附則(平成31年2月18日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

西九州大学心理教育相談業務に関する倫理要項

(目的)

第1条 この要項は、西九州大学臨床心理相談センター規程第3条第1項に規定する心理教育相談業務を行う、同規程第4条第5項、第5条第2項及び第3項に規定する臨床心理相談員、大学院臨床心理学専攻の学生及び研修相談員（以下「臨床心理相談員等」という。）が、臨床心理学の専門的知識と技能を社会の福祉に寄与し、来談者の基本的人権を尊重するために、守るべき倫理の基本原則を明確にすることを目的とする。

(責任)

第2条 臨床心理相談員等は、自らの相談業務の及ぼす結果に責任を持たなければならない。

- 2 臨床心理相談員等は、業務の遂行に際し、来談者の基本的人権の尊重を第一義として、個人的、組織的、財政的、政治的目的のために行ってはならない。また、自らの価値観を強制してはならない。

(技能)

第3条 臨床心理相談員等は、訓練と経験によつて的確と認められた技能によつて来談者に援助・介入を行うものである。そのため常にその知識と技術を研鑽し、高度の技能水準を保つよう努める必要がある。一方、自らの能力と技術の限界についても十分わきまえておかなければならない。

- 2 大学院臨床心理学専攻学生及び研修相談員については、臨床心理相談員による指導を特に重んじることが求められる。

(秘密保持)

第4条 臨床心理相談員等は、相談業務を通して知り得た事項を、専門家としての判断のもとに、必要と認めた以外の内容を他に漏らしてはならない。

- 2 臨床心理相談員等は、事例や研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、来談者の秘密を保護する責任を持たなくてはならない。

(査定技法)

第5条 臨床心理相談員等は、来談者の基本的人権に留意し、査定を強制してはならない。また、その技法をみだりに使用せず、査定結果が誤用・悪用されないよう配慮を怠ってはならない。

- 2 臨床心理相談員等は、査定技法の開発、出版、利用に際し、その用具や説明書等のみだりに頒布することを慎まねばならない。

(援助・介入技法)

第6条 臨床心理相談員等は、相談業務を自らの専門的能力の範囲内でこれを行い、常に来談者が最善の専門的援助を受けられるよう努めなければならない。

- 2 臨床心理相談員等は、自らの影響力や私的欲求を常に自覚し、来談者の信頼感や依存心を不当に利用しないよう留意しなければならない。また、その業務は、相談業務の関係の中でのみ行い、来談者又は関係者に対し、個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動を慎むと共に来談者又は関係者との間に私的関係を持たないよう心がけなければ

ばならない。

(他機関及び他の専門家との関係)

第7条 臨床心理相談員等は、相談業務を通してかかわる他機関及び各専門家の専門性と権利及び技術を尊重し、相互の連携を配慮すると共に、その業務遂行に支障を及ぼさないように心がけなければならない。

(研究)

第8条 臨床心理相談員等は、臨床心理学に関する研究に際して、来談者や関係者の心身に不必要な負担をかけたり、苦痛や不利益をもたらすことを行ってはならない。

2 臨床心理相談員等の研究は、相談業務遂行に支障を来さない範囲内で行うよう留意し、来談者や関係者に可能な限りその目的を告げて、同意を得た上で行わねばならない。

(公開)

第9条 臨床心理相談員等は、公衆に対して心理的知識や専門的意見を公開する場合には、公開者の権威や公開内容に誇張がないようにし、公正を期することとする。特に、商業的な宣伝や広告の場合には、その社会的影響について責任が持てるものに限ること。

(倫理の遵守)

第10条 臨床心理相談員等は、この要項を十分に理解し、違反することがないように相互の間で常に注意しなければならない。

附 則（平成26年3月7日）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月7日）

この要項は、平成26年8月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月24日）

この要項は、平成31年1月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

西九州大学臨床心理相談センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西九州大学大学院臨床心理学専攻に関する規程第2条第2項ならびに西九州大学臨床心理相談センター規程第8条の規定に基づき、西九州大学臨床心理相談センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 西九州大学心理教育相談業務に関する倫理要項の制定、改廃に関すること
- (2) 西九州大学臨床心理相談センター(以下「心理相談センター」という。)の予算に関すること
- (3) その他心理相談センターの運営に関すること

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に定める者をもって構成する。

- (1) 西九州大学大学院臨床心理学専攻長
- (2) 臨床心理相談センター長
- (3) 心理相談センターで心理教育相談の業務を行う臨床心理相談員

(委員の任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の委員が欠員となった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、臨床心理相談センター長をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催及び議決)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったときに、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務)

第7条 センターの事務は、センター事務室において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附則（平成26年7月14日）

この規程は、平成26年7月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年10月19日）

この規程は、平成27年10月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成30年2月19日）

この規程は平成30年4月1日から施行する。

心理実践実習に関する履修内規

(趣旨)

第1条 この内規は、心理実践実習に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 実習を行う学生は大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻修士課程に在籍していること。

(心理実践実習の許可)

第3条 前条の規定を充たす者は、臨床心理学専攻会議を経て実習を行うことを許可される。ただし、次の各号の一に該当する者は、心理実践実習を許可しない。

- (1) 心理実践実習費を納入していない者
- (2) 大学の指示する条件を満たした個人損害賠償保険に加入していない者
- (3) 臨床心理学専攻会議で、本人の性行（生活態度・学習態度等）において心理実践実習を行うに不適当とみなした者

(心理実践実習の時期及び時間数)

第4条 心理実践実習は、公認心理師法施行規則第3条第3項の規定に基づき、本学臨床心理相談センターを含む文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設(告示第5号)において行うものとし、学外実習の実施時期については、実習先と調整の上決定する。

- 2 心理実践実習の時間は、450時間以上とする。また、実習において担当するケースに関する実習時間は270時間以上(うち、学外実習施設における当該実習時間は90時間以上)とする。

(履修方法)

第5条 心理実践実習は、次表に示す履修方法により行うものとする。

表 心理実践実習における履修方法

授業科目	単位数	実習時間	配当年次	実習施設
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習Ⅰ)	1単位	45時間	2年通年	公認心理師法施行規則第3条第3項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設(告示第5号)
心理実践実習Ⅱ	5単位	225時間	1・2年通年	
心理実践実習Ⅲ	4単位	180時間	1・2年通年	

附 則 (平成29年11月16日)

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

西九州大学佐賀キャンパス図書館の蔵書数(臨床心理学専攻)

	書 名
1	LD研究
2	家族心理学研究
3	家族療法研究
4	季刊 公認心理師
5	教育と医学
6	教育心理学研究
7	切抜き速報健康りてらしい
8	切り抜き速報 保育と幼児教育版
9	切抜き速報福祉ニュース 障害福祉編
10	ケース研究
11	月刊健康教室
12	健
13	厚生指標(増刊含む)
14	更生保護
15	心とからだの健康
16	こころの科学
17	子どもの虐待とネグレクト
18	コラーゲン療法研究
19	思春期青年期精神医学
20	児童青年精神医学とその近接領域
21	実践みんなの特別支援教育
22	心理臨床学研究
23	精神医学
24	精神科治療学
25	精神療法
26	そだちの科学
27	特別支援教育
28	特別支援教育研究
29	特別支援教育の実践情報
30	統合失調症のひろば
31	日本芸術療法学会誌
32	発達
33	臨床心理学
34	臨床動作学研究
35	箱庭療法研究
36	遊戯療法研究
37	臨床心理身体運動学研究
38	老年精神医学雑誌
39	ロールシャッハ法研究

和
雑
誌

項 目	書籍(冊数)		視聴覚
	和書	洋書	
心理学	1,159	70	38
普通心理学・心理各論			
発達心理学	214	7	14
異常心理学	1,843	31	120
臨床心理学・精神分析学			
社会心理学	268	30	0
文化・文化社会学			
家族問題 男性・女性問題 老人問題	1,211	228	15
自殺 自殺防止	8	0	0
犯罪 犯罪人 組織犯罪	25		
青少年犯罪	34	1	0
中毒者	1		
障害者福祉 身体障害者福祉 肢体不自由者福祉	89	0	10
精神障害者福祉 精神薄弱者福祉 情緒障害者福祉	25	0	
児童福祉 母子福祉 母子保護 父子家庭	604	37	28
教育心理学 教育的環境学	1,401	104	29
理論 方法 幼児心理	222	2	51
障害児教育	2,236	52	180
医学・基礎医学	858	9	144
内科学	2,090	44	182
婦人科学・産科学	30	1	4
個人衛生・健康法	244	1	36
労働衛生など	45	0	9
芸術心理学	2	0	0
音楽心理学	3	1	0
体育心理	22	0	0
合 計	12,634	618	860

電子ジャーナル

	書 名
1	Clinical Psychology and Psychotherapy
2	Journal of Clinical Psychology
3	小児保健研究

西九州大学大学院研究科委員会規則

(趣旨)

第1条 西九州大学大学院学則（平成11年4月1日制定）第38条に規定する大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織、権限及び運営等については、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 研究科の授業又は研究指導を担当する専任教員

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学（再入学を含む。）及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 研究科長の選考に関する事項

(5) 研究科担当教員の選考に係る人事計画の立案及び資格審査に関する事項

(6) 大学院学則又は大学諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項

(7) 学生の表彰、懲戒に関する事項

(8) その他、学長又は研究科長が諮問した事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の休学、復学、退学及び除籍に関する事項

(2) 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事項

(3) 学生の単位修得に関する事項

(4) 学生の修学等に必要な助言・指導その他支援に関する事項

(5) その他、研究科の研究・教育に関する事項

(会議の招集及び議長)

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科委員会においてあらかじめ指定した教授が、その職務を代行する。

(研究科委員会の成立要件及び議決)

第5条 研究科委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第1号及び同条第2号に掲げる事項並びに特に重要な事項については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審議結果の上申)

第5条の2 研究科長は、第3条第1項及び同条第2項の審議事項に係る研究科委員会の意見を学長へ上申するものとする。

(事務の処理)

第6条 委員会の事務は、総務課にておいて処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月16日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月20日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月17日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月14日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(趣旨)

第1条 西九州大学大学院（以下「本学」という。）のファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本学の教育の理念・目標及び教育内容・方法に関する組織的な研究、研修の円滑な実施を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 定期的なファカルティ・ディベロップメント講演会、研修会等の企画及び実施に関すること。
- (2) その他本学のファカルティ・ディベロップメントに関すること。

(組織)

第4条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 教務部長
- (3) 各専攻から選出された専任教員各1人
- (4) 事務局長

(任期)

第5条 前条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置き、委員長は研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議の開催及び議決)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったときに、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第9条 事業を円滑に遂行するために、委員会が必要と認めたときは専門委員会を置くことができる。

- 2 委員会が必要と認めた時は、専門委員会に委員以外の者を加えることができる。

(事務局)

第10条 委員会に関する事務は、教務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成 24 年 6 月 21 日 制定）

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 21 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第 4 条第 1 項第 3 号に規定する委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 26 年 3 月 6 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 19 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。